

高橋進名誉会長を偲んで

佐藤貢悦¹⁾

Remembering Dr. TAKAHASHI Susumu,
the Honorary Chairperson of the Home Education Society of Japan

本学会名誉会長、筑波大学名誉教授・元副学長高橋進先生は、平成22年1月22日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の辞を述べさせていただきます。

高橋進先生は、昭和3年1月4日長野県にお生まれになりました。陸軍士官学校にて終戦を迎えられ、郷里での教員生活を経て東京教育大学に入学、昭和30年に卒業された後、大学院へと進学、諸橋轍次先生の高弟である原富男先生に師事し、博士課程終了後、文学博士の学位を取得され、東京教育大学付属小学校教諭を経て、文学部講師、助教授などを歴任されました。

その時期、高橋進先生は、昭和35年に「周易正義の思想史的研究」¹⁾を著し、『周易正義』の主たる編纂者孔穎達（こうえいたつ、574～648）²⁾が、魏晋南北朝以来の老荘的思惟に影響された無為自然の思想に立っていたことを初めて論証されました。さらに重要なことは、後の宋代新儒学は老荘的思惟を拒絶している点で、孔穎達思想からの反転とみなされてよいことになり、先生のご研究によって唐から宋明時代に至る儒学思想史の新たな側面が顕彰されたわけです。このご功績により、昭和36年に日本倫理学会和辻賞を受賞されました。

この間、昭和34年に恵子夫人という人生の良き伴侶を得られ、二男一女に恵まれ学問にもますます

充実した生活をされておられた昭和48年あたりから、高橋進先生にとって大きな転機が訪れました。それは、東京教育大学の筑波移転にともなう、筑波大学開学という出来事でした。東京教育大学にあって、移転に賛成する教職員の先頭に立っておられた高橋先生には、たいへんなご苦労があったと伺っています。さらには、開学して間もない草創期の筑波大学において、昭和49年に教授となられ、翌年には第二学群比較文化学類長、52年には附属図書館長として現在の中央図書館建設にご尽力され、54年には副学長に就任されました。平成3年3月筑波大学を定年でご退官されるまで、先生は数々の要職を務められ、筑波大学の発展に多大な貢献をなさいました。

こうしたご多忙のなか、高橋進先生は、その強靱な精神と身体とをもって、ときには不眠不休の生活を過ごされながら、日本のみならず広く東アジアの学術世界において輝かしいご功績も残されました。先生はまず、宋代思想の集大成者としての朱子（1130～1200）と、明代思想に屹立する王陽明（1472～1529）とを取り上げ、宋明思想史における世界観、存在論の問題、実践論の問題について斬新な知見を加えつつ、これを構造的に明らかにされました。このような宋明思想史研究の基盤に立って、先生は朝鮮朱子学とりわけその双璧といわれる李退溪（りたいけい、1501～70）と李栗谷（りりっこく、1536～84）に関する研究へと領域を広げられ、特に李退溪研究において金字塔を樹立されました。すなわち、李退溪の世界観、人間観、政治思想、代表的著作である『聖

1) 日本家庭教育学会副理事長

筑波大学人文社会科学部研究科教授・文博

学十図』の体系構成、「敬」の思想の位置づけに関して、李栗谷思想等との比較を通じて、李退溪の思想が「敬」の概念を中心として構築されたものであることを初めて明らかにされました。ご高著『李退溪と敬の哲学』（東洋書院、1985）に結実した一連の研究成果に対して、韓国内外の大学および研究機関にあって、退溪学の研究・宣揚に卓越した業績を著されたとする評価が高まり、昭和60年11月韓国退溪学研究院より、第一回退溪学学術奨励賞が贈られました。

また、高橋進先生は「日本道徳基礎教育学会」での活動を通して、全国の小・中学校における道徳教育の普及・推進に寄与してこられました。道徳教育は、敗戦を契機に学校教育から排除され社会科を中心に行われてはいましたが、青少年の非行増加等の社会的状況に憂慮した当時の文部省は、昭和33年の学習指導要領改訂のなかで、小・中学校に週一時間の「道徳の時間」を特設することとしました。しかし、戦前の「修身」教育へのアレルギーもあって、「道徳の時間」の普及が順調とはいえないなか、高橋進先生は、恩師原富男先生とともに、倫理学・教育学等に携わる大学教員、道徳教育に関心のある小中学校教員との対話を重ね、昭和44年に道徳の基礎教育に関する研究・討議を行う全国組織としての「日本道徳基礎教育学会」を設立されました。先生は、設立当初は副会長として、昭和52年原富男先生勇退のあとは会長として、平成15年に会長を退かれるまで、文字通り日本の道徳教育の振興に指導的役割を果たしてこられました。

さらに、今日のように家庭教育の重要性が叫ばれ、家庭の教育力の低下が危機的状況にあると認識されるようになる以前の昭和60年2月、高橋進先生は、中村元東京大学名誉教授を会長とし、多くの国や地方の行政担当者、教育関係者、民間団体職員、家庭の父母等の参加者を得て、みずから実質的な創立者となってこの「日本家庭教育学会」を立ち上げられました。本学会は平成11年9月に、家庭教育に関する学会としては日本で初め

て、日本学術会議より「登録学術研究団体」に認定され、日本学術会議の改組再編により平成18年5月「協力学術研究団体」に再認定されて今日に至っています。

高橋先生は、平成3年中村初代会長の勇退を受けて第二代会長に就任した後も、率先して家庭教育に関する多くの著作を発表する一方、日本における家庭教育再生のために、そして日本と同様に憂慮すべき状況を抱える韓国において韓国家庭教育学会の設立（平成17年11月）を促すなど、国際親善のためにも指導者としてその中心に立てられました。

こうした研究ならび学会活動と並行して、高橋進先生は、平成3年4月に筑波大学名誉教授及び目白学園女子短期大学副学長兼目白学園理事となられ、目白学園の長年の悲願であった目白大学の創立を果され、平成6年4月、目白大学開学とともにその初代学長に就任されました。平成11年3月、目白大学学長及び筑波大学参与を退任した後、平成16年4月学校法人八洲学園の要請により、みずから創立した八洲学園大学の初代学長に就任されました。平成19年3月にご病氣により退任されるまで、日本で最初のインターネット大学、家庭教育を主たる教育目標とする八洲学園大学の発展に貢献されました。

高橋進先生は、日本、中国、韓国を中心とするいわゆる東アジアの倫理思想史研究の領域において、きわめて重要な研究成果を残される一方で、日本の道徳教育、家庭教育振興の第一人者として指導的役割を果たされるなど、さまざま社会活動においても指導者として邁進された、そのご功績はまことに顕著なものがああります。

こうした輝かしいご功績により、高橋進先生には従四位瑞宝中綬章が授与されました。平成22年3月6日の常任理事会において、高橋恵子夫人より叙勲のご披露があり、あわせて「こうした栄誉は主人一人のものではなく、長く主人を支えてくださった本学会の皆様とともに拝領させていただきます」、というご挨拶を頂戴しました。

ここに、あらためて高橋進先生のご指導とご尽力とに深い感謝を献げますとともに、ご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

注

- 1 東京教育大学倫理学会『倫理学』第8号、所収。後に、博士学位論文『無為自然から作為積極へ』（文理書院、1965）の骨格を構成する主要論文となった。
- 2 唐代初期に、太宗李世民の信任を受けて、『五経正義』編纂に中心的役割を果たした学者である。高橋先生は、この人物を「くえいたつ」と呉音で読むのを常とされた。おそらくは平安時代にまでも遡ることのできる慣用読み of 習わしではあるから、他に「くようだつ」と読む研究者もいる。が、孔子の子孫ということでもあり、あえて漢音で読むと「こうえいたつ」となる。

現代の核家族の現状と行方 —家庭教育の法制化とその具現をめざして—

中 田 雅 敏¹⁾

Beyond the Issues of Nuclear Family:
Toward Constructing and Institutionalizing Home Education System in Japan

はじめに

日本は戦後急速な経済発展を遂げた。その背景には、都市化の進展と産業化の伸展があった。毎年政府が発行する「経済白書」によると日本の経済高度成長期は、一人当たりの実質国民所得が戦前で最も高かった1934年～1936年の水準を超えた1955年がその開始時と考えられている。1960年には対前年比で10%を超える高い成長率の維持があり、これが高度経済成長のピークをなし、その後1973年に第1次石油ショックで低迷し、1980年代のスタグフレーションと円高を克服し、日本経済は中程度の持続的経済成長を維持した。このような経済成長の中で、産業構造が大幅に変化し、人口の都市集中化がひき起こされた。この時期の日本社会の構造変化は極めて大きく、家族の変容は、家庭の形態、機能、役割の面においても大きく変化させる核家族化が促進された。目に見えるまでに形態的な面において変化が著しかった。まず家族が何人ほどの成員で構成されていたかについて考えたい。

(1) 家族の形態的变化

家族規模の側面からの都市化と日本の家族の変容は普通世帯平均人員の推移でも良くわかる。1920年(大正9年)から1955年(昭和30年)までは一家族4.97人と家族構成員数ではまったく変化していない。1960年から4.54人、1965年は4.05人、

1970年は3.69人と減少し、2000年には2.71人と激減している。家族形態を構成の面から考えるとすれば、夫婦家族率の推移から考えるのが一般的である。家族構成の変化は夫婦家族の比率の推移により、夫婦家族のみの比率の高まりを核家族と呼んでいる。高度経済成長が進展する1960年以降の核家族化は著しく、人口の都市集中化に伴って進行した。しかしこの期の核家族化は、「親族世帯の解体」というよりも、田舎には長男などの三世代同居の家族を残し、農村の労働力を吸収した都市で夫婦単位の家庭を持つ都市型核家族であった。こうした核家族化を推進したのが高度経済成長を支えた「移行期世代」であった。1950年以前の日本は多産多死という出生状況があり、1960年以降は少産少死の核家族化がすすんだ年代であった。

(2) 家父長的直系家族

日本における1898年(明治31年)に公布された旧民法は、強固な戸主権を設定するために行われた。家の制度は生産の中心的集団であると考えられ、集落的家連合を構成させるために明治政府が必要としたものであり、第一次産業を定着させておくことが目的であった。それゆえ集落は常に同質の集団でなければならず、移動性の低い地域性を持っていた。家制度の下では何よりも家を継承し、家の経済的基盤である家産を守り、それを子孫に伝えることが重要な機能とされていた。

これまで明治31年に公布された旧民法には、「儒教倫理に基づく道德」が背景にあったと柳田

1) 八洲学園大学家庭教育専攻教授

国男や川島武宣は指摘していたが、そうした倫理観や道徳が人々の精神を拘束することはなかった。私の曾祖父吉澤昇平は埼玉県久喜にいた亀田鷗斎門下の中島撫山に漢学を学び明倫校で教えた後に、埼玉県蓮田市黒浜で寺子屋私塾を開講しており、明治五年の学校制度の発布とともに小学校訓導第一号となった。私の祖父はここで学問を学んだ。多くの農村の子弟は生活に必要な基礎的な読み書きを必要としたのであった。日々の生活に追われていた庶民の間では家制度的な規範は強い拘束力を持ち得なかったと考えられる。家の発展に比べれば家族員個人の精神的安定や経済生活の保障というような個人を単位とする考えはなく、個人の福祉追求は家の中に埋没していったと考えられる。これが今日の日本の社会のあり方や、個人の倫理観の荒廃、道徳性の欠如に直結していると考えられるのである。

個人の倫理観は歴史的にどのように形成されていったのであるかをもう一度考えてみたい。戦後の経済成長を必死に支えてきた世代にも、生涯にわたって学びを楽しもうとする時代がようやく到来している。現在到来している生涯学習社会を基底から支えている最も重要な条件は、経済的な豊かさである。江戸時代は「おおらかな学びの社会」であった。言ってみれば、先の学習指導要領で示された「ゆとり教育」の時代であった。それは江戸時代の学びに三つの側面があったものが、明治維新後に「学びの目的」が変質されて「学力重視型の学び」になったことになる。

江戸の学びの本質の第一は庶民を中心とした寺子屋であり、第二は基礎的な読み書き能力の上に開化した学びを楽しむ文化、第三に武士たちの教育機関である昌平坂学問所や藩校の存在、であったものが、明治5年の学校制度の公布とともに「学問は身を立てるの財本」という考え方に変わり、学問は立身出世の手段であり、学問を修めることによって自らの経済的な豊かさや社会的に高い地位に就くことのできる方法であると考えられていったのである。

19世紀以降に各藩が藩校を起こして、試験を実施し、従来の身分制度的な体制では汲み上げ切れなかった下級武士の中から有能なものを抜擢しようとする能力主義的な試験登用制度は、「勉学の動機付けとしてのみ機能」すれば、武家社会に本質的な動揺をもたらすことはなかった。しかし、政治改革の一環として導入されれば、政治的な地位が特定の家によって相続される身分制秩序への挑戦となってしまうので、譜代門閥層の激しい抵抗によって改革としての要は果たされなかった。

能力は個人に属するものであることから、能力を相続することはできない。有能な人間によって統治にかかわる実務を処理しようとするならば、身分制社会の編成単位である「家制度」ではなく、個人を編成単位とした社会を作る以外に方法はない。個人によって編成される社会をもたらす、脱身分制を推進するには単に「物差し」ではない試験制度を完全に導入するしか方法はなかったのである。佐賀藩、金沢藩、鳥取藩、などは藩主自体が強いリーダーシップを持って試験による人材登用制度を導入したが改革は挫折した。明治政府は単に武士身分を解体するだけではなく、存亡の危機に瀕している国家と民族のためにすべての国民の中から有能な人材を選び出すという、徹底した能力主義下に基づく官僚制国家を作り、より強固に作り出す方向へと動き出したことによって伝統的な「家格制」を廃止したのであった。

新政府の管理を中国の科挙にならって試験によって選抜しようとする建白書に対する諸藩の対応を記した資料によれば「可は164藩、否は9藩、可否相半は5藩、無定論は28藩」であり、維新直前の諸藩は官僚選抜試験の導入は「家格を維持しようとする譜代門閥層」と「能力主義」の導入による改革派との対立が逆転した瞬間であり、その後実施された一連の改革は「学校制度」に基づく変革であったのである。自らの身分的特権を否定する試験による官吏登用は、立身出世主義に裏打ちされつつ、官僚制を強固にし、その体制下で繰り広げられる受験戦争へとすさまじいエネルギー

ギーとして突き進んでゆくのである。

石田梅岩(1685～1744)の「石門心学」は正直、質素、儉約、勤勉などといった徳目は外からされる説教によってではなく、自らの内面的価値に照らして、そうせざるを得ない心境を実現させることであった。この考えは手島堵庵や中沢道二、大島有隣、関口保宣などに受け継がれ、農村には「勤勉、勤労」を説く精神運動として受容されていたが、明治維新期の資本主義化がもたらした没落農民の増大という現実の前に、具体的な対処療法を持たず、困窮にあえぐ農民達に従来の道徳を説く以外に術がなかった。梅岩の『都鄙問答』『齋家論』が商人や農民に多く読まれた。政府の富国強兵策のために国家予算の50%も60%も費やすには、そうした日常生活の「おおらかな学び」や「四季の移ろい」を詩歌に詠み、筆に写す、などの余裕はすでに消滅していたのである。まして「家の制度」を再度強固なものとして、第一次産業からの国家収入を期待されていた農民層には、「スロー社会」にあった「江戸期の儒教道徳」理念はすでに失われ、国民は国家の大勝利を信じて、心の中の道徳心を失いかけながらも、日本国の大勝利のために身を粉にして働いたのであった。国の発展のために、ようやく目を出し始めたこの意識や個人の目的達成という、個人にからむ考えは消滅させようと努力しながら国家と政府は報国尽忠、勤儉奉公という新たな集団を編成する考えを優先させたのであった。

こうした国家主義の下で個人としての意識を放棄し、日本国は次々と他国と戦争を続けながら帝国主義化し、そこで育成された観念や道徳は、尽忠報国、皇国史観へと消化されていったのである。曲がりなりにもそうして統一された意識を持たされた国民も、昭和20年8月15日の敗戦によってすべての精神的基盤を失ったのであった。

第二次世界大戦の終結を機に日本は「家制度」を廃止し、「夫婦家族制度」を創設したが、生活の面では依然として「家制度」を支えてきた生活規範が残存し、日本人の生活目標、生活手段、生

活条件に影響を与えてきた。中高年世代は、これらの二つの価値意識を内面化してそれを使い分けながら生きている。幼児期や学童期を「家制度」下で生き、中高年期を「夫婦家族制度」下で生きながら、二重価値規範に折り合いをつけながら生活をしている。それに対して戦後世代の人たちは、「夫婦家族制」下で生まれ育ってきたため、彼らのパーソナリティの中では、個人主義の価値規範が家族主義の価値規範よりも規制力の点で大きなウエイトを占めている。

私は1945年、昭和20年の戦後生まれである。私達以降の戦後世代の人々の中に「家族主義」の価値規範が存在するかという疑問が生ずる。その理由の一つは、「家制度」は廃止されたものの、「家制度」を支えてきた生活観念や倫理、習慣が多くの生活領域で壊されることなく残存していたのかという疑問が残るからである。第二には、戦中戦後の中高年世代の両親が、子育てにおいて自分自身の中の「家族主義」の価値規範に依拠して行動を取り、その行動と戦後世代の人たちが無意識に同一化して、人格の一部をなしたり、自我や超自我を形成して価値規範を維持していながら生活をしているのかという第二の疑問もある。戦中世代も戦後世代も相対立する価値規範を行動規範として持っているが、次の世代の親、その次の世代の青少年は「家族主義」的な生活と規範を離れて、個人主義の生活への変化を強めている。

(3) 核家族化の問題点

長子家督相続を前提としていた旧民法下の家族では、結婚した子供夫婦も親の戸籍に組み込まれて直系家族を構成する。そこでは多くが長子と同居するのが一般的であった。つまり三世同居世帯が普通であったが、今日では、たとえ長子であれ、結婚した子供が親と同居するケースは急速に低下している。老夫婦家族と子供夫婦家族達の別居型生活単位が戦後急速に進行した。今日、日本では核家族化への批判や懸念、三世同居家族への回帰的世論が高まっているが、その懸念は今日

の核家族が社会生活の基礎単位として極めて脆弱で、機能不全な存在として捉えられている危機感に起因しているとも考えられる。そのアンチテーゼとして戦前型の家族形態への短絡的な回帰思考が三世代同居願望である。

現代家族が直面している様々な問題を考えてみると共通する要因を見出すことができる。

- ①運命共同体としての家族意識や機能の欠如
- ②世代の断絶現象と同居
- ③家庭内暴力と家族殺人
- ④育児放棄と子供虐待
- ⑤高齢者の孤立と核家族の閉鎖性

父の威厳が失われ、毅然とした態度がとれずまっすぐに子供と向き合えない父親が多くなったといわれている。価値観や行動規範が大きく変わる親世代は子供世代に対して、権威と信頼性を維持する客観的な社会基盤を失ってしまっている。そのために指摘したような問題が生じていると考えることもできる。親の職業の継承性が途絶え、親子の日常生活体験が天と地ほどの違いがある現代社会では、親子関係が異邦人との家族集団ともとれる家庭もある。高齢者夫婦の孤立、独居老人宅の増加についても、親世代の生活扶養の経済的保障を伴わない賃金体系、派遣社員の増加、日給月給制賃金、所得の格差、という現代日本の低賃金体系に、貧困という居住水準が加われば、子世代は結果的には棄老に近い別居選択をせざるを得なく、加えて養育と看護、介護の重圧が加われば家族殺人や幼児虐待も起こることである。

日本の高度経済成長は、その後の列島改造政策によって達成された。当初は農村から都市への移住という型で促進された。政府はその時点では一家を挙げての挙家移住を考えていた。しかし、それはあくまで政策であって現実には農村で居住する人たちがどのように考えるのかという視点を持っていなかった。その結果農村では祖父母と長男夫婦が従来の生活形態を持った農村に残り、長男夫婦、あるいは長女夫婦が祖父母を扶養し、それ以

外の青年子女が都市に移住した。その結果都市労働者となって都市で家庭を持つこととなった青年層は、夫婦を基礎単位とする核家族を形成するようになるのである。

高度成長期に発生した列島レベルでの若年労働力の大都市圏への大量移動は、その若者たちの結婚動向が親世代との別居をごく一般的家族形態として定着させ、残された老夫婦は相互依存的な家族のネットワークから切り捨てられ、経済弱化した高齢者たちの孤立化は必然的なものとなり、現代の姥捨て伝説となりつつあることもまた事実であろう。

高度経済成長期に誕生した核家族化は、当時から現代に到るまでの経済的、社会的環境の変化の中で孤立無援の世帯を急速に拡大させ、様々な病理現象を伴う家族の顕在化をひき起こしている。都市部では生活上の問題や人生の難局時の対処法も誰にも聞くことができず、教えてもらう経験者もなく、加えて人口の流動に伴う住み替え現象は、若い家族の孤立化を一層促進させた。日本の現代住宅市場は、人々にその時々々の生活要求と経済能力に見合う取得可能な住宅を選ばせ、それを次々と移り住むことで必要な居住水準を実現する方法をとらせた。そこに定住し隣人とのコミュニティを育み生活を充実させるという基盤を作りえなかった。家族からも居住地からも連携の絆を断ちながらの生き方を求めざるを得ない住環境は、若い核家族であれ、高齢者の家族であれ、現代住宅事情も彼らを孤立無援の家庭生活に追い込むこととなった。若い母親の育児不安、育児放棄、虐待、家族内殺人、高齢者の孤独死、などは現代の極限状況の現象を呈しており、現代家族によって生み出された病理現象といえるだろう。若年核家族、高齢者核家族は、核家族としての生活環境条件や社会システムが未成熟な中で経済成長や都市化の進展に伴って作られてきたといえる。

現代日本社会の少子高齢化は程度の違いはあるが、都市化と工業化のすすむ先進諸国にとって共通の現象と思われる。家事機能や生活機能の外部

化が少しは進展しているものの、地域社会での支援システムや行政の支援がなければ核家族の孤立化はますます進展することであろう。

(4) 家族家庭の多様化と家庭教育

日本の家族形態は、1965年（昭和40年）以降急速に進展する。時は東京オリンピックを終えた日本が、その後の目覚ましい高度経済成長を達成することになるその入り口に当たっていた。やがて日本は、1985年（昭和60年）頃にはバブル経済の真っ只中にあり、世界一の繁栄国家を迎えることとなる。そして日常性の中からおきる事件が増加した。

この頃から新聞紙上やテレビニュースでは、親子殺人、幼児虐待、残酷な殺人、ホームレス殺人、働かない若者など、目にし耳にするのも耐え難い状況が日常的に報道されるようになった。その残忍さはますますエスカレートし、近親殺人、大量無差別殺傷、焼殺、撲殺、死体解体、死体遺棄と残忍さを加速させ耳目を覆いたくなることばかりである。中でも子供、我が子に対する虐待殺人は後を絶たない。その残忍さはますます濃密となりいまでは大事件でもなくなり、政府も有効な対策を見出せる状況ではなく日常化しつつある。特に事件が低年齢化しており青少年期に発生をみるようになってきている。中でも働かない若者の増加は、経済性や生産性の面から考えても大きな国力のマイナスともなっている。そうした若者達やホームレスという市民権放棄者が出現し始めたのが、日本が豊かになり、核家族化が進展する状況と期を同じくしている点に何かしかるべき問題点がそこにあったと考えられるのである。

家族における暴力や虐待には、家族の暗い側面や家族内部での不平等な人間関係が問題視され始めてから一般に見えてきた社会現象といえる。世界的に親子関係についての虐待や児童、高齢者虐待を問題視したり、禁止しようとする社会的な動きが生じてくるのは、十九世紀後半のようである。日本では児童虐待は1990年（平成2年）代に入り

急増している。家庭内暴力は1980年前後に子供が親に暴力を向ける家庭内暴力に意識が向けられるようになって表面化された。日本の子育ては欧米と家族観や子育て観が違っているため、親から子供への暴力や児童虐待は起こりえないと考えられていた。

(5) 家庭内暴力と親子殺傷事件

家庭内暴力は、思春期になった子供にとって、親が子供のためを思っていることが、過干渉といった不適切な対応に感じられる場合、親に反抗的な態度や行動を取っているとして理解された。当時は親が子に暴力を振るうとか、夫から妻へ、息子から老両親に虐待を加える家族における暴力は我が国は存在することはほとんどないと考えられていた。この考え方の根底には長い歴史の中で家庭のあり方や、親子や師弟の関係を説いた儒教精神が生きていると考えたからである。江戸時代は朱子学によって、明治時代は修身教育によって、大正、昭和初期は忠臣愛国の思想によって日本人の精神性は確立されていると考えてきた。それが戦後の「修身教科」の廃止によって「君臣の忠」「親子の敬」「夫婦の和」「朋友の信」「長幼の序」という日常生活の中での規範意識が喪失したからだと考えられた。文部科学省ではあわてて「道徳教育」の復活を唱え始め、昨年度の新学習指導要領の策定時においては教科科目としての導入を検討したりした。また「伝統文化の尊重」を新学習指導要領の目玉とすることを重点施策とし、長いこと日本人の精神の拠り所となっている日本の文化の見直しを通して、家庭内の秩序の回復を図ろうとしている。

わが子を虐待していると相談をしにくる母親達の家庭生活は「男は仕事、女は家事、育児」という役割分担についての不満が多い。夫は朝から晩まで仕事のため、夫は社会に貢献すべき存在、などと不在がちの事や、母好みの日常生活においての悩みが多い。ことに身近に相談できる人がいない。援助してくれる人がいない。子供を託すこと

のできる施設や面倒をみってくれる老夫婦がいない、という悩みや葛藤など自分自身を受容してくれる人を切実に求めている相談が多い。わが子への虐待にいたるケースは、直接的なきっかけは子供のことで何か気に入らない、いつもうっとうしい、家事は嫌でどこかに逃げ出したい、などという切実な訴えであって心身についての負担は重いものがある。本人は深刻な問題だと捉えている日常生活における不満や悩みがみられる。

児童虐待をするのは特殊な母親ではなく、同じような状況に置かれれば誰でも児童虐待をする可能性があると考えられ始め、近年では家庭にとどまり子育てをしている女性にも社会的な支援の必要性が認識され、行政の取り組みも始まっている。またこうした場合の考え方には、児童虐待の問題を解決するには、単に子育て家庭の支援や、子育て期にある女性を支援すれば済む問題ではなく、新たに性別役割分業を創出し徹底するという考え方や、女性のポスト子育て期を見通した女性の人権保障という視点から社会的施策などを考える必要があると説く考え方もある。

(6) 多様化する家庭家族

社会的施策を必要とする考え方の根底には「多様化する家族」という社会情勢や家族状況の問題が背後にある。

①産業化と都市化と個人主義

生産性の向上と利益追求のために、競争主義と能力主義と効率主義の考えから個人主義の価値によって労働者の労働行為が方向付けられ、高い報酬を求めて「家」「定位家族」に頼らず移動家族のままで消費する生活パターンの出現によって、地方や農村で生活していた家族に残されていた家意識や家族規範意識、共同体主義の意識を払拭し、家族は個人主義に基づく核家族になってゆく。

②女性の就労化、高学歴化、晩婚化

家族の多様化の背景に、家庭の内と外での生き方を主体的に選択できる経済的自立を求めて、男性だけではなく女性の家庭外就労が必要となり、

そのため女性の高学歴化がすすんでいる。女性が自分の潜在的能力や個性の実現のためには高学歴と高就労化を背景として自己実現を果たすことが有効であり、そのためおのずと女性の晩婚化が進展している。

③単身赴任家族の増加

転勤は家族全員で移動するための条件が整っていない場合が多く、また単身者用の住宅であったり、実際には家族全員で移住することが難しい。そのため二重世帯になったり、核家族だけになり祖父母同居の拡大家族には難しい条件となる場合が多い。

④子供不産家族

夫婦ともに共働きで収入を得て、子供をもうけない家族。現在の政治を劣悪と考えたり、経済や環境などを考えると子供は健康には育てられないとする悲観的な子育て感を持っている。家庭はこの種の考えを持つ夫婦にとっては、「二人の愛の果」としてみるしか意味を持たない。

⑤別居夫婦家族

自分自身の生活世界を大事にしたいという価値観を持って夫婦が意図的に別居しているタイプと、夫婦が別にそれぞれの仕事を持っていて、生きる際に経済的、精神的自立を最も重視し、共生のために敢えて共住を選ばない家族形態を言う。やむを得ずの別居である。

⑥夫婦別姓家族

政権交替により実現のための法制化が進められている。「夫婦同一姓」から「夫婦別姓」への移行である。日本では男性よりも女性に希望が多く、比較的高学歴の有職女性が主張している場合が多い。

⑦同棲家族

婚姻制度がある国で、それを無視して婚姻の手続きをせず、男女が性関係を伴う共同生活をすることによる家庭をいう。婚姻は法によってある程度は生活が保障されているが、共住と扶養義務の責任を負わない家族をいう。したがって子供は婚姻によって生じる嫡出子と婚姻によらない非嫡

出子という扱いとなり、相続に関わる財産分与に大きな違いが生じる。

⑧同性愛家族

今日では同性愛同士の結婚も制度的に認められている国もある。デンマーク、ノルウェー、スウェーデンなどで容認されている。結婚によって形成される家族を「同性愛家族」と呼んで、国や社会に対して異性愛に基づく家族と差別をしないようにという運動を行っている。出産による社会の再生に対する貢献度も低いと評価されてきた。しかし生命科学の発達という観点から家族としての位置づけをしようとする世界的な視点が育ちつつある。

⑨夫無用家族

女性の中には子供は欲しいが夫はいらないとする人がおり、生まれてからの養育よりも、生まれる前の「遺伝子」を重視している。男性の精子を商品として買い求め、優秀な子供を求めるという生命科学の発達に基づいている。これまでの母子家族とは異なる「意図的母子家族」と呼ばれている。

⑩離婚型家族

婚姻関係という制度上の手続きを解消した後も、実質的には家族としての生活を続けている点から同棲家族とも言えるが、何らかの社会的問題、たとえば負債の支払いなど法的な綱をくぐる手段として離婚をしている家族などをいう。長引く不況のため今日増加の傾向にある。

以上のように日本の家庭、家族は多様化に向かっている。そのために家族の多様化は人間が生きていく際に「選択肢」が増加したことを意味している。それに伴って生活も変化をしているわけであるから、そこにはおのずから要求を充足させるための対象、手段、条件、規範などが必要になってくる。生活が変化することとは、生きるための欲求充足水準の高位を求めるための対象、手段、方法、規範などを変化させて社会の水準を保つための教育が必要となる。これが『家庭教

育』であるといえよう。社会の生活水準が長いこと変化をしなかった時代、例えば近世以前にはそれは一様一律の規範や教え、訓育などでこと足りていた。しかし生活がめまぐるしく変化する今日、生活の変化そのものを考えても社会の大多数の人々にみられる大きな流れ（変化）と少数の人々が主張する小さな流れがある。

現代社会の生活の変化や家族、家庭の変化の在りようは指摘した状況になっている。生活における「家族の個人化」や「自己目的化」は実質的に大きな流れとなっている。地域社会における共生や、同じ規範意識を持って生活する地域共同社会は理想的ではあるが、社会の流れとしては小さな流れとなりつつある。かつては「向こう三軒両隣」とか「長屋の主は親も同然、店子は子も同然」という地域コミュニティを形成し、村全体という考えがあつて突出しない生き方を最善と考えてきた。それ故その組合（相互扶助組織）では誰もが同じ規範意識、倫理意識、道徳意識を持っていたからそれが自然に家庭教育となっていた。それゆえに家では何を教え身につけさせるか、地域では何を教えるか、村では何を教育させるかが決まっており、それによって共同体が形成されていた。寺子屋という教育機関もあり、日本国中がほぼ同じ生活形態であつたから、そこで教えることもそれほどの違いはなかった。

(7) 家族家庭構成における教育の問題

近世江戸時代の1680年頃からそれ以降の近世社会に日本全国に普及されていた書籍に『百姓伝記』というものがある。この書物は巻一から巻七までが総論で、生活のための規範や日常生活を営む上での心得や規範が記されている。そこには農事に関する気象の見方、農民の心構え、土壌論、建造物論、屋敷木論、農具論、肥料論、治水論が書かれ、以下各論には農作物の育て方や食生活、諸道具に到るまで詳細に記述されている。これが普及されていたため全国一律基準で教えることができた。各藩になつていても規範意識や道徳意識

は、誰もが同じ知識として家庭で教育された。『百姓伝記』の実質的な内容である巻二は「五常之巻」となっており「五常とは仁義礼智信の儀也。五常の道一つも欠けては人にあらず、畜類も同意なり。これにより上たる御人は世の文学者を御師匠となされ、御幼少より御老後に及ばせたまふまで御学問を遊ばされ、なお御臣下に五常の御達人を御後見あそばされ、諸事の御仕置等おおせ付けによりて万人豊かならずということなし」と書かれている。以下は「仁とは御地頭様に私心なくよくよく御役儀を相つとめいかようなる人たりともうやまい、我より年若いをいたわり、まづしき姥やかかをあわれみ慈悲し、村中に危うき事あらば万事を捨てて救い、両親に日夜朝暮孝行につかえ、兄たる人を敬い、弟をわが子の如く愛し、妻子和をなし、両親兄弟によくつかえる儀を教え、子には幼少より素直なる儀を伝え聞かせ、分限相応に手習いをさせ、算盤をならわせ、耕作の儀を勤めさせ、村中の若き人家職ならぬことをして遊ぶは悪事なることにて見捨てにするはよからぬことなり」というように事細かに教えるべき内容が書かれている。もちろんこれらの説明はまだまだ続くのであるが割愛させていただくが、すばらしい家庭教育書といえる。

このように儒教倫理が徹底して教えられ、それが各家庭においてなされ家庭教育を形成していた。日本の社会には「個」の原理はなく「和」の原理があるといわれてきたゆえんである。これまで日本人は自分の所属する集団の中で他と協調する思考で行動してきた。それによって企業も学校も地域社会も、その秩序を維持し、その秩序を通じて生活欲求の永続性を充足させてきた。日本の高度経済成長期まで市民に愛唱され、テレビを通して毎日耳にしていた歌があった。「とんとんとんからりと隣組 格子を開ければ顔なじみ 回して頂戴回覧板、知らせられたり知らせたり」という歌詞であったり、「あれこれ面倒味噌醤油 ご飯の炊き方垣根越し 教えられたり教えたり」とか「互いに役立つ用心棒 助けられたり助けたり」、

「何件あろうと一所帯 心は一つの屋根の月」という歌であった。個々には地域コミュニティや相互扶助組織を積極的に形成しようとする「社会教育」普及の目的もあったのであろうが、戦前の「大日本婦人翼賛会」解体後の「婦人会」「若妻会」などの運動へと移行する姿が見えている。隣組、納税組合、生活改善組合、保険組合、農家組合、老人会、若衆講、若妻会など実にたくさんの相互扶助組織があったが、これらの組織は壊滅的状况であり、地域社会の組織は何一つ機能しえていない。しかし現代社会では、生きてゆく際にコミットしているこれらの観念や準拠集団の目標や規範は必ずしも一様ではなくなってしまった。また生活や家族の多様化はこれらが矛盾している場合もあって、心の中で同一性拡散をひき起こし事件に発展する場合もある。そこで「他人のすることには口出ししないほうが良い」とか「私的なことに他人が口出しするな」ということがしばしば言われてきた。そこにはプライバシーの尊重の名のもとに、見ても見ぬ振りをする態度や、面倒なことに関わらないとする「私人主義」が横行し、これが家庭の中にも持ち込まれ、傍観的態度をとって、家庭内暴力を長引かせたり「いじめ」に親も学校も気づかなかったという事態になり、自殺に及んではじめて気づくという意図的傍観者の態度をとる現象が見られるのである。

こうした態度は、職場生活や地域生活、加えて国政レベルにまで及んでいる。家庭における教育の方針が立たず、多様化する家庭や家族に対して何を教えるべきかの骨子を早急に打ち出す事態に今の日本はおかれている。例えば「いじめ」をみても「私人主義」を取り、傍観者の態度でいれば、いじめを温存させ、自分自身が同じ「いじめ」にあっても他人からなんらサポートも得られず、孤立してしまう、二次災害的危険性がある。こうした状況下では生活システムの秩序維持機能や回復力の機能が低下して自分自身の生活まで乱れてしまうことになるのである。たとえば戦前の「修身」、戦後の「道徳」などのような体系的な人間

教育をなす「家庭教育」の教育内容を早急に検討する必要がある。今、日本では「わかりやすい論語」という本が売れているそうである。これは内容からいえばごくさわりの部分だけの紹介であるが、家庭教育における一つのよりどころとも考えられる。倫理学、哲学、宗教学、文学、論理学などの学問体系が日本にはある。これらの中から家庭における教育項目を検討し、「道徳教育」、「家庭教育」という教育分野に加える必要がある。新たな価値基準と核家族に対応する共通する倫理、道徳観を制定し家庭教育の基準を示すことが大切であろう。

おわりに

今回の学習指導要領の改訂に当たって、道徳教育を教科目の一つに加えることが検討された。これに加えて「家庭教育」も科目教科の検討がなされるべきであろう。日本の教育施策を検討する政府委員会の一つに、中央教育審議会という機関があるが、この中に「家庭教育検討部会」が設置されることを切に願うところである。これは日本国のみならず国際連合機関などという大きな機構に限らず、世界あるいは儒教教育圏内、東アジア圏内で共同の検討事項として取り上げてもらえるよう政府レベルで考えて欲しいものと思っているしだいである。なぜならば、平成18年12月22日に改正された「教育基本法」に戦後60年ぶりに「家庭教育」に関わる条文が記されたにもかかわらず、その後の政権交代や政府の諸事情によって、関連法案が成立していない。学校教育法、同施行令、社会教育法、同施行令はあるが、「家庭教育法」は成立されていない。そのため教育基本法第10条第2項によって政府や各自治体は成案に添った形での施策を講じているが、その施策は一律一様ではない。学校には長い年月を経て「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」があり、これに基づいて全国一律水準を保つための教育行政を実施している。これらに鑑みて「家庭教育」に関する法を制定し、ただちに施策を講じるべき内容を示

して欲しいものと考えている。教育基本法第10条第2項に「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ」とあるのは確かなことではあるが、振興のための政策を打てるべきよりどころの法整備を整えて欲しいものとする次第である。なぜならば同項には「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と記されている以上、その法の根拠となる「家庭教育とはどのような教育なのか」を明示した法がなければならないからである。「家庭教育」という言葉だけではその具体性が形づくれない。教育基本法を受けて家庭教育法、同施行令を早く示して欲しいと考えている次第である。

教育基本法に家庭教育が立項されて以来四年が経過している。その間、政府も地方自治体もそれぞれ教育委員会の組織を改設したりして対応して来ている。しかし、それらも「子育て」を主にして行なわれて来た。しかし、家庭教育は親が子供にどのような教育を施すべきかが問題なのである。憲法でも親は子供を教育する権利と子供に学校教育を受けさせる義務も負っている。同時に親は子供に対して懲戒権を持っている。それを行使する上で行き過ぎがあっても「しつけ」と称する逃げ道をつくっているからでもある。学校教育法第十一条には、「教育上必要があると認めるときは学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない」とある。このように考えると当然しつけと称される虐待や暴力は許されざる行為なのである。

家庭における「見る」という行為

丸 山 敏 秋¹⁾

The Act of “Seeing” within the Family

1. 「みる」と「見る」こと

①「みる」の多様な意味

まずは日本語の「みる」の語義を、複数の辞書類を参考に整理しておこう。

第一にそれは視覚的行為、すなわち目（眼）によって外界の事物を写し取ることを意味する。それはカメラにたとえられるが、眼球はカメラのレンズとは違って、水晶体の厚みを変化させることで焦点を合わせている（カメラはレンズの位置によって調節する）。この視覚的行為も、「見る」だけにとどまらない。漢字を用いれば「看」「視」「診」「監」「観」「察」「省」「覧」「相」と大きく広がっていく。

第二の「みる」は認識行為である。理解し、判断し、悟り知ることから、見てよく調べることや、占ったり予知することまで含まれる。

第三の「みる」は受動的あるいは能動的行为である。「馬鹿をみる」とか「憂き目をみる」という場合の「みる」は、ある物事や状況を身に受けること、すなわち受動的な経験を意味する。他方、「人柄をみる」「調子をみる」「病人をみる」「湯加減をみる」「味をみる」といった場合は、人の気持ちや意志、あるいは物事がどのようなものであるかを探る能動的行为を意味している。「やってみる」「書いてみる」と試行を指す場合もあり、「面倒をみる」という積極的な行動をも意味する。さらには人と顔を合わせること、とくに男女の会合から深い交わりまでも指すようになった。

このように多様な意味群を有する「みる」の語源は定かではない。「目入る」（目に入る）という説がある。『大言海』（大槻文彦）は「目射る」であるとしている。前者は受動的、後者は能動的な意味合いを持つところが興味深い。もともと大和言葉には、一語が相反する性質の意味を併せ持つものが多い。

語源は確かでなくとも、「みる」は目という器官による感覚機能を表す「見る」を基本にした言葉である。だが、対象が受動的に網膜に映ることは「見ゆ」（見える）と言い表す（英語であればsee）。すなわち「見る」という行為には、すでに外界の対象を写し取ろうとする積極的な意味合いが含まれている（英語のlook at、watch）。

ではわれわれはいつたい、何をどのように見ているのであろうか。

②何を見ているのか

「見る」行為については、視覚のメカニズムを研究する生理学や心理学はもとより、さまざまな領域からのアプローチがなされてきた。たとえば哲学においても「見る」ことが身体と関係づけて論じられてきた。ここに詳しくは採り上げないが、直観を重視して独自の哲学論を展開した西田幾多郎によれば、身体は「見られるもの」と共に「見るものである」という。つまり身体において自己は「見るもの」として主体であると共に「見られるもの」として客体であるという両義的存在という性格を有する。またメルロ＝ポンティは身体を「見るものle voyant」であると共に「見えるものle visible」であると定義した。身体は「私」に

1) 社団法人倫理研究所理事長

として「見えるもの」として今・ここに現象的に経験されている（最も近くにその存在が経験される）のだという¹⁾。

目の機能とカメラとの違いは水晶体とレンズの違いにあると先に触れた。だが、見ることとカメラで写すこととは本質的に異なっている。視神経によって伝わる外界の映像は、脳に達してそれを再現されるだけでなく、理解されなければならない。われわれが視覚的に体験していることだけが「見えている」のではないからだ。視覚は意識にのぼらないものまで見ているのであり、人によっては（たとえば脳の視覚野に損傷を受けた人には）自分に見えると思っている以上のものが見えているケースがあるという²⁾。

意識せずして見ている対象を意識化し、技芸の修練に活かすことを唱えた一人が宮本武蔵である。有名な「観の目」がそれだ。

目の付けやうは、大きに付る目也。観見の二ツの事、観の目つよく、見の目よはく、遠き所を近く見、近き所を遠く見る事兵法の専也。…目の玉うごかずして、両わきを見る事肝要也。かやうの事、いそがしき時俄にわきまへがたし、此の書付を覚へ、常住此の目付になりて、何事にも目付のかはらざる所、能々吟味あるべきもの也。（『五輪書』水の巻）³⁾

目の「見」に対して、「観」とは「心でみる」ことだと武術の世界では言われる（たとえば柳生流）。肉眼に対する心眼の発揮である。武術的には、臍下丹田に宿る心をもって相手の「気」の動きを察知することであり、かならずしも目で見ると必要はない。仏教的に言えば、我見を排して対象に真向かうことだとも解釈された。釈迦が説いた「八正道」の「正見」がそれに当たる、と。

宮本武蔵が説く「観の目」を考慮すると、「見る」ことについてさしあたり押さえておきたいポイントが三つある。第一は、視覚（「見の目」）による情報は不十分で、それだけでは対象を正確に見極められないこと。第二は、視覚は他の感覚と

切り離された感覚ではないということ。そして第三は、「気」のような目に見えない対象を「見る」能力が人には有るということである。

視覚が単独の感覚ではないことは、日常的にも明かであろう。先天的な視力障害者でなければ、視覚を働かせなくても（目を閉じていても）、音を聴いたり手で触れることで、対象の色や形象を視覚的に脳裏に描くことができる。そもそも感覚は「五感」にかぎらない。シュタイナー教育で知られるルドルフ・シュタイナーは生命感覚、平衡感覚、運動感覚、熱感覚、言語感覚、思考感覚、自我感覚を五感に加えた「十二感覚論」を唱えた。すべての感覚は連動しているものであり、われわれは視覚だけで対象を見ているのではない。

視覚による情報の不十分さも、経験的に明らかであろう。昔から広く人口に膾炙してきた次の言葉がある。——「心ここにあらざれば、視れども見えず、聴けども聞こえず、食らえどもその味を知らず（『大学』第三章）。どんなに見えても聞こえても、関心がないことは目に入らず、耳に入らない。逆に関心が強くあっても、それが「我見」であれば正しい認識にはならないことを仏教では教えてきた。

「木を見て森を見ず」という古諺もある。視覚の不安定さは、錯視図を示されたら一目瞭然である。図1の同じ長さの線分が「同じ」に見えるはずがない。図2の「ルビンの壺」では、「図」と「地」をどちらに取るかで全く異なった見え方を呈する。しかも壺と、向き合った二人の人の顔が同時に見えることはない。一方を意識して見れば、他方はかならず消え失せてしまう。

ゲシュタルト心理学は「全体は部分の単なる総和ではない」ことを思い知らせてくれた。知覚は、対象となる物事に由来する個別的な感覚刺激によって形成されるのではない。個別的な刺激には還元できない全体的な枠組み（ゲシュタルト＝形態）によって大きく規定されるのである。

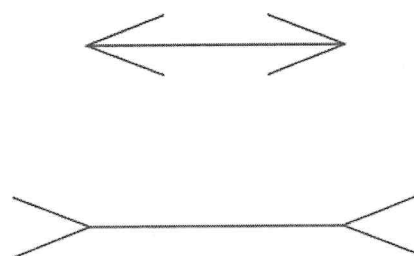


図1. 錯視図（ミュラー・リア錯視）

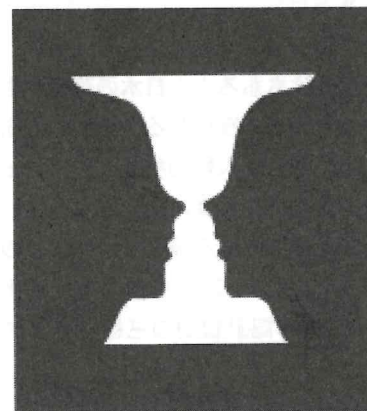


図2. 錯視図（ルビンの壺）

2. 見えないものを見る

「目」という漢字は、目の中心、つまり瞳（瞳子）を大きく強調した象形文字である。その下に「人」を加えたのが「見」の字だが、まるで目玉の化け物のような姿をしている。

文字学の泰斗である白川静によると、漢字がつけられた三千数百年前には、見る対象は主として見えない神霊的なものだったという。

人の五官は、視覚と聴覚とを主とする。見と聞とが、外界に対する交渉の方法であった。しかしそれは、単なる感覚の世界の問題ではない。「みる」とは、その本質において、神の姿を見ることであり、「きく」とは、神の声を聞くことであった。そのように、ものの本質を見極める力を徳といい、また神の声を聞きうるものを聖という。徳は目に従い、聖は耳に従う字である⁴⁾。



図3. 「見」の古い字形

「見る」という行為は、単に外界の事物を目に写し取ることではない。その対象の本質、その現象の奥にあるものと、精神的に通じるというような関係を成り立たせるのが「見る」ことであり、それは呪的行為に近い。「徳」という字の中にも目がある。目の呪術的な威力をあらわしながら各地を巡行するのが「徳」の字源だった。その呪について白川は『字通』で次のように解く。

もと祝に作る。祝に祝頌と呪詛の両義があり、のち呪詛の字に呪を用いる。

口＋兄。兄は祝祷の器である口（サイ）を奉じて祈る人。その祝祝することを呪という。

——①いのる、のろう、まじないごとをする。

②うらなう、のろいうらなう。

すなわち祝う（祈る）ことも呪う（詛う）ことも呪的行為なのであり、後者だけをオカルト的と断ずるのは偏っている。古代において「見る」とはきわめて強力な呪的行為であった。

筆者がかつて研究していた中国古代医学では、脈診と共に望診を重視する。病変はかならず体表に表れる（「夫れ内に病有る者は、必ず外に色有り」『淮南子』俶真訓）。望診とは患者の顔面や体表を見て病変を診断することだが、単なる視診ではない。肉体上の見える部分を通して、目には見えない体内の「気」の変動を的確に察知すること

である。「其の色を診てその病を知るを命じて明という」(『靈枢』邪氣臟腑病形論)とあるように、望診に秀でた医師は名医とされた。同様に、戦争の際には「望氣」の術に長けた者たちが活躍した。最前線で敵陣を凝視し、形象化されていない相手の「氣」の状態を察知する特殊な術である。

そのように見えないものを見ることは、メキシコのシャーマンたちの伝統の中でも強調された。カルロス・カスタネダによると、シャーマンの一人であるドン・ファンはエネルギーを直接に知覚することを〈見る〉と呼び、〈見る〉こととは既知のものをただ見るのではなく、未知のものを感じ取ることだと教えたという⁵⁾。

目の呪能について、白川静は日本の万葉人についても言及している。『万葉集』には「見る」「見ゆ」「見れど飽かぬ」といった表現が実に多い(その総数は1,033回)。そのすべてが呪歌である。見ること、それも繰り返して見ることによって呪能を発揮していた万葉人の心性を、数々の和歌が物語っているという⁶⁾。

見れど飽かぬ吉野の河の常滑^{とこなめ}の絶ゆることなく
また還り見む(柿本人麻呂)

立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず^{かむ}
神からならし(大伴家持)

持統天皇は天の香具山に登り立って行った「国見」について詠んでいるが、それも「見る」行為の呪能で国を治めることであった。

万葉の時代においても呪歌は次第に消えていったが、日本の芸術文化において「見えないものを見る」という基本姿勢は一貫して継承された。文芸評論家の山本健吉(1907～88)は名著『いのちとかたち—日本美の源を探る—』(新潮社、1981)の中で次のように述べている。

「かたち」を超えて単刀直入に「いのち」の核心に迫る方法を、日本の芸術家たちは念じていた。「かたち」を軽視するというので

はない。だが目ざすところは眼に見えぬ「いのち」であって、眼に見える「かたち」ではない。(同書、34頁)

視覚化できない本源的な「いのち」と、視覚に映ずる形象である「かたち」を対峙させたフレームの中で、日本的な美の源流と特質を探り出そうとするとき、山本は両者をむすぶ媒体となっていたのが「たましい」であったことに気づく。「たま(たましい)」もまた不可視であり、「精微な氣」でもあった⁷⁾。

およそ宗教はもちろん、日本の芸術や生活文化には「いのち」という幽なる次元への志向性が顕著であった。それは人格的な造物主(God)と真向かう一神教の文化とはいたく異なっている。

日本固有の信仰である神道では、仏像のような「かたち」あるものを造って神々を可視化することはない。『古事記』冒頭の三柱(アメノミナカヌシ、タカミムスビ、カミムスビ)をはじめ、原初の神々は「独神」^{ひとりがみ}となって身を隠している。神道の祭儀が祭神を呼び招く(神降ろし)から始まるように、神々はその場に常住しているのではない。隠れているから見えないけれども、異なる次元で存在している神々は呼び招くことができる。「なにごとのおはしますかはしらねども」、その存在を感得することはできる。

本来の世界は「いのち(幽)」の側にあり、現象界(顕)と隠象界(幽)の両次元に渡って人は生きることができる(出入幽顕)と考えられてきたのだ。つねに現象の背後に隠れた「モノの奥」を見よう、それに迫ろうとする姿勢が「幽玄」の芸術として日本では開花した。「興或は幽玄に入る」(『古今和歌集』真名序)のである。

近代短歌の世界で隠れた「いのち」に肉薄しようとしたのは斎藤茂吉であった。大正九年に『アララギ』に連載され、昭和四年に公刊された『短歌に於ける写生の説』で、茂吉は「実相観入」を提唱した。

実相に観入して自然・自己一元の生を写す。

これが短歌上の写生である。この実相は、西洋語で云へば、例へばdas Realeぐらゐに取ればいい。現実の相などと碎いて云つてもいい。…「生」は造化不窮の生氣、天地万物生々の「生」で「いのち」の義である⁸⁾。

ここでは、正岡子規の写生論や高浜虚子の客観写生論が、より一層深められている。もとより写生は単なるスケッチではない。「いのち」を写し取ることである。この「いのち」について茂吉は『短歌初学問』で「人間生物を籠めた万有的存在の根源をなす」とも述べている⁹⁾。ただし『万葉集』を高く評価した茂吉であったが、白川静のように古代人の呪的心性を理解するまでは及ばなかった。それでも形而上的(ここでは「かたち」を有さないという意味)な「いのち」の顕現を短歌の本質としたところは、日本の芸術文化の伝統をはっきりと継いでいる。斎藤茂吉もまた、見えないものを見ようとした芸術家であった。

3. 家庭で何を見ていくか

ここまで述べてきたことから、「見る」という行為は視覚によって「かたち」としての外界を知覚するという通常の意味のみならず、視覚では直接的に捉えられない「あるもの」と感応し、それを感受する行為をも意味している。「かたち」が「いのち」を本源とするのであれば、見えない「いのち」を見ようすることにこそ、「見る」という行為の本質があると思われる。

もとより「見えないものを見る」という言い方は矛盾している。「見る(みる)」の語の多義性からすれば「見えないものを見る」の「見る」とは気づく、感じる、わかる、悟るといった意味である。

以下には、家族というもともと身近な人間関係における「見る」行為について、さしあたり二つの見地から考えてみよう。第一は「(それまで)見えなかったものを見る」こと、第二は「(そもそも)見えないものを見る」ことである。そしてそれらの行為が家庭教育において持つ意義につい

て考えてみたい。

ちなみに、学力の基盤づくりは家庭にあるとして、それを「見えない学力」と呼ぶ教育者がいる。岸本裕史によると、「見えない学力」とは「一般に家庭の文化的基盤と先行体験の積として量化できよう」という¹⁰⁾。本稿でいう「見えない」とはそうした意味とは異なるが、学力や他の能力に関しても「見えない」領域を明らかにしていくことは大切であることを付言しておきたい。

①見えなかったものを見る

親子と夫婦を基本的なタテヨコの人間関係として家庭は成り立ち、人間生活の基盤となる生存と生殖、そして教育(文化の伝達伝承を含む広義の教育)がそこで営まれる。

波風の立たない順風満帆な状態がつづく家庭は少ない。しかしいかなる状況が発生しようと、問題解決力を有する家庭は健全といえる。筆者が所属する団体は、そうした家庭の問題解決力を高める支援を事業の一環として、60有余年の活動をつづけてきた。收拾してきた万を超える問題解決の事例に共通していることの一つに、「今まで見えなかったものが見えるようになった」という点がある。ここでは一例のみを要約して示そう¹¹⁾。

主婦のYさん(報告当時の年齢は46歳)は、若い頃の大恋愛の末に結婚し、二卵性双生児の男女の子宝に恵まれた。さほど手もかからず、小学校の成績もよかったものの、中学生になってから二人とも一変した。同居していたYさんの実父が他界した頃からであったという。成績は下降線をたどり、親への反発反抗がひどくなり、一家は暗雲に閉ざされてしまった。

長女は平気で校則に違反し、親や教師の注意をまともに聞かない。母親を「オイ」とか「オマエ」と呼ぶ。母娘の大喧嘩は日常茶飯事となった。長男には「勉強もやるから」との約束でファミコンを買い与えたところ、指にタコができるほど熱中して、勉強には見向きもしなくなる。注意すると「クソババア」と怒鳴り返す。Yさんがさらに

腹立たしいのは、子供たちには無関心を決め込み、毎日酒を飲んで帰宅する夫の態度であった。

そうした家庭の問題解決のために何を実践したらよいかの助言を受けたYさんが、言われたのは次のような事柄であった。——「子どもが生命の源である親に反発反抗する姿は、そのまま親夫婦の心がいがみ合っている姿です。また、親自身が自分の生命源である親を粗末にしている姿でもあります。同時に、わが子が信頼できない、そしてわが子を信頼しない親の反映です。以上のことを肝に銘ずることが先決問題です。そして、実践の第一歩は、ご主人に正坐して敬愛と感謝の心をこめ、朝晩の挨拶をすること。第二は、Y家の親先祖にしっかりと直結し、喜んでいただくこと。その上で、わが子を絶対に信ずるのです。善いから信ずる、悪いから信じないのではない。わが子だから信ずるのです。心から信じてくれる親を裏切することはできません」

厳しい指摘である。しかしその言葉はYさんの心にしみ込み、反省の念を深くした。まず彼女の心に映ったのは、婿養子でもない夫が、妻の両親と同居して孝養を尽くしてくれたこと。それに引き換え、遠く離れて暮らす夫の老母に対して、心を通わしていない自分の姿であった。さらには、口やかましくわめき散らす自分が、子供たちの目にはまるで悪鬼のように映っていたに違いないことを思い知らされた。

Yさんは戸惑いながらも、夫や子供たちへの朝の挨拶を懸命に実行した。たびたび学校から注意を受ける長女に対しては、「今まで疑ってばかりいてゴメン」と心から詫びると、態度が目に見えて変わってきた。ファミコンに熱中する長男に対しては、巧みに器具を扱っている姿が目止まり、「上手になったね」と、思ってもいなかった言葉をかけたという。それが長男との凝りを溶かすきっかけとなった。

Yさんは、指導を受けたことを契機に、それまで見えなかったものが「見えてくる」ようになったのである。それをもたらしたのは、彼女の心境

の変化であった。見方が変わったのである。自己本位に見るという心の目のフィルターが取り外されたともいえよう。

同様の事例は枚挙にいとまがない。家庭の問題解決力が発揮される場合、「見えなかったものが見えてくる」ことが重大な要因であることを、数多の事例が物語っている。言い換えれば、それまでは見えなかったものを「見る」「見えるようになる」ことが、問題解決力を発揮する秘訣ということだ。そのようにして暗雲が去った家庭に取り戻された安らぎは、何物にも代え難い。安らぎという土壌があってこそ、家庭の教育力が発揮されることは言うまでもないであろう。

心の目が大きく見開かれるとき、それまでとは景色が違って見えてくる。見えなかったものが実際に見えてくるのである。八木重吉の詩「母の瞳」も、そうした開かれた目に映るものを詠んだ作品といえよう。

「母の瞳」

ゆふぐれ

瞳をひらけば

ふるさとの母うへもまた

とおくひとみをひたきたまひて

かあゆきものよといひたまふこちするなり¹²⁾

②見えないものを見る

白内障の手術を受けると、それまでよく見えなかったものがクッキリと見えるようになったと体験者は語る。その場合と意味は異なるが、それまで目に映らなかったものが見えてくる体験は誰にもあろう。さらにつづいて述べたいのは、そもそも見えない（視覚化できない）ものを「見ようとする」ことである。本稿の流れからすれば、その見えないものは「いのち」と言い換えてもよい。

先のYさんの事例から言うと、「信ずる」対象となったもの、である。わが子を信ずるといふとき、わが子の何を信ずるのであろうか。親を困らせる子の現象面ばかりを見ていたのでは、とても信ずることなどできない。むしろ肉眼は閉じて、

その子の奥に潜む何かに着目するのだ。——「いのち」の発現であるところのわが子に宿る生命力、よりよくなろうとする善性…、そうしたものを信ずるのである。Yさんの場合もそう心がけることで、心の目が大きく開かれていった。

見えない「いのち」に目を向けてそれを信ずるという言い方をすれば、宗教や信仰の押しつけと思われるかもしれない。たしかに「いのち」は神仏や祖霊を含み込んだ表現ではあるが、もとより特定の宗教や信仰を指して言うのではない。現今の文科省による道徳教育の学習指導要領には「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」（傍点は引用者）とある。この項目は、エゴイズムとは対極をなす、きわめて重要な人間教育の要件にほかならない。そうした道徳性の涵養は、基本的なしつけと同様、家庭教育が担うべきものである。

すでに筆者は、家庭において親も子供も無意識（無意識）的に行われる教育（「薫化」あるいは「空気教育」とも呼ばれる）の重要性を力説した¹³⁾。学習指導要領に説かれている「人間の力を超えているものに対する畏敬の念」あるいは宗教的情操は、就学する以前に、家庭において培われることが望ましい。

具体的には、家庭の仏壇や神棚に日々手を合わせる親の姿が、子供の宗教的な情操を高めるためによき影響を及ぼすであろう。そのとき親の側には、「かたち」あるものを介して顕現する「いのち」に対して向けられる目が、しかと開かれていることが肝要である。

美しいものへの開眼と、それは似ている。名画を鑑賞して、われわれはそこに美しさを見出す。「美」そのものは何処にも存在しない。絵画の形象や色彩の妙の中に潜む美しさは、目に映ずるものではなく、言葉でも言い尽くせない。むしろ言葉は目（眼）の邪魔になる、と名文で綴ったのは小林秀雄であった。

例えば、諸君が野原を歩いていて一輪の美

しい花の咲いているのを見たとする。見ると、それは堇の花だと解る。何だ、堇の花か、と思った瞬間に、諸君はもう花の形も色も見るのを止めるでしょう。諸君は心の中でお喋りをしたのです。堇の花という言葉が、諸君の心のうちに這入って来れば、諸君は、もう眼を閉じるのです。それほど、黙って物を見るという事は難しいことです。堇の花だと解るという事は、花の姿や色の美しい感じを言葉で置き換えてしまうことです。言葉の邪魔の這入らぬ花の美しい感じを、そのまま、持ち続け、花を黙って見続けていれば、花は諸君に、かつて見た事もなかった様な美しさ、それこそ限りなく明かすでしょう¹⁴⁾。

先のYさんの事例で、彼女が指導者から受けた助言に「子どもが生命の源である親に反発反抗する姿は、そのまま親夫婦の心がいがみ合っている姿です」「また、親自身が自分の生命源である親を粗末にしている姿でもあります」とあった。親の心為のありようが子供に反射投影するというのである。いまだ常識にはなっていないことかもしれない。

しかし古来の宗教文化は、個々別々の存在である万物万象が「いのち」の次元においてひとつながりであることを教えてきた。華嚴経で説かれる帝釈網（インドラの網）もその比喻である。その網目にある瓔珞（宝石）は互いに他を照らし合っているという。親子（あるいは夫婦）が互いに反射投影する関係にあるのは、両者が見えない「いのち」の次元において強く結びついていることを示すものである。そうした関係性自体は不可視ではあっても、日常の経験を通して見出すことができる。にもかかわらず、これまでの家庭教育論でそれが問題にされることは少なかった。見る側の目の力が弱かったためであろうか。

「いのち」の次元のようにもともと見えないものは、いくらそれに焦点を当てようとしても見えてはこない。目に見える現象を静かに凝視するこ

とで、その背後にあるものとして感得できるのである。美や愛の感得あるいは顕現も、それと同様であろう。短歌や書道の画期的な芸術論も残した教育者の丸山敏雄は、愛する心の発現は「見る」ことからだと言ひ、書に対する愛について次のように述べている。

書に対する愛も、書を見ることから出発いたします。ただ書を観ることでありませう。〈みる〉とは、邪念なしに、いろいろの考えなしに見るのであります。その時、良いところを見ようと努力して、これを見るのであります。悪いところは、見る必要がありません。良いところを見ようとして、自然な心で、じっと見るのであります。そして自分の書に対しましても、その書のよいところを見つけて、これを伸ばそうとして、よくよく見ることです¹⁵⁾。

わが子を愛せず、子育てに無気力になったり、虐待にまで至るケースが増えている。見えないものを見る親の「視力」の涵養が、現代の子育てや家庭教育において強く求められているといえよう。

結語

近代文明の発展の原動力になったのは科学技術であった。しかし自然科学が対象にするのは、計量できる「かたち」の世界に限定されている。計量が困難な心の領域は長く置き去りにされ、呪能や「たましい」に至っては、無知迷妄な時代の産物としてうち捨てられてきた。

果たしてその結果、現代人の多くが視力低下、あるいは視野狭窄症を患っているように思える。その場合の「視力」とは、近視や弱視ばかりでない。すでに論じてきたように、見えなかったものを見る力であり、見えないものを見る力でもある。そうした「視力」の回復が、家庭教育のみならず、あらゆる人間生活において必要とされている。

そのことを痛感し、訴えたいがために、本稿をまとめてみた。膨らませれば際限がなくなること怖れ、思いきって内容を凝縮した。ゆえに論旨は甚だ粗雑であるが、読者に補っていただけたら

幸甚である。

注

- (1) 西田とメルロ＝ポンティについては、湯浅泰雄『身体』（創文社、1977）、44～48頁を参照。
- (2) この点についてはディー・フレッチャー（DF）という異常な視覚能力を持つ患者の研究記録が公刊されている。メルヴィン・グッデイル／デイヴィッド・ミルナー『もう一つの視覚』（鈴木・工藤訳、新曜社、2008）。
- (3) 『五輪書』（神子侃訳、徳間書店、1963）80頁。
- (4) 白川静『文字逍遥』平凡社ライブラリー、1994、159頁。
- (5) メキシコのシャーマンについては、高橋徹『戦士の道と純粹倫理』（倫理研究所、2010）を参照した。
- (6) 白川静『初期万葉論』中央公論新社、2002、16頁。
- (7) 詳細については拙稿『『いのち』と『かたち』をめぐる一考察——とくに『たましひ』を媒介として——』（『倫理研究所紀要』2010、所収）を参照。
- (8) 『斎藤茂吉全集』第九卷（岩波書店、1973）804頁。
- (9) 『斎藤茂吉全集』第十卷（岩波書店、1973）185頁。
- (10) 岸本裕史『見える学力、見えない学力』大月書店、1981、112頁。
- (11) 以下の事例は『わが子は愛和の羅針盤』（倫理研究所編、新世書房、1990）に載る記事からのもので、体験者の氏名を本稿ではイニシャルで表記する。
- (12) 『八木重吉全詩集 2』（ちくま文庫、1988）。
- (13) 拙著『美しき日本の家庭教育』（致知出版社、2008）。
- (14) 小林秀雄「美を求める心」（『栗の樹』、講

談社文藝文庫、1990、所収）。

- (15) 丸山敏雄『書道芸術』（新世書房、1968）240頁。

曹操の人物像形成及び家族観について

傳 白 雨¹⁾

Cao Cao's Characters and the Concept of Family

In this thesis, starting from the evaluation of history of Cao Cao, and studied Cao Cao's formation of his complex characters of the historical and political reasons. Meanwhile, base on the narrative of "Three Kingdoms", Cao Cao was investigated with the relationships among parents, wives and children. Author believes that Cao Cao's characters in two differentiations, mainly caused by the different demands of the Age. That is to say, Age demand different between his excellent ability and individual behaviors which are not consistent with the traditional moral, though their natures are unified. Meanwhile, Cao Cao, when in the treatment of family members, but reflects the opposite side of his cruel, paranoid characters which of the human side.

はじめに

曹操は、おそらく三国時代の中で、もっとも複雑な人物像を持つ人物だと思われる。天才軍事家、暴虐な君主、あるいは温厚な長者。現在の曹操の人物像は、過去の本人のものと一体どこまで違うのか。曹操に対する認識は、一体どのような後世の政治の影響を受けたのか。それは、本論文の考察の一つの目的である。また、曹操と父母、妻妾、息子との関係から、魏の武帝である曹操の人物像を多面的に探ってみたい。

一、現代中国の曹操人物像の形成過程

1 三国時代の曹操評価

三国時代には、すでに一人の人物に対し、評価を下す風潮が現れていた。しかし、曹操に対する評価は、前期と後期とで、また魏とその敵対勢力との間で、大きな差が出てくる。曹操に対して、もっとも有名な評価は「治世の能臣、乱世の奸雄」¹⁾である。その評価を下したのは同時代の許子将である。ここで注目したいのは、なぜ曹操が

「忠臣」ではなく「能臣」であり、「英雄」ではなく「奸雄」であるかという点である。許子将の評価は、高いとはいえない。確かに曹操の能力に対し「能」「雄」と評価しているが、それは単なる能力の面からの評価である。しかし漢代において官吏を選抜する時、もっとも重視するのは、能力ではなく道徳である。注目すべきは、当時の曹操が、まだ無名な宦官の子孫であり、後のような覇者ではないということである。したがって、許子将の評価の客観性は、後世の評価より高いといえよう。

それでは曹操の道徳性に関し、当時の人々は、どのように考えていたであろうか。これについては、魏と魏の敵対勢力との間で、政治上の考量から異なる評価が下されている。魏の側では、曹操を「周公、伊尹」のような人物として評価した。逆に敵対側は、周瑜の「名托漢相、其实漢賊（名目は漢の宰相だが、その実は漢の賊である）」や、陳琳の「討曹操檄文」のように、全面的に否定するものが多い。その評価は総じて、所属する政治集団の利益のため、曹操を称賛しあるいは攻撃するもので、客観性が低いと考えられる。

1) 筑波大学人文社会科学研究科国際地域研究専攻

2 『三国志』における曹操の評価

『三国志』武帝紀の中で、陳寿は、曹操に対し次のように評価している。

評曰、漢末、天下大乱、雄豪並起、而袁紹虎眈四州、疆盛莫敵、太祖運籌演謀、鞭撻宇内、攬申、商之法術、該韓、白之奇策、官方授材、各因其器、矯情任算、不念旧惡、終能綏御皇機、克成洪業者、惟其明略最優也、抑可謂非常之人、超世之傑也、²
(評に曰く、漢の末、天下は大いに乱れ、群雄が並び起こった。袁紹は四州を虎視眈々と狙い、領土が大きく匹敵する者がなかった。太祖曹操は謀をめぐらし、宇内を鞭撻し、申不害・商鞅の法治の術をとり、韓信・白起の奇策をそなえ、官職を適切な人材に授け、その器に従って、任命し、感情を矯めて謀略をめぐらし、旧惡を顧みなかった。ついに漢の国政を完全に掌握し、建国の偉業を完成した。彼の謀略はもっとも優れており、ゆえに「非常の人」「超世の傑」であるといえる。)

『三国志』の著者である陳寿は、もともと蜀の官僚だった。しかし重用されず、蜀が滅亡したあと、晋に仕官した。『三国志』は、晋の時代に完成しており、彼自身が魏に仕えたことはない。ゆえに魏が正統であるという彼の歴史観は、おそらく当時の晋の政府側において認められた歴史観であろう。周知のように、晋王朝の成立は、魏と同じく、「禪讓」という平和的な方法で完成した。したがって、晋王朝は、漢→魏→晋という伝承の正統性を強調しなければならない。その上、陳寿は、曹魏側の歴史書である『魏書』、『魏略』に多く依拠しており、曹操に対して、一般の開国皇帝と同じように、「非常之人、超世之傑」という非常に高い評価を与えている。

陳寿の『三国志』は、良史といわれる。王沈の『魏書』のように、曲筆して曹操の過ちを隠蔽することは少ない。徐州の虐殺に対しても、陳寿は

そのまま「所過多殺戮（通過した場所では多くの人が殺戮された）」と記録している。その評価の中には「申不害・商鞅の法治の術」など、曹操の法治を申不害・商鞅などの厳格な法治になぞらえているものもある。

3 晋代のマイナス評価

しかし晋代において、曹操は、一律に「非常の人、超世の傑」と評価されているわけではない。陸機は『弁亡論』の中で、「曹氏雖功濟中華、虐亦深矣、其民怨矣（曹操は中華を救った功績があるが、その暴虐もまた深い、その民は彼を怨んでいる）」と、曹操を功罪の両面から評価した。その他にも、曹操の非行を記載した歴史書が数多く存在する。『三国志』の裴注に、そのような資料が多く引用されている。たとえば、『献帝春秋』³、『曹瞞伝』⁴、『江表伝』⁵などである。これらは、曹操の暴虐な側面と腹黒い史実とを多く記録している。たとえ同じ事件であっても、これらの資料と『魏書』、『魏略』の記録とでは異なる部分が多い。後世の『三国志演義』は、そうした曹操に対する否定的な内容を数多く引用している。

しかし晋代の評価の中、もっとも有名なのは、東晋の習鑿齒の『漢晋春秋』のものである。彼はおそらく初めて、三国の正統が蜀であることを主張した。漢→魏→晋という禪讓の伝承を漢→晋に改め、三国時代そのものも、独立の時代ではなく、ただ漢末の乱世であると主張した。彼は曹操に対し、次のように述べている。

魏武超越、志在頃主、德不素積、義險氷薄、⁶
(魏の武帝は漢の礼制を踏み越え、その志は漢王朝を傾けることにあった。徳はもとより積むことなく、義は薄氷のように険しい。)

当時晋はすでに騎馬民族の侵略によって、天下の大半を失った。晋の司馬叡(276～322)は、江南に逃げ、東晋を建国した。その後、東晋は長らく江南の建安(現在の南京市)で防御の体制を

整えた。東晋の人々は、自国の情勢から蜀漢を連想し、蜀漢の評価を改めるとともに、魏正統論に疑いが生じるようになった。

習鑿齒の考え方は、後世、とくに六朝と南宋の史学に対し、強く影響した。

4 南北朝と唐、北宋の曹操評価

南北朝時代には、曹操の人物像は、すでに魏・蜀正統論に左右されていた。その論争の本質は、王朝の正統性が血統にあるか、それとも支配地域の位置にあるかという点である。南北朝時代、南朝は漢民族の血統から自分の正統性を強調し、蜀正統論を支持した。逆に北朝は支配地域の位置から魏の正統性を支持した⁷。

ここで注目したいのは、南朝に現れた『三国志』の代表的な注釈者、裴松之である。裴松之本人の態度は、彼の注の中には見つからない。しかし、注の中に、『献帝春秋』、『曹瞞伝』、『江表伝』などの内容を多く引用している点を鑑みれば、彼の曹操に対する評価はマイナスであろう。またその時代に、劉宋の劉義慶は『世説新語』の中で、曹操を「乱世の奸賊」⁸と批判した。父子同妻(甄氏)⁹、七步成詩¹⁰の出典もここである。

その後、李唐王朝は中国を完全統一した。しかも彼らは、北周→隋→唐というルートで、北朝の史観をそのまま継承した。したがって唐王朝も、魏の正統性を支持して、曹操を高く評価する。太宗李世民(598～649)は、曹操に対し、次のように評価した。

帝以雄武之姿、当險難之運、棟梁之任、同乎曩時、匡正之功、異於往代、¹¹
(曹操は雄武の姿をもって、險難なる時運にあたった。棟梁の任は昔と同じだが、国を正す功績は往時よりも優れている。)

太宗はまた、祭文の中にも、曹操を「尹伊、霍光」と対比し、彼の功績を賞賛した。また玄宗も曹操の幼名を借りて「阿瞞」と自称した。これら

皇帝と同じように、文人も曹操を高く評価したことが、彼らの詩に表現されている。

將軍魏武之子孫、于今為庶為清門、¹²
君不見魏武草創爭天祿、群雄睚眦相馳逐、¹³

しかし、安史の乱勃発後、玄宗は四川まで逃げた。これを受けて、当時の人々は再び、蜀漢が一地方の勢力として自らの正統性を強調したことを思い出し、蜀正統論が盛んになった。同時に、関羽崇拜¹⁴の形成と知識人の諸葛亮崇拜¹⁵のため、おそらく当時の民間では、曹操に対する評価がすでに低くなっていたと推測される。安史の乱によって、唐王朝の統治は弱体化し、ついに李唐王朝は滅んだ。後に五十年の五代十国を経て、趙匡胤が趙宋を建国した。

趙宋は、中原の統一を完成していないが、唐と同じく、魏の正統を主張した。宋の真宗は、曹操の廟を修繕した。欧陽修の『魏論』と『魏梁解』、蘇東坡の『正統弁論』は、魏の正統性を政治、軍事、国力の面から支持した。また司馬光の『資治通鑑』の中には、明確な立場は書かれていないが、曹魏の年号を用いている点から見れば、おそらく魏正統を支持していると考えられる。しかし同時に、蘇東坡の『東坡志林』¹⁶の中に、次のような記載が残されている。

王彭嘗云、塗巷中小兒薄劣、其家所厭苦、輒与錢、令聚聽説古話、至説三国事、聞劉玄德敗、顰蹙有出涕者、聞曹操敗、即喜唱快、以是知君子小人之澤、百世不斬、¹⁷

(王彭がかつていった。もし陋巷の中の小児の品徳が低劣であったなら、それはその家の忌み嫌うところである。そこで、錢を与え、集まって説話を聴かせた。三国のことを説くに至った。劉玄德が敗れるのを聞けば、眉をひそめて涙を流す者がいた。曹操の敗れるのを聞けば、すぐに喜んで喝采した。ここからわかるように、君子小人の余徳は、百世を経ても断絶しないもの

である。)

したがって、北宋民間における曹操像は、すでに朝廷の曹操像と異なり、説話という形式の中に、後世の『三国志演義』に似た性格を備えている。

5 南宋と元、明『演義』曹操の完成

南宋の時代に入ると、趙宋は、蜀正統論を支持した。朱子とその門人趙師淵の『資治通鑑綱目』は、司馬光の『資治通鑑』の曹魏年号を廃止し、蜀の章武年号を使った。また、郝経の『統後漢書』も、陳寿の帝魏の史観を廃止するために記された著作である。これも、中原地方を失った趙宋が自らの正統性を強調するための宣伝である。記載から見れば、曹操の人物像は、朝廷と民間で一致して、定論になってしまっている。その人物像は、蜀正統論に基づいて、曹操を「奸雄、漢賊」とみなす。そして、その後の元・明・清は、さまざまな理由があるけれども、その蜀正統史観を変えることはなかった。

元代には、一般市民の文化が著しく発展し、後世の『三国志演義』に最も大きな影響を与えた作品『三国志平話』¹⁸が現れた。その内容は、宋・元の説話¹⁹を継承して、主に民間の神話と伝説を中心にするとともに、張飛と諸葛亮を主人公として、曹操と孫権を完全に無視した。『三国志演義』の内容とも異なる部分が多い。そして、同時代の元雜劇の中にも、現存の三国の内容が45部残っている。その中、蜀の内容は36部で、曹魏は2部しかない。内容から見ても、曹操は完全に悪者である。

元末明初の頃、羅貫中は、歴代の歴史書と一般市民文化の雜劇と説話を参考にして、『三国志演義』を完成した。『三国志演義』そのものは、歴史小説であり、その内容のすべてを信じることはできない。しかし前代から残った資料を参考にして、ただ事件の順序を調整している部分も多く、一定の客観性を備えているといえる。前代の資料を参考にした例としては、曹操が呂伯奢一家を殺

した有名な話が挙げられる。この部分について、陳寿の『三国志』の中には、一言も書かれていない。その内容を書いたのは、裴注の『魏書』、『世語』、『雜記』の引用文である。しかし、それらの内容はそれぞれ全く異なる。そのうちから、羅貫中は、『雜記』の内容を選んだ。つまり、曹操は、怪しい音を聞いたあと、相手が自分を殺すと疑って、呂伯奢を殺したというのである。

『三国志演義』は現代の曹操評価に絶大な影響を与えた。この本は、文学作品として非常に優れており、特に一般民衆の間で愛読された。しかも歴史小説としてではなく、歴史書そのものとして見なされる傾向が強い。次第に『三国志』より大きな影響力を持つようになり、今に至っている。これにより、曹操は奸雄であるという考え方がさらに広まった。

6 現代中国における曹操の再評価

曹操に対する再評価は、魯迅に始まる。魯迅は彼の著作『魏晉風度及文章興業及酒之關係』の中で、歴代の評価から逸脱して、「実は曹操は有能な人物、少なくとも一人の英雄である。私は曹操党ではない。しかし何と言おうが、いつも彼を尊敬している。」²⁰と述べ、曹操を一人の英雄として認めた。特に、彼は曹操の人物像を定着させた『三国志演義』を否定した。

魯迅の評価の背景には、当時の時代性もある。過去のことをすべて否定する新文化運動の中にあつては、前代の定説に対し、そうした評価を下したのも首肯できる。その後、1950年代、郭沫若は、「蔡文姬の『胡茄十八拍』について」を発表し、曹操を全面的に称賛した。曹操の殺人に関しても、郭沫若は、当時の状況を考えて、やむをえないことだと主張した。翦伯賛も、郭沫若の説を賛成した。当然ながら、翦、郭両氏に反対する学者もいる。その結果、50年代末、曹操に関する大きな学術論争が始まった。

現代中国の曹操に関する論争は、主に「旧式文化」の否定という背景のもとで起こった。そこに、

毛沢東の曹操に対する個人的な好みも含まれた。現在中国の曹操評価は、その影響を受けて、主に『三国志演義』の曹操の人物像を否定し、陳寿の評価に戻る傾向が強い。

二、曹操の家庭観

『三国志』から『三国志演義』まででも、もともと複雑な曹操像に、このような経緯で、さらに複雑な人物像が備わった。乱世の奸雄、暴虐な統治者、あるいは有能な軍事家、あるいは有名な詩人。ここで、私はただ、曹操の外的な面から、一人の人間として、曹操の家庭観を考察してみたい。

1 曹操と父母

曹操の少年時代の家庭状況は、『三国志』に記載されている。祖父曹騰は当時の大宦官である。父曹嵩は、曹騰の養子である。母親に関する記述は残っていない。曹操の家庭について、もっとも有名なのは、彼の詩「善哉行」の「自惜身薄祜、夙賤罹孤苦、既無三徙教、不聞過庭語」(「三徙教」は孟母三遷の教え、「過庭語」は孔子が息子の鯉を教育する話である)²¹の言葉である。自分は子供の時から孤独であり、両親から教育を受けていないと詠じている。子供の頃から、曹操は洛陽に住んだ。父親は当時の官僚で、曹操に会うことが少なかった。少年時代の自分が孤独であり、しかも母親からの教育を受けていないと述べているところから、母親がすでに死んでいたことも、推測できよう。

しかし「善哉行」の内容から見れば、この作品は、父親曹嵩の死後、献帝を許昌に迎えるまでの間に書いたものである。つまり大人になってからの作品である。この時の曹操は、「三徙教」と「過庭語」を家庭教育の模範と考えていたようだが、少年時代の曹操はそうとは思っていなかったらしい。『三国志』の中に「任俠放蕩、不治行業(任俠放蕩で、振る舞いを治めようとはしなかった)」という記述がある。この記述をさらに詳しく説明するため、裴注の中に、曹操と叔父、父親の話が記載されている²²。曹操の自由放蕩の個性

がここに見られる。曹操は自由な家風の中に育ち、旧時代の文化に縛られていないと、吉川幸次郎氏は指摘している。しかし曹操は自分の息子たちに対し、自由な教育方針を取っていない。その点から見れば、曹操もその宦官家庭の教育を否定したと考えられる。

初平四年(193年)、曹操の父親曹嵩が、瑯邪から曹操の兗州へ行く途中、徐州の陶謙に襲われ、殺された。曹嵩の死を知った曹操は復讐のために出兵して、徐州で虐殺を行った。その部分について、曹操を正統とみなす『三国志』も、否定しなかった。「所過多殺戮」と記述している。復讐戦を行うことは、当時の一般的な考え方である。しかし、無関係の民衆を虐殺すれば、当然ながら非難を受ける。『三国志』の裴注は、『魏氏春秋』の作者孫盛の言葉を引用して、曹操の暴虐はやりすぎだと非難している。

また、この虐殺から曹操の肉親を失った悲しみを窺うこともできる。曹操は父の死を利用して、陶謙を討伐する口実を作るという主張もあるが、単なる陶謙の領地を奪うためであるならば、そうした虐殺は何の意味も持たない。そして、この復讐戦の勝利者は曹操ではない。陶謙が死んだ後、徐州は劉備の領地になった。父親のために、ここまでの犠牲を払っているところから、曹操の父親に対する深い愛情が感じられる。

2 曹操と妻妾

曹操の最初の妻は、丁夫人と呼ばれる。曹操の嫡子曹昂は、張繡との戦いの中に命を失った。養母の丁夫人は、悲嘆したり号泣したり。曹操はついに怒って、実家に戻れと命じた。しかし、後に後悔した曹操は、その実家まで行って、謝罪してともに帰ろうと言った。しかし丁夫人は、何も言わずに曹操の要請を拒否した。二人はそのまま離縁した。

詳しい内容は、『三国志』の「武宣卞皇后伝」の裴注に『魏略』を引用して記載されている²³。その部分を読んでみると、曹操はあの暴虐で、腹

黒い梟雄ではなく、まるで実家に戻った妻を迎えに行く浮気男である（曹昂が戦死した原因は確かに曹操の浮気である）。それは当時の夫権社会である中国では、想像しにくい行為である。妻妾から曹操を見れば、確かに伝統的な夫でなく、温和なイメージである。彼は「遺令」の中に「吾婢妾與伎人皆勤苦、使著銅雀台、善待之（私の婢、妾と伎人は皆勤勞だ、彼女たちを銅雀台に住まわせ、良く面倒を見てあげてください）」、「余香可分与諸夫人、不命祭（残った香は分けて夫人たちに渡す、祭ることは命じない）」²⁴と書いており、自分の遺書の中にも妻妾のことを考えているのである。

丁夫人と曹操が離縁したあと、曹操の妾、卞夫人が正妻になった。その卞夫人は後の武宣卞皇后である。彼女の出自は娼妓であった。しかし曹操は、その卞夫人を終始尊敬して、『三国志』の中でも「怒不變容、喜不失節、故最是為難（怒っても顔色は変わらず、喜んでも節操を失わず、故にこれはもっとも得難い）」²⁵と卞夫人を称賛した。

3 曹操と息子

曹操の息子は、20人以上いるが、その中の半数は夭折した。その中でもっとも優れた才能を持つのは、曹丕、曹植である。二人はいずれも卞夫人の息子であり、太子になる可能性が一番高かった。以下において、曹操とその二人の息子の関係から、曹操の息子に対する態度を検討してみたい。

曹昂が死んだ後、曹丕は嫡子になった。そこで、曹操も曹丕の教育を非常に重視した。『典論』の序文で、曹丕は次のように自分の教育の実情を書いた。

余時年五歳、上以世方丈擾乱、教余学射、六歳而知射、又教余騎馬、八歳而能騎射矣、以時之多故、每征、余常從、²⁶
（私は五歳の時、父曹操は世の中が大いに乱れているとして、私に射を学ぶことを教えた。六歳にして射を身に着けると、父はまた私に馬に乗ることを教えた。八歳にして騎射を身に着けた。そして、動乱の時代であるがゆえに、戦の

たびに私は常に父に従った。）

曹操はまた、曹丕に読書の重要性を教えた。『典論』の中で、曹丕は次のように述べている。

上雅好詩書文籍、雖在軍中、手不釈卷、每每定省從容、常言人少好学則思專、長則善忘、長大而能學者、唯吾与袁伯業耳、余是以少誦詩論、及長而備歷五經、四部、史、漢、諸子百家之言、²⁷
（父は詩書文籍を好み、軍中にあっても書籍を捨て置くことはなかった。朝夕父に会った時、父はゆったりとして、いつも次のように言った。「人は若くして学を好めば精神が専一となる。長ずればよく忘れるようになる。長じてよく学ぶ者は、ただ私と袁伯業だけである」と。私はこれを聞いて、若いときに詩経・論語を暗誦した。長ずるに及んで五經・四部・史記・漢書・諸子百家の言を読みあさった。）

『三国志』の「文帝紀」の裴注も、『魏書』を引用して、次のように述べている。

年八歳、能属文、有逸才、遂博貫古今經典諸子百家之書、²⁸
（八歳でよく文章をつづって、優れた才能があった。そのまま広く古今の經典諸子百家の書を通読した。）

ここから、曹操は文武両道で曹丕を育てたことが分かる。曹丕は25歳まで、終始、曹操の元で成長した。そのために父曹操の陰に隠れ、絶大な功績を挙げることができなかった。二十五歳の時、曹丕は曹操から五官中郎将と副丞相の職を授けられた。曹操が不在の時、本拠地を守る役を担ったのである。その目的は言うまでもなく曹丕に政治の経験を積ませながら、一人の君主として育てることにあった。この時から、曹丕の後継者としての地位は、確かなものになったのである。

しかし、曹操は曹植の才能にもまた注目してい

た。『三国志』の中で陳寿は、曹植に対し「年十歳余、誦読詩、論及辞賦数十萬言、善属文（十歳の時、詩経、論語及び辞、賦数十萬言を誦読した、よく文章をつづる）」²⁹と、その才能を高く評価している。『魏武故事』の中でも、曹操は曹植を「兇中最可成大事（子供の中に大事を成す可能性がもっとも高い）」と評価している。

そこで、曹操は二人の息子に関して、考察し始めた。曹植の才能は、特に文学の面からみれば、曹丕より優れている。曹操本人も、幾度なく曹植を太子にしようと考えた。そのことは『三国志』の「王粲伝」と「明帝紀」の中に記されている。しかし、曹操が最終的に曹丕を選んだ理由は、張作耀氏によると、曹丕の支持者賈詡、呉質のはたらきが功を奏したという。さらに、現代中国における著名な『三国志』研究者でもある易中天氏は、曹丕の君主としての素質は、曹植以上であるとしている。私もこのような二人の分析に賛同する。結論からいえば、曹操は一人の父親としてより、一人の君主として、その後継者を選んだのである。

一君主の立場から曹操は、自分の好みを隠し、曹丕を後継者に選んだが、日常生活の中には、温かい父親の面影が見られる。曹植に対して、曹操は、「吾昔為頓丘令、年二十三、思此時所行、無悔於今、今汝年亦二十三矣、可不勉與、（私は昔頓丘令になった年が二十三歳である、当時のことを思い出せば、今でも後悔せず。今汝も二十三歳だ、頑張らないといけない）」³⁰のような言葉で励ましている。もう一人の息子曹彰に対しても「居家為父子、受事為君臣、（家にいる時は親子関係であり、命令を受けたら君臣関係である）」³¹と言った。日常生活の中では、確かに父親であることも窺える。特に、自分の息子曹冲が病気になる時、曹操は息子の命が延びるようにと祈り、死に及んでは甚だしく悲しみ（「親為請命、及亡、哀甚」）、曹冲のことに話が及ぶと涙を流したという（「言則涕流」）³²。

三 結論

曹操の人物像変遷の過程は、歴史→民間伝説→文学というルートで、現在一般の曹操に対するイメージが形成された。まず、そのイメージは、三国時代という天下が統一されていない状態の中で、曹操に対する相反する評価が成り立った。つまり、『献帝春秋』、『曹瞞伝』のような反曹魏の史料と、『魏書』のような曹操を肯定する史料とが同時に存在する。その上、歴代王朝の史官は、魏・蜀正統論という問題に固執し、曹操に対する評価は確定できなかった。次に、嘉永の乱、安史の乱、靖康の変を境にして、晋、唐、宋においては、魏・蜀正統論の立場が、二転三転した。それに伴って論争、研究も進展しつつ、曹操の人物像もより複雑化していった。しかし、陳寿、欧陽脩のなど曹操を肯定する人々は、主に曹操の才能、中国北部の統一という事績から肯定する。曹操に反対する人、習鑿齒、郝経たちは、主に曹操の個人道徳から彼を否定する。つまり、いずれも同じ人物の一部分を説いているにすぎないのである。

しかし、民間のイメージは、また別の方向へと変遷した。おそらく、民間における最初の曹操の人物像は、劉備、諸葛亮の敵ということであろう。曹操像の複雑な変遷と違って、劉備、諸葛亮の人物像は、すでに『三国志』から確定していて、後の歴史の中でも大きな変化はない。つまり、主人公の敵は悪という簡単な考えから曹操を否定したのである。その人物像は、おそらく安史の乱以降、関羽崇拜、諸葛亮崇拜とともに形成され、南宋以降、歴史の人物像と民間人物像とが一致し、その民間イメージがさらに活性化した。宋、明時代に数多くの雑劇と説話が生まれ、それは後世の『三国志演義』成書の原動力となったが、さらにその確定した悪人曹操像を、『三国志演義』はそのまま継承したものであると思われる。

しかし、曹操の道徳は、歴代の学者が主張したように、そのような絶対的なものではない。古代の基準から見れば、曹操は孝子ではない。孝に関する記載は一つも残っていない。後世に制度化さ

れた孝子と比べれば、彼の孝行は一つも記載されていない。しかし、徐州の虐殺は、彼の父親に対する愛を、世間一般とは全く異なる形で表現している。また、妻妾に対してもそうである。彼の遺書である「遺令」は、「分香売履」と非難されている。確かに父権社会の中国、特に帝王である人間として、天下のことを考えず、そのような細かいことは考えるのは、帝王らしくない表現であると思われる。しかし、今このあらためて「遺令」を読んで見ると、ますます曹操の温情を身近に感じることができる。

曹操の家庭観を考察するところ、意外に「奸雄」のイメージは薄い。確かに曹操像を語るにおいて、「偽」(欺)のイメージは、否定できないと思われる。しかし、家族に対しての誠実と、政敵に対する虚偽とは、曹操という一人の人物において統一される。管見によれば、むしろこれこそ曹操の真の人物像に近いと思われる。相矛盾する人間性が一人の人物に統一されたものこそが、人物像である。彼の猜疑、腹黒さと陰謀家としての性格、そのいずれの一つも曹操の全てではない。曹操が中国北部を統一したという結果だけによって、彼の人物像を人間性の欠如した帝王像に変換することに、筆者は賛同できない。曹操は、一人の人間性溢れる、魅力的な人物である。

注

- 1 陳寿『三国志』(中華書局、1982) 3頁。
- 2 陳寿、前掲書、55頁。
- 3 十卷、現存一卷、作者不明。一説に晋の袁暉、後漢献帝時代を記録した歴史書である。
- 4 佚書、『旧唐志』に作者は呉人という記載がある。
- 5 佚書、作者は晋の虞溥、裴注の中に引用された部分から見れば、当時の揚州の事を多く記載し、呉の歴史書と推測される。
- 6 房玄齡・李延寿『晋書』(中華書局、1974) 2155頁。
- 7 劉漸新『曹操論集』「罗贯中为什么要反对曹

操」(三聯書店、2000) 324頁。

- 8 劉慶義『世説新語』(中華書局、1991) 95頁。
- 9 劉慶義、前掲書、228頁。
- 10 劉慶義、前掲書、60頁。
- 11 『全唐文・卷十』「祭魏太祖文」(山西教育出版社、2002) 76頁。
- 12 杜甫「丹青引・贈曹將軍霸」。
- 13 張説「鄴都引」。
- 14 隋から、すでに関羽崇拜の記載が現れた。唐末の『雲溪友議』の中に、関羽が三郎神と呼ばれ、荊州地方にまた廟もあると言った。また、朝廷からも、関羽が武廟の中に、歴代の名将と一緒に祭られる。
- 15 唐詩の中に、劉備、諸葛亮の詩は、曹操より極めて多い。唐の諸葛亮崇拜に関しては、主に陳翔華『諸葛亮形象史研究』(浙江古籍出版社、1990) 83～93頁、参照。
- 16 蘇軾本人は、『赤壁賦』、『孔北海賦』の中曹操本人を、「一世之雄」を賞賛した。その故、『東坡志林』のこの部分を偽作と主張する人もいる。
- 17 蘇軾『東坡志林 仇池筆記』(上海書店、1990) 15頁。
- 18 『三分事略』、1294年成書、作者不明。
- 19 孟元老『東京夢華録』(中華書局、1982) 133頁によると、宋代説話の中に、説三分つまり三国物語の説話はすでに一般の説話から独立した。
- 20 魯迅『魯迅全集』(人民文学出版社、1974) 第三卷502頁。
- 21 曹操『曹操集』(中華書局、1981) 9頁。
- 22 陳寿、前掲書、2頁。
- 23 陳寿、前掲書、156頁。
- 24 曹操、前掲書、57頁。
- 25 陳寿、前掲書、156頁。
- 26 陳寿、前掲書、156頁。
- 27 陳寿、前掲書、90頁。
- 28 陳寿、前掲書、57頁。
- 29 陳寿、前掲書、557頁。

30 曹操、前掲書、66頁。

31 陳寿、前掲書、555頁。

32 陳寿、前掲書、580頁。

中国農村における「留守児童」問題について

陳 小 君¹⁾

The Left-behind Children in Chinese Rural Districts

This article aims at making an investigation about the “left-behind children” in China. left-behind children, that is, children age 17 or under 17, who are taken care of by the grandparents, relatives or friends at home when their parents or parent goes to work in cities. Those children should have been lived under their parents’ love, but due to the economic disparities between rural and urban areas and the household registration system, more and more parents in villages go out to work so that the number of “left-behind children” becomes larger and larger. According to the research of left-behind children’s current situation, the number of left-behind children is above 1/4 of the number of all village children. And it is definitely true that being away from parents for long time leaves negative influence on children. The previous study also shows that most left-behind children’s performances on study and morality have decreased after their parents are going out. In order to solve these problems, the government also puts forward some policies for improvement. And we will continue our following research about whether those policies can improve the situation of left-behind children or not.

1. はじめに

中国の研究者による「留守児童」についての研究は、90年代に始まった。1994年、一張氏は『瞭望』の中で、初めて「留守児童」という言葉を使った¹⁾。その言葉は、当時すでにあった「留守女子」、「留守男子」と「留守老人」というような言葉に倣って作られたものである。当時の「留守児童」とは、両親が留学や仕事で海外へ行き、故郷に残されて、祖父母に預けられた子どもを指す言葉であった。

日本には、中国の「留守児童」と似た「留守家庭児童」（俗名：「カギっ子」）という言葉がある。旧厚生省の1971年の「厚生白書」においては「留守家庭児童」という用語が用いられ、「その保護者が月間の大部分（3分の2以上）の日において

児童が学校から帰宅したときから夕刻まで不在となっているのが常態となっている者」と定義されている。日本の「留守家庭児童」と比べて、中国の「留守児童」には一つの大きな異なる特徴がある。「それは、子どもが親と離れて会えない期間が非常に長い点である。半年から1年、長い場合には数年にもわたる」²⁾。

中国都市部と農村部の「経済格差」と厳格な「戸籍制度」の下で、留守児童の出現は必然となった。近年になり、留守児童の現状がひどくなっていくにつれて、その問題に関する研究も増えてきた。しかしながら、中国国内において、留守児童の実態、それがもたらした問題、及び政府がその問題への関心度と取り組みは、一部の研究者を除き、まだ十分に認識されていない。

本稿はまず、直近の本格的な全国調査を通じて、留守児童の現状を把握する。次に、留守児童の現状がひどくなっていく理由を見出す。それから、

1) 筑波大学人文社会科学部国際地域研究専攻

先行研究の整理を通じて、留守児童がもたらした重要問題を明らかにする。最後に、中国政府が発表した公文書や、開催した会議の内容などを整理するなかから、政府が留守児童問題への取り組み姿勢を検証する。

2、「留守児童」の現状

中国において、初めて全国の「留守児童」の現状に関する調査を行ったのは、2000年の第五回全国人口調査である³⁾。調査で「留守児童」は、以下のように改めて定義づけられた。「留守児童」とは両親のどちらか、または両方が出稼ぎに都市へ行き、故郷に残されて、両親のどちらか、または祖父母や親戚、あるいは友人に預けられた14歳以下の子どもを指す、というものである。その定義は、現在でも多くの研究者によって、使われている。直近の本格的な調査は、08年、全国婦女連合会が発表した「農村留守児童状況の調査報告」である⁴⁾。その調査における留守児童に対する定義は、00年のものとすこし違っていて、14歳以下の子どもから17歳以下の子どもに変わった。この調査は、05年のサンプル調査に基づき、全国農村の留守児童は5800万人で、そのうち14歳以下の留守児童が4000万人にのぼり、農村における児童の28.29%を占めていると推定した。更に、年齢比、性別、地域分布、就学状況や家族構成などの面から、留守児童の全体的な状況を把握している。この調査結果は、メディアの報道によって、中国社会に大きなインパクトを与えた。

以下において、上記の調査結果について、年齢比、性別、地域分布、就学状況及び家族構成の面から、留守児童の現状を整理してみる。

i 年齢比

年齢層を「就学前」(0-5歳)、「小学生」(6-11歳)、「中学生」(12-14歳)と「その他」(15-17歳)に分けた。それぞれ27.05%、34.85%、20.84%と17.27%であった。そのうち、義務教育段階の留守児童は3000万人余りであり、各省の留守児童の年齢構成は大体同じで、小学生段階の

留守児童が最も多かったということである。

ii 性別

留守児童全体の中で、男子の割合は53.71%で、女子の方は46.29%であった。各年齢層別に見ても、男子の割合が高かった。また、北京、上海、内蒙古、寧夏及び新疆以外の大部分の省(市、区)において、男子の割合が高かった。その割合は、当地の農村における男女の割合と関連している。

iii 地域分布

留守児童は、主に四川、安徽、河南、広東、湖南及び江西に集中していた。その六つの省における留守児童が、全国の留守児童の52%を占めた。他に、広西、湖北、貴州、江蘇及び福建などの省における留守児童の割合も比較的に高かった。

iv 就学状況

全体的に、男子児童の在学率は89.45%で、女子児童の在学率は88.52%であった。そのうち、男子留守児童の在学率は92.58%で、女子留守児童の在学率は92.01%であった。また、各年齢層別で見ても、留守児童の在学率は、農村全体の子どもの在学率より高かった。ここから、留守児童の就学の機会はほぼ保証されており、就学状況は農村のほかの子どもより良かったということがわかる。

v 家族構成

両親の片方が出稼ぎ中の比率は47.14%で、両親とも出稼ぎ中の比率は52.86%であった。また、両親とも出稼ぎ中の留守児童の48.35%は、祖父母と一緒に暮らしていた。留守児童と一緒に生活する祖父の平均年齢は61歳で、祖母は59歳であった。祖父母はほとんど教育を受けたことがないか、または小学校の教育しか受けていなかった。

3、留守児童が発生した根本的な原因

留守児童の出現には、主に二つの原因がある⁵⁾。

i 長期の「重工軽農」(工業重視、農業軽視)の影響

80年代中ごろから、中国の経済発展に伴い、都市部における労働力不足が深刻化し始めた。時

期を同じくして、農村部でも農業の生産技術がかなりの進歩を遂げて、余剰労働力を生み出した。農村部から都市部への人口移動として、農民たちの出稼ぎが始まったのである。その後、出稼ぎの農民は引き続き増加中である。04年、中国政府が発表した「中国の就業状況と政策」によると、90年代以降、出稼ぎの農民は、毎年平均500万人の規模で増加しているようである。その原因は中国の長期の「重工軽農」の影響と深く関わっている。新中国の建国の時期、「社会主義的工業化の遠大な目標のために、主要な力を集中して、重工業を発展させよ」というスローガンがあった。政府は「重工軽農」という発展戦略を選択し、農業に対する関心度がかなり低かったのである。また、農業は市場リスクと自然災害リスクという、二つのリスクを冒さなければならない。農業収入の増加のスピードは比較的に遅く、他の産業との差異がきわめて大きい。

近年になって、農業がようやく注目されてきたように思われる。04年、中国政府は、農業税の減税や免除の政策を実施し始め、06年に農業税を廃止した。しかし、長期の「重工軽農」の影響はまだ残っていて、政府による農業施設の建設に対する関心度と投資がまだ不足である。国家統計局のデータによると、05年、都市と農村住民の平均収入率は3.22:1である。都市と農村住民の収入の格差は徐々に拡大している。「種田只為換塩、打工方能挣钱」(金持ちになるためには、農業をするのではなく、出稼ぎする。)という考え方が、一般に浸透して、農業を諦め、出稼ぎ農民はますます増えてきた。

ii 制度の問題

中国には、国民を「農業戸籍」と「非農業戸籍(都市戸籍)」とに分ける厳格な戸籍制度がある。留守児童が発生した主因は、その戸籍制度とそれに関連する他の制度とも深くかかわっているのである。中国では、農民とは、農業に従事する者ではなく、「農業戸籍」を有する者を指す。その厳格な戸籍制度の基本となるのは、1958年に発布し

た「戸籍管理条例」である。この制度は、国民を「農業戸籍」と「非農業戸籍(都市戸籍)」とに分け、農村に生まれついた人間は、大学入学などごく一部の例外を除いて、一生農村で暮らすことが義務づけられている。建国当時は生産力が乏しく、食糧などは供給不足、都市機能も貧弱だったため、農村の労働力の自由な移動を許すと、食糧生産などを確保できず、国の基盤が崩壊しかねないとの判断が根底にあったのである。

80年代中ごろ、農民たちの出稼ぎ現象が現れはじめ、人口の自由な移動を正式に認めるべきだという主張が出てきた。1997年、政府は「小都市の戸籍制度改革方案」を発表した。それ以降、戸籍制度改革の実験をはじめ、「都市戸籍」を有していない者の小都市への移住を正式に認める改革が河北省などでは行われた。戸籍法が若干緩和されてきたが、大学進学など都市への一定期間以上の居住なくしては「都市戸籍」の取得が難しい。さらには、彼らは子どもの教育、医療、住宅などの面で差別されている。

戸籍制度とそれに関連する教育制度、医療制度、住宅制度、就職制度と社会保険制度、社会福祉政策などの下で、大部分の出稼ぎの両親は、子どもを故郷に残す道を選ぶしかない。例を挙げると、「都市部の初等・中等教育は、政府からの財政支援があるため、学費の徴収はきわめて軽微である。しかし、農村部では、政府の財政援助がないため、保護者が諸費用のすべてを負担しなければならない。」⁶⁾ さらに、「借読費」なども支払わなければならない。「借読費」とは、農業戸籍の子供が都市の学校に通うときに納めなければならない費用である。出稼ぎの親は、大部分その費用を負担できない。また、「都市部では、国有企業労働者は労働保障医療制度を、公務員・教員・軍人は全額公費医療制度を、他の都市住民も公費医療制度を利用できるのに対し、農業戸籍を有する農民は、公費医療制度の対象外であり、全額自己負担しなければならない。」⁷⁾ もし、子どもが都市で怪我や病気になったら治療費が高いという現実が

ある。

以上のように、長期の「重工軽農」の影響で、中国農村からの出稼ぎの親が増加している。一方、現在の戸籍制度などの下では、大部分の子どもは出稼ぎに行った親と別れて暮らすしかない。留守児童の現状がひどくなっていく理由が、ここにもある。

4、「留守児童」がもたらした重要問題

94年、上官子木氏は『神州学人』の中で、留守児童の問題が新たな社会現象として、注目する必要があることを真っ先に呼びかけた⁸⁾。しかし、万明鋼氏と毛瑞氏によると、94年から03年まで、留守児童の問題はあまり意識されておらず、それについての研究も少なかった⁹⁾。94年から03年までの間、留守児童についての研究は合わせて12篇しかなかった。04年に入ってから、それが重要な問題だと意識されるにつれて、この問題に関する研究も大幅に増えてきた。04年から08年まで、留守児童に関連する研究論文は、1400篇にまで増加した。実の親と長期間離れて生活することによる様々な問題があり、とりわけ「学業成績の低下」及び「犯罪増加」などの問題が指摘されている。

留守児童の学業成績の低下について、林宏氏は、福建省泉州市、福清市及び沙県における留守児童の割合が比較的に高い農村を対象とし、アンケート調査、聞き取り調査や実地考察などを通して、留守児童の教育現状の調査を行った¹⁰⁾。調査結果によると、親の出稼ぎにより学業成績が低下した子どもの監護者の多くは祖父母であって、その割合は78.4%を占めた。84%の祖父母は、学校で教育を受けたことがないか、または小学校のみで教育を受けた人たちである。留守児童の学業成績の低下は、監護者自身の教育水準と深く関わりがある、と林氏は指摘している。

また、劉迎霞氏と紀月清氏は、07年3月、江蘇省宝应県（当県の三分の一近くの人口は出稼ぎ中）における、四つの中学校の一年生を対象にサ

ンプル調査を実施した¹¹⁾。両氏の分析によると、父親の出稼ぎは子どもの成績に悪い影響を与えていないが、母親の出稼ぎは子どもの成績にとても悪い影響を与えている。母親が出稼ぎで家を離れた後、子どもの成績は平均7.4点も減少した。母親の出稼ぎは子どもの家事手伝いの時間を増やし、勉強する時間を減らしたというのが、主な原因だと両氏は指摘している。

李松氏は、河南省での出稼ぎが多い農村における许昌県第二中学校、張潘郷第一中学校、樞洞郷第一中学校の306名の留守児童を対象にアンケート調査を行った¹²⁾。同氏は心理学的角度から検証、分類、分析することにより、非留守児童と比べて、留守児童の成績が悪い原因は家庭環境であるということを指摘している。家庭環境は、留守児童に心理的にマイナスの影響を与え、さらにその影響を通して、学業成績に悪い影響を与えたということである。

王浙鑫氏は、湖南省株洲市江璜村での唯一の小学校——江璜小学校で、117名の小学生を対象に成績の面と遅刻頻度、宿題の完成率などの学習習慣の面から、アンケート調査を実施した¹³⁾。王氏は、117名の小学生を三類に分けた。一類は、両親の出稼ぎ先が市内である留守児童、二類は両親の出稼ぎ先が他市である留守児童、三類は「非留守児童」である。調査結果によると、学習習慣が悪ければ、成績も悪く、留守児童の全体的な成績は他の児童より悪かった。中でも、両親の出稼ぎ先が他市である留守児童の成績が一番悪かった。遅刻頻度が一番高いのも、宿題の完成率が一番低いのも、両親の出稼ぎ先が他市である留守児童であり、次は両親の出稼ぎ先が市内である留守児童であった。同氏は、学習習慣と成績との関連が一番深いと判断し、調査対象となった小学生との聞き取り調査でも、留守児童の学習習慣が、他の児童より悪いとみなした。最大の原因は、両親と子どもとの連絡頻度であると王氏は指摘している。両親の出稼ぎ先が他市である留守児童は、両親があまり連絡してくれないため、「自分の両親はお

金を稼ぐことしか考えていない」、「自分のことを心配してくれない」、「頑張って成績を上げても、両親は知らない」、などという不満を持っている。留守児童は、それが契機となって、学習習慣が徐々に悪くなり、成績も悪くなってきたということである。

呉小葉氏は、貴州省黔东南苗族、侗族自治州における四つの村の留守児童を対象に、アンケート調査を実施した¹⁴⁾。両親の出稼ぎが、自分のどの方面に与えた影響が最も大きいのかという質問に対して、自分の成績に与えた影響が一番大きいと答えた割合が最も高く、33.2%を占めた。また、両親が出稼ぎをしないで家にいると、自分の成績をアップできると考えている留守児童は50.9%を占めた。呉氏の分析によると、両親の出稼ぎが、実際に留守児童の成績にどのような影響を与えたかというデータはそれほど重要ではないという。主観的な面で、両親の出稼ぎが、既に留守児童の成績に悪影響を与えているというのである。

また、留守児童の犯罪増加の現象についての原因分析の研究調査もある。06年10月15日付の南京日報には、「留守児童問題突出、犯罪案件上昇」という見出しで、「2004年と比較して、05年は青少年の犯罪案件が10%減少した。本年は昨年と比較して11%減少している。しかしながら、「留守児童」の問題は突出し、犯罪案件の数は毎年上昇している。04年と05年を比較すると、留守児童の犯罪案件は刑事事件全体の6%を占めたが、本年と昨年を比較すると10%増加している。」という¹⁵⁾。

07年9月21日、中国最高人民法院研究室主任の邵文虹は、記者の取材に対して、以下のような発言を行った。「①2000年以来、中国の各レベルの裁判所において下された判決のうち、未成年の犯罪者数は毎年平均13%ずつ上昇しており、留守児童の犯罪は未成年者の犯罪のなかで無視できない現象となっている。②中国の未成年犯罪は日ごとに暴力化、知能化、低年齢化そしてグループ化しているが、とりわけ一部の留守児童が家庭にお

ける監護や教育を十分に受けられず、学業がおろそかになり、犯罪に走る者が出ている。③留守児童の犯罪の原因は複雑で、未成年者の教育には家庭、学校、社会の三つが必須だが、中でも家庭教育こそが未成年者の道徳、品行、良好な学習習慣の重要なポイントである。留守児童にはこの部分が欠けているのであり、好ましくない文化の影響を受けやすい」¹⁶⁾。

留守児童の犯罪の原因について、駱斐姪氏は、家庭問題を一番重要な客観的なものとして取り上げている¹⁷⁾。同氏は、留守児童の親が「電話親」（長期間、子どもと会えず、電話だけで、連絡している）となっていて、子どもたちを物質的に満たす一方で、他の心理的、教育などの面はあまり重視していないか、あるいは無視していると指摘する。親のどちらかが出稼ぎの場合は、子どもと一緒に暮らしている父親か母親は、生活に疲れ、子どもを教育、監護する余裕もない。留守児童の犯罪を防止するために、最も大事なことは親が子どもに対する監督指導を強化することであるという。

ところで、董士曇氏と曹延彬氏は、山東省農村留守児童犯罪問題の調査データに基づき、家族構成別に、その原因を分析した¹⁸⁾。両氏は、監護者の違いによって、留守児童を父親監護、母親監護、祖父母監護、兄弟監護、親戚・友人監護と無監護の六類に分けた。また、犯罪率、紀律違反率と不良行為率の三つの方面から留守児童の現状を把握した。不良行為率の割合が最も高いのは無監護の留守児童で、40%を占めた。二番目は父親監護の留守児童で、38.46%であった。紀律違反率の割合が最も高いのは兄弟監護の留守児童で、40%であった。第二位は父親監護の留守児童で、23.08%の割合であった。また、犯罪率の割合が最も高いのは、祖父母監護の留守児童で、40%であった。その次は、父親監護の留守児童で、30.77%であった。さらに、両氏は父親へのインタビュー調査を通じて、その原因を分析した。多くの父親は、毎日農地で長時間働いて、家に帰ったら、一息つく

暇もなく、すぐ家事をしなければならない。過度の疲労のせいで、子どもを教育、監督する余裕も気力もない。子どもが間違いを犯した場合、いつも直接暴力で子どもを懲罰する。「棍棒教育」（暴力で子どもを教育する）によって、子どもは悪い道に走ってしまう可能性が高いと両氏は分析した。総合的に見ると、父親監護の留守児童の現状が最も悪かった。すなわち、家庭教育機能の低下、喪失が留守児童の犯罪の主な原因だというのが、著者の指摘である。

林細華氏、沈敏氏、王琳氏、王友潔氏は、99年から08年まで国内外で発表した六篇の文献の中で、2479例を通じて留守児童と他の児童との精神面における健康状態の比較に関しての分析を行った¹⁹⁾。その結果、留守児童が、他の児童より精神面の健康状態が悪いという結果を下した。精神面の健康状態の悪さは、留守児童の犯罪増加と深く関わりがあり、他の児童と比較して、両親がそばにいないというような不完全な家庭環境にいるのが最大の原因だと推測している。

5、政府の対策

03年1月、国務院官房が発表した「出稼ぎ農民の雇用管理制度の改善について」の中に、「出稼ぎ農民の子どもの義務教育権利確保に取り組む」という記述がある。04年2月、中国共産党中央・国務院は、未成年者への思想・道德教育の強化・改善についての「若干の意見」を発表した。「意見」は、未成年者への思想・道德教育における主な任務として、次の4点を挙げている。

- (1) 愛国感情の強化から始め、愛国主義を核とする偉大な民族精神を育成し発揚する。
- (2) 遠大な志を抱かせることから始め、正しい理想と信念を育成、確立する。
- (3) 行為・習慣の規範化から始め、良好な道德・品性と行為の文明性を育成する。
- (4) 基本的資質の向上から始め、未成年者の全面的な成長を促進する。

さらに、「流動人口家庭の子どもの義務教育問題を高度に重視する」という記述がある²⁰⁾。

留守児童の問題を改善するために、04年5月、教育部は「中国農村留守児童問題研究」座談会を開いた。05年5月、全国婦女連合会と中国家庭文化研究会は、「中国農村留守児童社会的支援行動シンポジウム」を開催した²¹⁾。同年12月、『中国婦女報』とユニセフは、「社会に働きかけ、留守児童と流動児童の権益保護」座談会を開催した²²⁾。06年7月、全国婦女連合会は、「農村の留守児童を愛護する行動を強力に展開することに関する意見」を出して²³⁾、同年9月、全国農村留守児童工作テレビ電話会議を開き²⁴⁾、10月には、国務院農民工作連席会議弁公室や全国婦女連合会など12の部門が共同で「農村留守児童專題工作組」を設立し、全国婦女連合会書記処書記の張世平氏がその組長になった²⁵⁾。

07年10月に全国婦女連合会は、「農村留守流動児童の職務をより一層やり遂げることにする通知」を発表し、関係部門に農村留守児童に対する徹底した取り組みを指示した。その中で、以下のような指示があった²⁶⁾。

- 一、農村留守流動児童に対する取り組みの重要性を十分に認識すること。
- 二、農村留守流動児童の教育管理工作を真剣にやり遂げること。
- 三、農村留守流動児童の戸籍管理と権利保護を強化すること。
- 四、農村留守流動児童の救援保証メカニズムを積極的に完備すること。
- 五、農村留守流動児童の医療保険サービスを徐々に推進すること。
- 六、農村留守流動児童に対する愛護・支持の力量を不断に強化すること。
- 七、農村留守流動児童に対する取り組みの全体的合力を努力して形成・推進すること。
- 八、農村留守流動児童工作をやり遂げることに對する、党のリーダーシップを確実に強化すること。

さらに、08年教育部「工作要点」の「三」に、「農村義務教育を重点とし、義務教育のバランスのとれた発展を促進する」という部分があり、「流入地の政府、公立学校を主体となって、都市に移住した出稼ぎ労働者の子女が平等に義務教育を受けられるよう保証する。農村の留守児童の教育工作をしっかりと行う」という記述がある²⁷⁾。

また、09年教育部「工作要点」には、「農村の中小学校の公用経費の標準を引き上げる。中小学校の予算制度を改善し、出稼ぎ労働者の子女が流入地でも無料で義務教育を受けられることを実行に移す。農村の留守児童に関する研究と仕事を更に重視する」という記載がある²⁸⁾。10年教育部「工作要点」にも、「出稼ぎ労働者の子女の就学問題を解決することをうまくやり遂げる。流入地の政府、公立学校が主体となって、都市に移住した出稼ぎ労働者の子女が、平等に義務教育を受けられるような政策を実行に移す。全面的に「借読費」を取り消す。農村寄宿制学校建設を支援し、優先的に留守児童の寄宿問題を解決する」という記述がある²⁹⁾。

6、おわりに

本稿は、農村教育の中で、近年とりわけ04年以降注目されてきた「留守児童」問題を論じてきた。長期の「重工軽農」の影響と中国現在の戸籍制度などの下で、留守児童の出現は必然となった。出稼ぎ農民は、都市の繁栄を支えているが、故郷に残された彼らの子どもたちは、親の監護を受けられない。毎日親と一緒に生活するというような、子どもにとってはごく当たり前なことが過分の望みになったということである。大部分の親たちは、子どもに良い教育、良い生活を与えるために、都市へ出稼ぎに行った。しかし、現実には、皮肉にも親の出稼ぎによって多くの子どもが、学業成績や精神面での健康悪化に陥っているし、時には「問題児童」（非行を犯した子ども）にもなることもある。また、中国政府は留守児童問題について、近年高い関心を寄せている。ただし、地方政府や

教育現場において、中央政府や全国婦女連合会本部の対策がどのように実行に移されていくのか。また、具体的な諸政策が実行された場合に、どのような効果が生み出されうなのか。こうした問題については、今後の考察の中で検証していくつもりである。

注

- 1) 一張「留守児童」、『瞭望』第45期、1994年、37頁。
- 2) 登坂学「中国農村における『留守児童』問題について」、『九州保健福祉大学研究紀要』第10号、2009年3月、68頁。
- 3) 段成栄、周福林「我国留守児童状況研究」、『人口研究』第29巻第1期、2005年1月、29頁～30頁。
- 4) 「全国農村留守児童状況研究報告」、『中国婦女報』2008年3月5日。
- 5) 趙富才「農村留守児童問題產生原因探析」、『鄭州大学学报（哲学社会科学版）』第42巻第5期、2009年9月、36頁～39頁。
- 6) 鎌田文彦「中国における戸籍制度改革の動向—農民労働者の待遇改善に向けて—」国立国会図書館
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071003.pdf>
- 7) 同上
- 8) 上官子木「留守児童問題応引起重視」、『神州学人』第06期、1994年、39頁。
- 9) 万明鋼、毛瑞「当前我国留守児童研究存在的若干問題」、『西北师大学報（社会科学版）』第四巻第1期、2010年1月、113頁。
- 10) 林宏「福建省“留守孩”教育現狀的調查」、『福建師範大学学报（哲学社会科学版）』第3期、2003年、132頁～133頁。
- 11) 劉迎霞、紀月清「外出務工對“留守児童”學習成績的影響—基於對江蘇省宝應县的調研」、『甘肅農業』第10期、2008年、54頁～56頁。

江戸時代における家庭教育思想の現代的価値

一 貝原益軒の「和俗童子訓」を中心として一

八 木 由 紀¹⁾The Present-day Value of Domestic Education Ideals from the Edo Period
—Mainly “Wazokudoujikun” written by Kaibara Ekiken—

The Edo period was a time when children were raised not only by their parents, but by the entire society. Domestic educational ideals—the so-called “wisdom of parenting”—will be studied by way of the book Wazokudoujikun (Precepts for Parenting) written by Kaibara Ekiken. Kaibara was an Edo era Confucian scholar whose book on parenting enjoyed broad popular appeal. The author will also take up some problems of domestic education in modern society, exploring the present-day value of Ekiken’s ideas of domestic education.

の糸口を見つけられると思うからである。

具体的には、江戸の思想家のうち、朱子学派の貝原益軒を取り上げる。江戸時代における庶民の家族観・道徳観・教育理念・人間形成の思想、そして、彼の時代における諸問題を挙げ、現代との比較をしたうえで、今後の日本の家庭教育で、改めてその価値を見直したい当時の思想や手法を明らかにしたいと思う。

2 現代の家庭教育における諸問題

子供は、社会の宝、国の宝である、という考えに基づき、家庭をはじめ、学校や地域など社会全体で、心豊かで逞しく自立し、周囲の環境と共生できる人間に育ててゆくことが、我々大人の義務である、と私は考えている。しかし、現状に目を向けると、学校におけるいじめや不登校の問題に加え、学校外においても児童虐待など様々な問題が発生している。少子化、核家族化、都市化、情報化などの社会、経済の変化をはじめ、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、地域社会や家庭における教育力が低下していることが指摘されている。子供たちの学習意欲の低下、また、基本的な生活習慣が身につく

1 はじめに

私たちの生活において、子供を養い育てるということ、新しい環境や体験に対して、切り拓くということが続く限り、教育は必要なものである。日々の生活の中で、様々な知識と生き抜く力を授け、前進させるための重要な要素である。社会生活が複雑になるにつれ、教育の役割もきわめて重要な面を分担することになった。昨今言われている心の教育は、生活上、最重要課題の一つである、と私は考えている。その意味で、心を育てる基本は、社会の最小単位である家庭教育が柱になっていると思うのである。

そこで、時代とともに変化してきた家庭教育を江戸に遡り、当時、どのような思想だったのかを含め、現代に生かしたい当時の知恵を探っていきたい。江戸時代に活躍した日本の教育者の思想を取上げながら、その背後にある家族観、女性観、当時の社会情勢などに目を向け、今の日本の家庭教育にとって、有益となりうる思想や手法を見つきたい。そうすることで、数々の現代課題の解決

1) 家庭教育アドバイザー

- 12) 李松「農村“留守児童”家庭環境、心理健康及学業成績的分析」、『湖北社会科学』第9期、2009年、182頁～184頁。
- 13) 王浙鑫「当前我国農村“留守児童”の問題与对策—対湖南省株洲市江璜村の実証分析」、『東南学術』第6期、2009年、17頁～20頁。
- 14) 吳小葉「贵州省民族地区農村留守児童学習状況調査分析—以黔东南苗族侗族自治州为例」、『黑竜江民族叢刊』第2期、2009年、36頁～39頁。
- 15) 登坂学氏、前掲論文、70頁。
- 16) 同上、71頁。
- 17) 駱裴姪「“留守児童”犯罪問題研究」、『重慶工学院学報(社会科学)』第23卷第8期、2009年8月、87頁～88頁。
- 18) 董士曇、曹延彬「農村留守児童犯罪の成因及解決途徑—基於山東省農村留守児童犯罪問題調查之資料」、『山東員警学院学報』第二期、2010年3月、92頁～93頁。
- 19) 林細華、沈敏、王琳、王友潔「中国農村留守児童心理健康狀況のMeta分析」、『華中科技大学学報(医学版)』第39卷第2期、2010年、228頁。
- 20) 張顯宏「農村留守児童教育狀況の実証分析—基於學習成績的視角」、『中国青年研究』第9期、2009年、60頁。
- 21) 「探尋農村留守児童の出路 中国農村留守児童社会支援行動研討会在鄭州閉幕」、『中国婦女報』、2005年5月24日。
- 22) 「本報与聯合國兒基金会召開“動員社会、保護留守児童和流動兒童權益”座談会 孩子們期待我們做些什麼」、『中国婦女報』、2005年12月13日。
- 23) 「關於大力開展關愛農村留守児童行動的意見(中華全國婦女聯合会文件 婦字[2006]25号 7月17日)、中国婦女网。
http://www.women.org.cn/wenjianku/admin/upload/file_2006_07_24_09_13_27.doc
- 24) 「扎实有效推進農村留守児童工作 全国農村留守児童工作電視會議在京召開 顧秀蓮出席並講話 黃晴宜主持」、『中国婦女報』、2006年9月15日。
- 25) 「我国成立專門機構解決農村留守児童問題」、『中国婦女報』、2006年10月20日。
- 26) 登坂学氏、前掲論文、73頁。
- 27) 同上、72頁。
- 28) 「教育部2009年工作要点」中華人民共和國教育部网。
http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_2643/201001/xxgk_81975.html
- 29) 「教育部2010年工作要点」中華人民共和國教育部网。
http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s4528/201005/xxgk_87820.html

いないこと、自然の中での体験活動や、読書活動、葛藤経験の不足、学力、体力、コミュニケーション能力の低下など、子供たちに関わる課題も多々挙げられる。

本項では、現在指摘されている地域や家庭の教育力の現状と課題について、幾つかのデータに基づきながら、述べてみたい。

1. 家庭教育を取り巻く現状

現代の家庭教育を難しくしている諸要素として次の4点が考えられる。①子供の変化、②親の変化、③地域社会の変化、④学校教育の変化・膨張である。

まず、子供の変化の特徴は、尾木直樹氏が、1997年に実施した全国の保育士アンケート調査によると、①夜型生活、②自己中心的、③パニックに陥りやすい、④粗暴、⑤基本的しつけの欠落、の5点である。⁽¹⁾

夜型生活は、翌朝、朝食を摂らないといった生活習慣の乱れに直結する。また、自己中心的というのは、コミュニケーション能力の低下に繋がる。そして、パニックに陥りやすいというのは、問題解決能力の低さを表していると言っても過言ではない。粗暴、基本的しつけの欠落は、親の養育態度の変化から影響がある、と私は考えている。

次に、親の変化についてである。上述のように、子供が変化した原因は、基本的な生活習慣を身につけさせるのは、親の役目だという自覚が親に無くなってしまっているからである。わがままと正当な要求との区別がつかない、食事は好きな時間に好きな物を買って与える、など親としては考えられないようなことが、今は当たり前に行われている。最近では、母親が授乳中に、携帯電話やメールに没頭し、乳児の目を見たり、話しかけたりしながらおっぱいを与えるという光景が見られないという。また、抱っこやおんぶをしながら「子守唄を歌ってあやす」といった姿も見られなくなった。母親が、子供を愛情一杯の気持ちで抱きしめ、目を見て、声をかけることで子供の心は

育つものである。親子の愛着を作るこの時期の影響が非常に大きいはずであるにもかかわらず、そういった自覚が欠落している母親が年々増えているのである。

3つ目の地域社会の変化としては、地域の教育力の低下が指摘されている。昔のように大人たちが、どの子供に対しても声をかけたり、褒めたり、叱ったりするという姿は滅多に見ることができなくなった。まず、個人主義が浸透してきているため、他人の関与を歓迎しない風潮になっていること、また地域が安全ではなくなり、子供を他人と交流させることに対する抵抗が増えていること、そして、近所の人々が親交を深められる機会が不足していること、自分の住む地域に愛着や親近感が希薄化していること、などが要因として考えられる。

最後に挙げられる学校教育の変化、膨張についてであるが、ここ数年、「我慢ができない子供たち」が多く見られ「学級崩壊」が目立つようになった。その要因は、上述した子供の変化、親の変化が大いに影響するが、それらを支援する学校の教育力の低下、教員の指導力の低下もあると言われている。また、学校教育以外の、早期教育をはじめとする塾、習い事といった、教育の膨張も子供たちのストレスを増やす一因になっている可能性がある。

2. データによる分析

次に、様々なデータから、現代における子育てや教育の問題点を探ってみようと思う。

まず、少し古い資料ではあるが平成13年の総理府青少年対策本部の「青少年の生活と意識に関する基本調査報告書」によると、小学4年生～中学3年生の親に、日本における子育てや教育の問題点について複数回答方式で質問した結果、小学4～6年生及び中学生の父親、母親、共に「家庭での躾や教育が不十分であること」と回答した者が70.8%と最も多く、次いで「受験戦争が激しいこと」(55.9%)、「世の中全般の風俗が乱れている

こと」(52.8%)、「テレビやマンガなどから、子供たちが悪い影響を受けること」(51.4%)が5割台で続いている。父母別に見ると、「家庭での躾や教育が不十分であること」は、どの層でも7割でトップに上げられており、差は見られない。「受験戦争が激しいこと」は中学生の母親で(62.9%)、「子供たちの遊び場が少ないこと」は小学4年～6年生の母親で(46.8%)で、それぞれの父母よりも多くなっている。

そして、親子関係の実態をもっと深く捉えるために、もう一つの調査データに注目したい。平成19年に発表された国連児童基金(ユニセフ)の、先進国に住む子供たちの「幸福度」に関する報告書⁽²⁾である。経済協力開発機構(OECD)加盟国のうち25カ国について、子供の意識に関する項目の中で「孤独を感じる」と答えた日本の15歳の割合は29.8%で、2位のアイスランド(10.3%)以下、フランス(6.4%)や英国(5.4%)などに比べ飛び抜けて高かった。子供のほぼ3人に1人が、「自分は孤独だ」と感じていることになる。普通の状態とは言いにくい数字であろう。

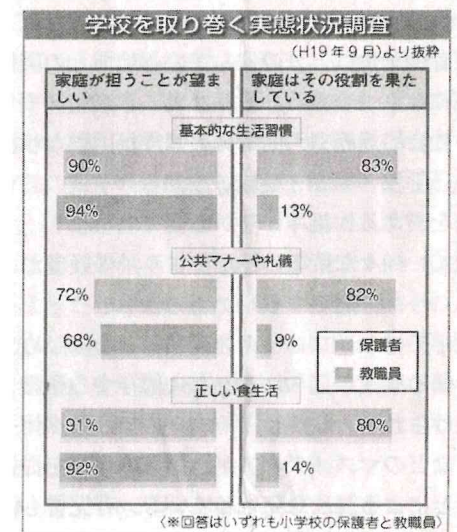
更に、平成14年の日本青少年研究所の調査⁽³⁾によると、「時に、私は役に立たない人間だと思ふことがある」という問に対し、「よく当てはまる」「やや当てはまる」と答えた生徒は、日本では56.4%に達し、他の国々よりずば抜けて高くなっている。これは、まさに自己肯定観の欠落ではなからうか。

一方、私の住む静岡県では、平成19年9月に「学校を取り巻く実態状況調査」において、家庭教育の一端が窺える興味深い結果が出ている。

保護者と教職員の家庭教育に関する認識の差についてである。

「基本的な生活習慣」「公共マナーや礼儀」「正しい食生活」の3項目で、小学生の保護者と、教職員の回答を比較すると、いずれの項目も、双方が高い割合で、「家庭が担うのが望ましい」と答えている。ところが、実態としては、「家庭がそ

(平成20年8月7日 静岡新聞朝刊記事)



の役割を果たしている」とした割合は、保護者が、3項目ともに80%に達したものの、教職員は、10%前後に留まり、保護者と教職員に大きな差があった。教職員は、家庭の役割の遂行は不十分と感じていることがわかったのである。

3. 現状とデータからみる家庭教育の課題

上述したような現状や、データから、現代の家庭教育における課題を拾い上げてみよう。

課題① 子育て、教育に関する知恵・経験の世代

間伝達の断絶、及び近所付き合いの希薄化
核家族化や地縁による人間関係の希薄化は、従来、親から子へ伝えられてきた子育てや教育に関する多くの知恵や経験の、世代間伝達の断絶や地域での子育て支援の環境に大きく影響を及ぼしている。その結果、経験の少ない保護者は膨大な子育て情報の中で不安や悩みについて相談者や助言者を得ることができない状況が増えている。

課題② 保護者のしつけに関する意識の低下

少子化の影響で子供に対する過保護・過干渉といった状況が生じる一方で、ネグレクトや虐待など、家庭の教育力が低下し、家庭の担うべき基本的なしつけを学校や幼稚園・保育園に依存する傾向がある。

課題③ 子供の社会性や規範意識の低下

子供や家庭の生活様式が多様化したことにより、保護者や子供は自分の住んでいる地域との関係が希薄になりつつある。それゆえ、本来地域で学ぶべき社会的規範や人間関係の習得が困難な状況のため、学校・家庭・地域が協働し、子供の教育と安全を支える仕組み作りが必要である。

課題④ 様々な情報の氾濫により、保護者が、混乱、迷走する

近年ではコンプレックス産業などをはじめ、不安を煽る産業が見られこれらに依存する保護者も見受けられる。しかし、その一方で通信媒体やテレビなどのマスメディアが、大量の情報を提供することによる混乱も発生している。育児書も様々なところから出版され、近年の日本では育児雑誌といったジャンルの発達に伴い、他人の子供と比べ、我が子の発達具合に不安を覚える人すら見られる。⁽⁴⁾

3 江戸時代の家庭教育

前項では現代家庭教育の抱える諸問題を概観してきたが、問題が多く指摘され、議論されるということは、逆に言えばそれだけ教育の重要性が広く国民に認識されているということである。生涯教育の重要性が叫ばれて久しい。その第一歩が家庭教育というわけである。

このような一種の全国的な教育ブームは、江戸時代後半に早くも見られた。徳川幕府による支配が長く続いた近世は、教育の必要性が広く認識された時代でもあり、幕府は朱子学をとり入れ、各地の大名は藩校を設置し、藩士の教育を行った。一方、私塾や寺子屋が設けられ、一般庶民への教育が全国へ広がったのもこの時代である。また、明治時代以降現代まで続く中央集権的な教育制度とは異なり、地域の独自性が際立っていたのも大きな特徴である。

このように現代とは大きく異なる江戸時代の「教育制度」を支える「家庭教育」を見ていくことで、現代にない特徴が浮き彫りになるだけでな

く、現代家庭教育の諸問題解決への糸口が見えてくる可能性を期待しつつ、まず江戸時代の教育制度を概観してみることにする。

1-1. 武士の教育

江戸時代の教育制度は、士農工商の身分制度を反映して、二極化していた。武士身分を対象とした学校は、幕府直轄の学校、昌平坂学問所と、諸藩が運営した藩校に大別され、その規模、内容共にこの時代を代表する教育機関であった。一方、庶民の一般教育を引き受けたのは寺子屋である。他に郷学、学問塾（私塾）などにおいても教育が行われた。

学問所では、毎月の定日に経書の講義や会読、小試・大試などの試験もおこなわれた。さらに、『寛政重修諸家譜』『新編相模国風土記稿』など、幕府の編纂事業も学問所がおこなっていた。

藩校は、諸藩が主に藩士の子弟のために設立した教育機関であった。内容や規模はさまざまだが、藩士の子弟はすべて強制的に入学させ、庶民の子弟は原則的に入学できない。広義には医学校・洋学校・皇学校（国学校）・郷学校・女学校など、藩が設立したあらゆる教育機関を含んでいた。藩によって異なるが、一般に藩校では「文武兼備」をかけた、7-8歳で入学してまず文を習い、のち武芸を学び、14-15歳から20歳くらいで卒業する。教育内容も藩によって異なるが一般に四書五経の素読と習字を中心とし、江戸後期には蘭学や武芸として剣・槍・射・砲・馬・柔術などが加わった。代表的な藩校には、米沢藩の興譲館（1697年）、会津藩の日新館（1799年）、水戸藩の弘道館（1841年）、岡山藩の花鳥教場（1641年）、長州藩の明倫館（1719年）、熊本藩の時習館（1755年）、薩摩藩の造士館（1773年）などがある。

1-2. 庶民の教育

寺子屋は、庶民のための学校で、読み、書き、算を教えた。往来物と称される教科書が使用され、『実語教』、『童子教』、『女大学』などがよく使わ

れた。

江戸時代の庶民教育を支えていた寺子屋は、天保期（1830～1843）になると爆発的に増加し、最盛期には1万5千以上も存在したと言う。⁽⁵⁾

諸外国に引けを取らない識学の高さを維持した寺子屋では、いったいどんな教育をしていたのであろう。

その教育の中心は、「手習い（習字）」だった。「手習い」には、素読が伴い、さらに都市部やその均衡では、算術も教えられた。また、「実語教」「童子数」や教訓歌などによる道徳的な教育も施され、他にも小謡、茶、いけばななどの芸事を加える場合もあった。これらの需要に応じて「往来物」も多様であったが、做う順としては、概ね「いろは」→数字→漢字（単字）→漢字（熟語・成句）→名寄→短句・短文→日用文章⁽⁶⁾といったものであった。他にも、

「もとより1人ひとりの寺子の学習過程には、地域により時代により身分、階層により性別により、さらには寺子屋の性格、師匠の力量などにより千差万別であったが、一応、共通したところだけを取り上げてみると、1. いろは、2. 数字、3. 名頭（姓字の頭字を列記したもの）、4. 村名・国尽、5. 諸証文、6. 用文章、7. 諸往来、8. 法規類、9. 漢籍といった順序で做ったようである。しかも易から難へ、単字から短句単文を経て日用文章そして古典へという段階を踏んで、系統的、段階的に学習したようである。とはいえ、御成敗式目や五人組帳前書などの法規類、さらには四書・五経といった漢籍まですすみえたのはごくまれであったようである。」⁽⁷⁾

といった分析もある。

手本は師匠が自分で手書きして生徒に与えるため、武家が多い地域では、士風養成のため「千字文」「唐詩」を課することが多く、日本橋や京橋といった下町では商家相手のため、「八算（はっさん・2～9の割り算）」「見一（けんいち・割り算の概算）」「相場割」など牙籌（がちゅう・象牙の

そろばん）のことを併せて教えた。職工の家の子供には「商売往来」ではなく「番匠往来」、百姓の子供には「百姓往来」を与えるのが普通で、まさに個人教育だったと言える。教育とは本来、生きるために必要不可欠なことを教えるためのものである。当時の親たちも義務ではないにもかかわらず、自発的に子供たちを寺子屋に入れた。このような個人の生活に密着した教育というものは、今ではとても考えられない。もしも今、そのような教育が成立したとしたら、この国はきつともっと精神的に豊かな国になっているのではなかろうか。「ゆとり教育」の本来の意味が見えてくるのかもしれないと感じる。

2-1. 江戸時代の家庭教育

江戸時代においても子育ての基本は家庭教育である。中でも父親は子育ての全責任を負っていた。子供を一人前にすることは、家業に次ぐ重要事であり、その前提として親の心構えやあり方が常に問われ、父も母も学び続けることが期待されたのである。

この時代は、儒者や医者、僧侶、神主、藩主、代官や下級武士、商人、百姓など、あらゆる人々が多彩な「子育ての知恵」を書き残している。江戸時代は、まさに、子育て論が開花した時代だったのである。その中で、当時の子育てに大きな影響を与えた貝原益軒を取り上げる。

2-2. 貝原益軒の思想

貝原益軒ほど庶民から尊敬された江戸時代の儒学者はいない。益軒の著作は、老若男女を問わず、日本人のあらゆる階層から幅広く指示され、日本人の思想に多大な影響を与えた。高井蘭山は、「人家必用記」で、「儉約の道を学ぼうと思うなら、貝原先生の「家道訓」を読むがいい。さらに聖人の大法を知りたい者は、「大和小学」を読むがいい。大抵この二書で人道の教えは言い尽くされている。」⁽⁸⁾と述べたほど、益軒本を推奨する意見は枚挙にいとまがない。ここでは、益軒本の中で

も『和俗童子訓』を取り上げる。これは1710年、益軒81歳時のもので、彼の教育思想が体系的に、しかもわかり易く論じられているばかりでなく、我が国における最初のまとまった教育論書であると言えるだろう。

さらにこの書は石川謙が説明しているように、「まったく益軒の、広い学問的知識と経験とから割りだされてできあがって」おり、「現実の教育を、ありのままに、素直に見つめた上で、その思想を組織だて系統づけた点」⁽⁹⁾にその価値があり、だからこそ後の教育全般に広く、大きな影響を与えることになったのである。そこに書かれた教育論は今から見ると時代に合わないものも含まれるが、時代を超えた普遍的な考えを知る上で、ここでは同書の「総論」を中心にみていく。

尚、ここに挙げる項目には便宜上、大項目に「1～」、小項目に「①～」の番号をふった。その項目分けの方法は上記の石川謙の手による『養生訓・和俗童子訓』の目次194～204頁を参照した。

「巻之1 総論 上」

1 教育は早期から始めよ

- ①先入したものが一生を支配する
- ②人は生まれて五常の性を具備している
- ③人を人にするには教育が必要
- ④教育は予めするを先きとする

2 よい人を選んで子供の左右におけ

3 もの食い、もの言い始めるころから教育を始めよ

- ①乳母の人柄を選べ
- ②悪に染まって後に、教え始めるのでは遅い
- ③高貴の子供ほど、早くから、きびしく教えよ
- ④幽霊・化けものなどを持ち出して、おどしてはならぬ
- ⑤大人の心の慰みに、子供を弄ぶな
- ⑥子供を驕慢ならしめるな

4 愛におぼれてはならぬ

- ①衣を薄くし、食を控えめにせよ
- ②厚着をさせることの害

③小児を戸外に出して、風と日とにあたらせよ

5 乳母を選ぶ基準

- ①幼児は、よろずにつき、周囲の振る舞いをまねる

6 子供には義方を教えることから始めよ

- ①姑息の愛は、驕慢と私欲とを生産する
- ②父と母と、その子の行状について隠しあってはならぬ

7 小児の時より礼儀と読・習・芸能とを学ばせよ

- ①衣服・飲食を簡素にして、窮乏に耐える生活に慣れさせよ
- ②安逸に慣れると窮乏に耐えない
- ③一人息子は、一層、困苦に慣れしめよ

8 忠信の心情を養え

- ①子供を欺くことは、偽るすべを教えることになる

- ②約束を重んずる風を養え

9 仁愛の心情を養え

10 子供は早期より教えよ

- ①先入したものが主となるおそれがある
- ②よい環境において、自然に善に移らせよ
- ③躰け、礼法を身につけさせよ

11 子供の好み・学びに、基準あらしめること

- ①道にそむき、人に害ある遊びをさせてはならぬ
- ②一つの芸のみに熱中させてはならぬ

12 父たり傳育者たるものの注意

- ①子供の好むところに流れるな
- ②習癖のできた後に、戒めたのでは遅い

13 男児・女児の遊戯一遊戯を好むは自然の情である。圧迫してはならぬ

- ①費え多き遊戯、ばくちに似た遊戯を禁じよ

14 礼は天地の常であって、人間の礼法

- ①人のわざ、事毎に礼あり

15 人と交わるに温恭の心構えを失わぬように躰よ

- ①高位の人ほど、低姿勢をとれ

16 矜は悪徳中の悪徳

- ①わが子の善行・才芸をほめてはならぬ
- ②人に三愚がある

17 学習のはじめに人柄のよい師匠を選べ

①正しい学術を選んで学ばせよ

②まず「小学」の法から学ばせよ

18 朋友を選んで交わらせよ

- ①朋友の与える影響一朱に交われば赤し
- ②無頼の徒と交わらしめるな

19 四民ともに学ぶべき学科目

- ①礼儀・作法・聖經・習字・算数
- ②武士の子は武芸を併習させる
- ③-1 学問は本、芸能は末
- ③-2 書・算の二科は四民ともに学習せよ

④算数を賤しむ日本の風俗は否

⑤治者は領内の人口と年貢の収納高とを知って、政治・軍事の基本とする

- ⑥-1 高貴の子弟、かならず、算数を学べし
- ⑥-2 音楽を学べ、しかし、おぼれてはならぬ
- ⑦学問を専一にせよ

20 富貴の家の子弟には、とくに厳しく学問を修めさせよ

- ①修身・治国の道を学ぶ

21 高貴の子弟には、早くから善き師と良き近習とをつけよ

「巻之二 総論 下」

22 愛・敬の心を本にして孝悌の道をおこなう

23 朝、師に学び、昼・夕に反復練習し、夜、一日の言行を反省する

24 弟子は己を空しくして師を敬い、学べ

- ①知ったと思うことでも、知らないとする心構えで学べ

25 人の学ぶべきものと、その順位・軽重

- ①孝ということ
- ②弟ということ
- ③謹むということ
- ④信ということ
- ⑤汎く衆を愛す
- ⑥仁にちかづく
- ⑦行って余力あらば、文を学ぶ
- ⑧経学を主として六芸を学べ

26 己に克って、学を習い、業を修めよ

①己に負けて気ままに暮らすことの非

②読書をきらい心の発生

③家業に勤めるものの姿

④己に克つものこそ学成り業達す

⑤煩に耐ゆるの心

27 他人からの諫を、素直に受け入れて、長く守れ

- ①同じ諫を、重ねて受けることのないように、気をつけよ
- ②人の諫を受けつけぬ者は、身と家を滅ぼす

28 善に就き悪を去る志を立てよ

- ①択善去悪の志は、学問に先行する

29 父母の恩を、片時も忘れるな

30 子供に学問させることをいとう悪風

31 習い馴れる力を恐れよ

32 学問する法

- ①善と義とを実践するための学問である
- ②心は純一にして、青天白日の如くであれ
- ③善友を択び、悪友を避けよ
- ④朝寝をせず、身づくろいを正しくせよ
- ⑤朝に道を学んで、夕に実践せよ

33 子供の時から迷信を作らせてはならぬ

- ①私欲のために、神に祈ってはならぬ

34 十歳にして、家を出て学問所に居らしめる

- ①艱苦と規律と集団との中で、子を育てる
- ②孝弟の道を、父兄では教えにくい

35 父兄の咎めに遇った時、子供のとるべき態度

- ①怒りの色、恨みの色をあらわすな

36 子供を咎め、戒める際の父兄の態度、言葉

- ①罵り辱めてはならぬ

37 小人の、悪のささやきに耳を傾けるな

38 父母に対して和気を失うな

39 みだりに人を誉め、そしってはならぬ

40 幼児より、老人の物語を、心をとめて聞け

41 上智と下愚は少い。よく教えれば、善になる者が多い

- ①父の行状と心情とが子に移る

- ②教育の効果

42 子供の衣服は、派手ならず、上品なるがよい

43 農工商の子には、習字と算数と家業とを教えよ

- ①雑芸にふけると、家をほろぼす
 44 十歳以前から教育に注意せよ
 ①幼児の教育次第で、よくも悪くもなる
 ②人の本性は善
 45 酒を多く呑まぬ習慣をつけよ
 ①酒を必要とする場
 ②多酒の害
 ③酒量多きは万病の基
 ④酔中に、書状を出すな
 46 小児は言葉数を少なくせよ

以上、益軒の教育思想を『和俗童子訓』でみてきたが、その中で目をひくのは、「子供の教育は早くから始めるべきだ」（上記資料番号1、10以下カッコ書き内の番号は本レポートにおいて便宜上ふったものである）という考え方である。その理由として益軒は、「人の本性は善」（44-②）であるが、「先入したものが一生を支配」（1-①）しやすい人にあっては、「幼児の教育次第で、よくもわるくも」（44-①）になってしまうのだから、子供を「よい環境において、自然に善にうつらせる」（10-②）ことが肝要だと述べている。彼は、子育て・家庭教育とは良い環境をつくることだと捉えたのである。

この捉え方は、第二項「家庭教育を取り巻く現状」で取り上げた、現代の家庭教育を難しくしている諸要素4点に関連しており、時代を超えて参考になりそうな思想が含まれている。

そこで次の項では、益軒の『和俗童子訓』の内容を、現代の家庭教育問題を解決する上で有益となり得るかどうかの価値判断を加えながら、さらにみていく。

4 益軒思想の現代的価値

益軒の言う「良い環境」とは何か。子供をめぐる家庭教育環境を、『和俗童子訓』から次の4つに捉えて考察してみる。

1、家庭教育の目的（親の教育方針） 2、親の接し方、関わり方 3、他者との関わり方 4、

教材の選択

1. 家庭教育の目的

これは、第三項1-2レポート番号「1-③、28、28-①、32-①」などに取り上げられている。家庭教育最大の目標は「人を人にする」ことで、それには善悪の区別のしっかりできる「志」をつけてやるのが「学問に先行」して大切だとしている。そして「学問」は個人の利益のためでなく社会に「善と義とを実践する」ためにあるとする。

たしかに儒教という、強い時代思想の影響は見られるが、第二項の3.課題④で示したような「様々な情報の氾濫により、保護者が、混乱、迷走する」傾向がある現代から見れば、一本筋の通った明瞭な目的の存在は心強いものがある。

2. 親の接し方、関わり方

これは、第三項1-2レポート番号「3-③④⑤⑥、4、6-①②、7-①②③、8-①、12-①②、16-①、36-①、41-①、42」などに取り上げられている。子供をひとつの人格として扱い、体罰や「罵り辱め」、「欺き」、おどかしなどはもっての外だとしている。厳しいスパルタ式の躰といったイメージを江戸時代に抱いていたが、第二項の3.課題②で示したような「過保護・過干渉」「ネグレクト・虐待」といった問題を抱える現代から見て、改めてその価値が見直されているだろう。

また、子への「愛」を勘違い（「姑息の愛」）して、「子供の好むところに流」され、甘やかしていると「窮乏に耐えない」、「驕慢と私欲」にまみれた子になってしまうとし、わがママを強く戒めてこそ本当の親の「愛」だとする。友達感覚の不干渉現代風の親子関係ではここが弱点で、その場、その時の、気まずくない関係を優先し、結果として子のわがママに取り込まれ、気づきもしなくなっているのではなかろうか。

さらに親自身（特に父親）の「行状と心情」とが子に大きな影響を与えるので、父母がともに

「子の行状について隠しあう」、ことなく協力して子育てするのが大切だとし、父母は「子供を弄ぶ」ことなく、自ら親たることの自覚と行動が必要である、と、子供以上に戒めている。自戒させられる親が多いだろう、と想像する。

3. 他者との関わり方

これは、第三項1-2レポート番号「2、3-①②、18-①②、32-③」などに取り上げられている。「乳母選びが大切」は現代にはないが、幼少期に最も親しく接してくれる女性（大人）という他人の存在が子育てを左右する、と捉えると、現代にも何かヒントを与えてくれそうである。名づけ親、烏帽子親、仲人などかつて子供は多くの他者（大人）と関わって育てられたのだが、現代は第二項の3.課題①で示したように「核家族化や地縁による人間関係の希薄化」でそれが期待できなくなっている。同じく第二項の3.課題③で示した「地域で学ぶべき社会的規範や人間関係の習得」も難しい。何らかの方法を見つけない。

そして、「無頼の徒と交わり」、「悪に染まって」からでは遅いので、親が「朋友を」「選んで」「交わら」せるべきだとする。幼少期には親の判断で慎重に対処すべきだろう。しかし、ネット、携帯時代の現代では親が見て知っている友達だけではない。しかも、向うから突然勝手にやって来る場合もあり得るため、わが子をどうやって「悪に染まる」ことから守るのかという守りの発想だけでは解決不可能であろう。現代子育ての困難の一つである。

4. 教材の選択

これは、第三項1-2レポート番号「8-②、9、13-①、19①～⑦、22、25、43、」などに取り上げられている。「四民ともに学ぶべき学科目」など、「巻之三 随年教法」でも示されるいわゆる教科カリキュラムの前に、「躰、礼法」や「仁愛の心情」、「約束を重んずる風」を身につけさせることが肝要であるとする。このあたり、「1、

家庭教育の目的」のところで述べた点と響きあっている。

以上『和俗童子訓』にみられる家庭教育思想を、現代的価値と照らし合わせながら考察してきた。そこには決して難しいことが述べられているわけではなく、かえって、今も昔も子育てについて同じように悩み、苦勞していたのだ、と時代を超えて共感すら覚えるほどである。

では最後に、江戸時代の家庭教育思想と方法から、現代家庭教育の抱える諸問題を解決するためにどのような処方箋が考えられるのか、終項で述べる。

5 結び—今後の提言

教育の最終的な目標は、第二項の冒頭で述べたように、子どもが、一人の人間としてしっかり自立し、取り巻く周囲の環境と共生できるよう、大人たちが導いていくことである。前項の益軒の思想を参考にしつつ、次の10点を提言する。

1、「だめなことはだめ」親としての躰と言動規範を

時代が変わっても、人として変わってはいけないもの、大人として譲ってはいけないものがある。叱るときは叱り、悪いことは悪いと教え、我慢する心を身につけさせることが必要である。「子は親の鏡」、親としての日々の言動が、躰そのものとなる。親として規範となる言動を示そう。

2、明るい挨拶を交し合える家庭に

挨拶は、人としての最低限の礼儀であり、躰の基本、そして、規則正しい生活習慣の基礎でもある。第三項1-2「和俗童子訓」レポート番号32-④では「朝寝をせず、身づくろいを正しく」することが大切であると説いている。「おはよう」から始めてみよう。

3、家族一人ひとりに役割分担を

衣食住に関わる家事のすべてを、一部の人が担うのではなく、子どもに家事手伝いを奨励するのは、望ましいことである。体験や経験を通じて、自分を取り巻いている暮らしを見つめさせることによって、家族であるという帰属意識を高めることができ、コミュニケーションの取り合える時間を確保することもできる。

ここまでの3つの提言は、前項の1、並びに2の思想に当てはまり、第二項3の課題②の解決に役立つだろう。

4、自然や人と触れ合える遊びや活動の場を

集団における遊びや活動は、子どもに社会のルールや人間関係のあり方を教える。家庭だけに閉じこもらず、地域活動に積極的に出かけ、自然や知人との輪の中で思いやる心や我慢する気持ちを育てよう。

5、先人の知的財産を伝えよう

日本に伝わる年中行事や地域の伝統行事を通して、子どもの規範意識を育むことが大切である。一方、子どもが自らを鍛え、その世界を広げながら、自己形成していく上で読書の効用は計り知れない。考える力、豊かな感性や情操、言葉をはじめとする幅広い知識の獲得など豊かな人間性を培うようにしよう。

4、5の提言は、前項の3の思想に当てはまり、第二項3の課題③の解決の参考になるであろう。

6、他の子と比べず、認めて、褒めて、自信を

子ども一人ひとりに個性があり、独自のよさを持っている。認め、褒めることで自信と自己肯定感を持たせよう。

7、「目を離さず、手を放す」の心構えを

親にしてもらった喜びよりも、自分でやった喜びの方がはるかに大きいものである。たとえ、時間はかかっても、温かく見守り、自分で考え判断

し、行動したことには責任をとれる自立心を育てよう。

6、7の提言は、前項の2の思想に当てはまり、第二項3の課題④の解決に役立つであろう。

8、地域に親の集う居場所を作ろう

核家族が進む中、様々な形態の親たち（一人親家庭など）が地域の「居場所」へ集うことを推進しよう。地域社会との関わりを持つことで、「先人の知恵」を得ることができる。また、氾濫する情報に混乱する保護者たちにとっては、解決の糸口を見つけられる可能性もあろう。これは、前項の3の思想に当てはまり、第二項3の課題④の解決の参考になる。

9、企業や社会が子育ての理解を深め、行動しよう

家庭の教育力を高めるには、親が子育てを楽しむと思える社会を築かねばならない。そのためには、社会全体で子育てのあり方を理解し、支援する輪を作ることが必要である。特に、企業や社会の理解と協力を促進することが課題と言える。子育て支援基金の創設や、小・中・高校生の職場体験の受け入れ、企業に対する優遇措置や顕彰の実施など、社会全体が子育てへの理解を深め、行動するよう導く施策の展開を求めたい。

また、家庭における教育の過大視は、「家庭か仕事か」という女性の悩みを一層大きくするとともに、何が「正しい家庭教育」なのかをめぐる苦悩を深刻なものとする。家庭教育を無責任に奨励し、子育てに関わる困難・課題を母親や家庭に丸投げするのではなく、「子供の教育や社会化という面での家庭・母親の負担を軽減し、それらを公共的に家庭外の社会で広く担うものとしてゆくこと」⁽¹⁰⁾が今後、とても重要である。

10、家庭ならではの約束事を

「我が家のルール」を作ってみるのはユニークなことであると同時に、家族同士の絆を強くすることが期待できる。

9、10の提言は、益軒の思想にはないものであるが、現代の環境を顧みたとき、今後、必要かつ重要な視点だと思っている。

以上、第一項から終項に亘り、貝原益軒の思想を中心に、日本人が蓄積してきた子育てについての考えや伝統に基づいて、現代の家庭教育における課題の解決に向け、考察してきた。江戸時代の子育ての基本は家庭教育であり、中でも父親は子育ての全責任を負っていた。子供を一人前にすることは、家業に継ぐ大事であり、その前提として親の心構えが常に問われ、父も母も学び続けることが求められていた。これらは、戦後忘れ去られてしまったが、日本人には、今でも日本文化を反映した躰や教育が見られ、その多くが江戸の子育て論に連なっていると言えよう。まさに子育て中の私には、この江戸の知恵をどう生かすかが、大きな課題である。家庭教育は本来、親の背中を見せることである。いつの頃からか言葉ありきになってしまった。言葉で伝えることも大切だが、その態度、生き様を見せることも必要である。子育てに正解はないだろう。親が完璧でない以上、行き過ぎたら引き返し、引き過ぎたら進むような加減が大切である。そんな時、江戸時代の思想は、かけがえのない指針となるであろう。

参考資料・引用文献リスト

- * 1. 日本家庭教育学会「家庭フォーラム」編集委員会編「家庭フォーラム19」2008年 5頁
- * 2. 「子供の幸福度に関する調査」ユニセフ国連児童基金 2002年
- * 3. 「中学生の生活と意識に関する調査」日本青少年研究所 2002年
- * 4. 「第30期県社会教育委員会報告書詳報」静岡新聞 2008年8月7日 朝刊
- * 5. 「地域の教育力に関する実態調査報告1」文部省 中央教育審議会生涯学習分科会 2006年

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/003/siryou/06032317/002.htm

- * 6. 石川松太郎著「藩校と寺子屋」教育社歴史新書 1978年 238頁
- * 7. 久保田信之著「江戸時代の人づくり」教育選書 1988年 74頁
- * 8. 小泉吉永著「江戸の子育て読本」小学館 2007年 132～133頁

妊娠出産から始まる家庭教育

江田 英里香¹⁾

“Parent-Child Education” Starts from Pregnancy

As educational abilities at home have become weaker, parents have less opportunities to have awareness of what parents are supposed to be. For women, one of the opportunities is the period of pregnancy and child birth.

This thesis focuses the start of education at home and describes how women spend the period of their pregnancy and how it affects the relationship between mothers and children. And it also considers what the support of education at home during pregnancy should be.

1. はじめに

女性にとって、子どもに出会う前の期間となる妊娠、そして子どもとの出会いとなる出産、そして、親になってから日常の生活に戻るまでの産褥期は、これまでにない様々な身体的・精神的変化を経験する時期である。またそういった変化を受け入れつつ「親」としての自覚を芽生えさせる時期でもあり、妊娠・出産・産褥期は、女性にとっては母親になるために非常に重要な時期であるといえる。一方で、この期間における社会的支援は出産に向けた母体と胎児の健康状態の確認や指導が中心となり、精神的な支援はほとんど行われていないのが現状である。

大家族で暮らし、地域との関係が密接だった社会においては、一人の女性として生きてきた人間が母親になるということについて、家族内部での世代間交流、そして、親戚や近所の人たちとの会話や日々のふれあいの中で日常的に接することができた。しかし、核家族化、小家族化、地域との連携の希薄な現代社会に生きる女性にとって、子どもを生んだからと言って精神的にも突然母親に

なるということは容易なことではない。言い換えれば、子どもを生んだからといって家庭で行われるべき家庭教育が突然できるようになるとは言いがたい。

本論文では、家庭で行われる「家庭教育」がいつどのように始まるのかということに着目して、女性が「母親」として育つ期間としての妊娠・出産・産褥期の重要性とその過ごし方、そして、そのことが後の親子関係にどんな影響を与えているのかについてこれまでの研究で明らかになっている事項からまとめ、妊娠・出産・産褥期における家庭教育支援の現状とそのあり方について検討したい。

なお、家庭教育は「家庭の中で親が子どもに対して行う教育」と一般的に認識されているが、多くの親が育児から学ぶことが多いと感じている中で、本論文ではその定義を広義に捉え「家庭の中で家族の構成員や家庭の状況から親や子が学びあう教育」と定義し、家庭内で行われる親が親としての自覚を持つインフォーマルな学びについても家庭教育に含むものとする。

1) 八洲学園大学専任講師

2. 「母親」としての自覚を育てる妊娠期

(1) 女性の生き方の変遷

戦後の女性の生き方と出産について大きく分けると、①高度経済成長以前、②高度経済成長以後から1990年代頃、③現代社会、の3時期に分けることができる。

①の高度経済成長以前の女性たちは、見合い結婚や親が決めた結婚が中心であり、その時期は10代後半から20代前半で、母親一人当たりの出生率は4.54人（昭和22年）である。当時は戦争直後で食べていくことが精一杯であり、女性も子どもも労働力として酷使された。食料不足や環境衛生の不整備、医療の未発達などによる「多産多死」の時代である。

②の高度経済成長以後から1990年代頃の女性たちは、20代前半から後半での見合い結婚や恋愛結婚が中心となり、多くの女性が結婚後は仕事を退職して専業主婦になった。母親一人当たりの出生率は2.13人（昭和45年）である。高度経済成長を遂げた日本社会は物質的にも豊かになり、「少産少死」の時代へと突入した。

③現代における女性たちは、高学歴化、社会進出が進み、仕事における地位の上昇とそれに伴う経済的な余裕により自己実現を果たしているケースが少なくない。また、これまでの「女性＝出産」というイメージに対して、結婚しないことも、子どもを持たないこと（避妊、中絶を含める）を選ぶことも個人の自由として広く認められるようになり、女性の生き方が大きく変化した。しかし、その結果、晩婚化が進み、また、社会経済の状況や様々な育児不安などから母親一人当たりの出生率が1.34%（平成19年）と大きく落ち込んでいる。

(2) 女性の妊娠期の不安とその向き合い方

このような現代の女性たちの生き方に加えて、核家族化や小家族化、地域社会の希薄化などによって、日常的に子どもに接したり、子どもを持つことを意識する機会が少なくなった女性たちに

とって、「子どもを持つこと」に対する不安は計り知れない。ましてや初めての出産となると、仕事との両立や経済的な問題などの生活のことから、出産による辛さや体型の変化、夫や家族との関係、母体の健康や胎児の発育、さらに育児についてなど、これまでと全く異なる環境への変化に対して大きな不安を持つこととなる。産婦と経産婦における不安について、健康な妊産婦の不安と母性意識に関する研究によると、初産婦の一般不安度は、経産婦と比較すると妊娠期の全期間で有意に高くなっており、特に妊娠初期における母性不安には大きな差があることが明らかになっている¹。約10人に1人の女性が妊娠のいずれの時期でも、そして産褥期にうつ病にかかる可能性があるといわれている昨今、妊娠期間中（さらに産後）の不安をうまくコントロールすることが重要であると考えられる。

では、これらの不安にどう向き合えばよいのだろうか。自らの辛い出産経験から産科医になった大野明子は、その著書『分娩台よ、さようなら』の中で、「あたりまえに産んで、あたりまえに育てたい」と述べている²。また、薪割りや雑巾がけなどの昔ながらのライフスタイルの機会を妊婦に提供し自然分娩を推奨する吉村正は、「女に生まれ、妊娠したら、ものすごく稀なケース以外は絶対に生めるんだと思って、自信をもってもらいたい。自信をもつと不安はなくなりますよ」と述べている³。この二人に共通することは、産科医でありながら、出産を医療行為ではなく、自然な人間の営みとして捉えていることである。

彼らは具体的な妊娠生活として、食事の質を見直すことや身体を動かすこと、難しい呼吸法や出産に対するイロハなどではなく、母親としての自信を持つことが大切であるとしている。

あたりまえのことであるが、妊娠をして出産を決めた以上は出産から逃れることはできない。もちろん様々な不安はあろうが、それらに向き合い、妊娠期間中にどのように過ごし出産に備えていくのか、どの様な出産をしたいのか、さらにどの様

に子育てをしていくのかを考えることが不安を取り除く一つの解決策であり、そのために今をどう過ごさなければならないか考え、それらを実践していくことが「親」になる自覚を育てることにつながるのではなかろうか。

健康な妊産婦の不安と母性意識に関する研究によると、調査対象となった妊婦425名の中で「女性が母親になるあるいは母親であることの自覚と、その自覚にもとづく妊娠・分娩・育児への態度や価値観との両者を包括する概念」と定義した母性意識を、妊娠・産褥期間のうち7から11週目の時期に感じられたと答えた妊婦の数が最も多いことが明らかとなっている⁴。また、子育て・育児支援ポータルサイト【こそだて】を運営する株式会社ブライト・ウェイがネット上で行ったアンケートによると「母親（父親）としての自覚が芽生えた時期」について、「赤ちゃんが生まれたとき」33.6%、「赤ちゃんができたとき」27.3%、「胎動を感じたとき」13.7%、「おなかが大きくなってきたとき」11.8%、「産院で赤ちゃんの超音波写真を見たとき」11.4%、「今でも自覚がない」2.2%、「その他（育てていく過程でなど）」*妊娠、出産していない 7.8%となっ

ている¹。上位の「赤ちゃんが生まれたとき」は出産時、そして、「赤ちゃんができたとき」は妊娠初期であり、多くの親にとって「親」としての自覚を持つ時期が妊娠期間中の中でも初期であることには間違いのないといえる。

この時期は、妊娠が分かり、出産場所を決める時期でもあり、出産についての話を聞いたり、パートナーと共にこれからの人生設計を考えたりする時期でもある。そういった意味でも、この妊娠初期から始まる長い妊娠期間は身体的にも精神的にも「親」としての自覚を育てる時期であるといえる。

3. 妊婦の出産場所の選択とそれに伴う意識

(1) 現代の出産場所

現代社会における出産場所の多くが病院や診療所で、その割合は、病院が50.8%、診療所48%、助産所1%、自宅その他0.2%となっている。60年前の1947年には、自宅その他での出産が97.6%を占めていたが、それ以降自宅その他での出産は急激に減少し、1960年から1965年の間に病院と診療所にとって変わるようになった（図1）。

家庭で身近に行われていたお産が、近代医学の

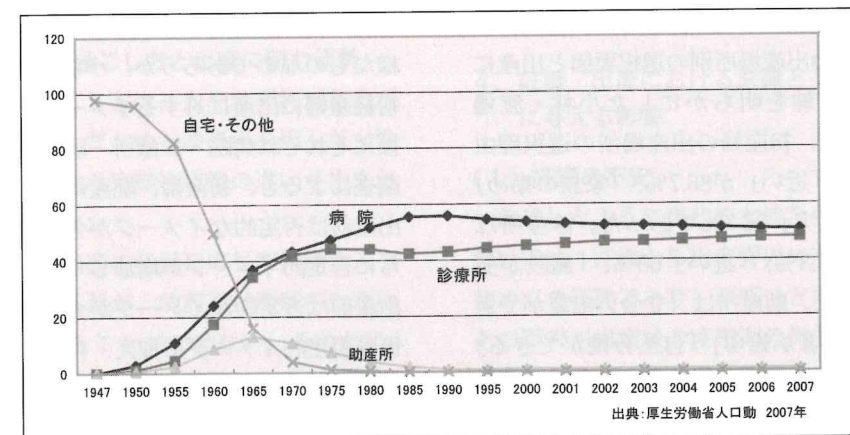


図1. 出生の場所別にみた年次別出生数百分率

1 アンケート実施・集計期間：2008年9月1日から9月30日、実施方法：ホームページ【こそだて】のアンケートページのフォームにて回答、集計総数652人（中心年齢33歳）
http://www.dreamnews.jp/?action_press=1&pid=0000003549（2010年11月30日確認）

発展の中で分娩行為として扱われるようになった背景には、日本の高度経済成長による経済的な豊かさがある。また近代医学の発展と共に、衛生環境や栄養事情の改善、新生児死亡率・妊産婦死亡率の低下といった大きな恩恵がもたらされた。

しかしながら、現代の出産において不必要な医療介入の是非を問う声も少なくない。例えば、陣痛促進剤の使用や女性にとっては不快な浣腸液を利用した排泄や会陰切開、また自然分娩の可能性を残したままでの早い段階での帝王切開の決定など、病院にとって効率の良い分娩システムで出産が行われているケースも少なくない。これらは、健康保険の対象外となる正常分娩と健康保険が適応される異常分娩（＝帝王切開や薬の投与）の病院側への収入といった医療保険システムのあり方や、リスクを伴う自然分娩よりも帝王切開で安全を確保することによる責任の取り方、さらには、医師や看護師不足を背景とした現代社会における医療現場の難しさによるもので、社会の問題として捉えなければならない。しかし、このことは、単純に生む側から見た場合に、産む方が主体というよりはむしろ、産ませる方が主体であるといわざるを得ない現状となっている。

このような背景を勘案しても、多くの女性が病院や診療所での出産を選んでいる理由は何であろうか。現代女性の出産場所別の選択要因と出産に対する意識と行動を明らかにした小林・渡邊(2008)⁹によると、初産婦の出産場所の選択理由として、病院は「近い」が86.7%、「家族の勧め」40%、「施設が充実」26.7%であった。診療所は「評判が良い」73.3%、「近い」60%、「施設が充実」40%であった。助産所は「立会い出産ができる」75%、「医療者が親切」「自然分娩ができる」「自分で考えた出産ができる」「友人の勧め」が50%であった。一方、経産婦の出産場所の選択理由として、病院は「近い」が93%、「前回出産した」46.7%、「評判がよい」33.3%、「医療者が親切」26.7%、「緊急に対応できる」「友人の勧め」20%であった。診療所は「近い」66.7%、「友人

の勧め」46.7%、「評判が良い」「施設が充実」40%、「立会い出産ができる」33.3%であった。助産所は「考えた出産ができる」83.3%、「立会い出産ができる」66.7%、「自然分娩ができる」50%、「医療者が親切」「友人の勧め」33.3%であった。初産婦、経産婦ともに病院・診療所選択の最大の理由は、立地条件や施設の充実、評判などの施設に関することであり、助産所は出産方法に関することであった。また施設選択の情報源については、初産婦、経産婦ともに、病院・診療所・助産所において「その施設で出産した人の話」が一番多くなっている。

これらの出産場所の選択理由から、病院・診療所と助産所を比べたとき、助産所は生む方が主体となれる可能性を含んでいると言える。多くの病院や診療所の施設が分娩台を利用する中で、自由な体位で分娩ができるフリースタイルの出産や、パートナーやその他の家族による立会い、カンガルーケアなどの「自分らしい」出産を求める女性は少なくない。これらの「自分らしい」出産を実現するためには、出産に対しての強い意識と自覚が必要であると考えられる。

（2）出産場所別にみる意識と行動

では、出産場所別からみる生む人の意識はどのようなものなのだろうか。小林・渡邊(2008)⁹の、初経産婦に出産に対するイメージを出産前と出産後にそれぞれ病院・診療所・助産所ごとに聞いた調査によると、初産婦、経産婦ともに、病院では出産前是否定的なイメージが大きく、出産後はさらに否定的イメージが増加しており、診療所では出産前是否定的なイメージが大きかったが、出産後は否定的イメージに加え、肯定的なイメージが増加している。一方、助産所では、出産前は肯定的イメージが大きく、出産後はさらに増加している。したがって、病院での出産に対しては否定的イメージが大きく、助産所での出産に対しては肯定的イメージが大きいということが明らかとなっている。

また、同調査での出産前の出産に対する希望と出産後の気持ちについての項目においては、出産前の出産に対する希望においては、病院と診療所では「不安がない出産」の希望が多い一方で、助産所では「女性でよかったと思える出産」の希望が多くなっていた。出産後の気持ちについては、病院・診療所・助産所のいずれも「がんばった出産だった」が最も多くなっている。

さらに、出産前の出産に挑む姿勢と出産時の姿勢については、初産婦、経産婦ともに、病院では出産前は「任せる」が最も多く、出産時も「任せた」がもっとも多くなっている。診療所では出産前は「任せる」が最も多く、出産時は「希望を伝えた」が最も多くなっている。助産所においては、「家族の協力を得る」が最も多く、出産時は「希望を伝えた」が最も多かった。これらのことから、病院や診療所では、「任せる」「任せた」というスタッフ側に依存する姿勢を見せており、助産所ではスタッフ側への依存の姿勢はなく、家族の協力を得ながら、自らの意思で行動していることが分かる。

このように病院や診療所と比較すると、助産所で出産に挑んだ女性たちは、出産に対して積極的に主体的な意識や姿勢を示していることがわかる。

（3）妊娠期間中の過ごし方と出産に望む姿勢

妊娠期間中の過ごし方は、人それぞれであるが、病院・診療所を選んだ女性と助産所を選んだ女性にこれほどまで大きな意識や姿勢の違いが生まれるのはなぜだろうか。

病院や診療所は出産の状況に応じて医療介入を行うことが可能であるが、助産所は医師がいないため医療介入を行うことができない。そのため、妊娠時期に母体や胎児に何らかのリスクがあると助産所では出産することができない。したがって、助産所での出産を選ぶ場合には、妊娠期間中の母体の健康管理が求められる。また、助産所によっては、助産所で出産するための明確な意思表示と覚悟を求められる場合もある。

また、病院・診療所と助産所を比較すると、その診療時間が異なるケースも少なくない。病院や診療所の医師による検診は血液検査などの検査を除くと5分から10分であり、その前後に助産師との面談指導が5分から10分程度入るケースが一般的である。またその内容についても、母体と胎児の健康状態の確認と体調管理の確認が中心である。一方、助産所では、30分から40分の検診時間を確保しており、その内容については、母体と胎児の健康状態の確認と体重管理に加え、妊娠期間の過ごし方についての指導や食事についての指導、出産時の体位についての指導等多岐にわたっている。

さらに医療スタッフとの距離に関しても、病院・診療所と助産所には違いがある。特に病院においては多くの医療関係者がかかわっており、特定のスタッフと深く関わることはできない。一方で、助産所においてはほとんどが小規模であるため、家庭の状況や様々な不安などを話したり、出産や育児についての相談をしやすい環境にあり、信頼関係を構築しやすい。

これらのことから、病院・診療所に比べ、助産所は妊娠期間中の不安を緩和し、妊娠期間に妊娠出産に対してより積極的な意識や態度を持つことが可能となると言える。

4. 妊娠・出産における意識とその後の母子関係に与える影響

（1）妊婦の不安

前述したように現代の女性たちは特に初妊婦においては、妊娠から出産育児に至るまですべてが初めての経験であり、戸惑いと同時に不安も多い。その不安が出産後の産褥期の母子関係にどのような影響を与えているかということについて、妊娠中の不安は新生児の行動に影響を及ぼすという結果が明らかとなっている。このメカニズムについては医学的に徐々に明らかにされており、妊婦のホルモンの分泌によって胎児に影響を及ぼし、その胎児行動が新生児行動に影響を及ぼすとされてい

る。

特に妊娠中期の不安が産褥早期の授乳場面における新生児行動に寄与することが明らかとなっており、妊娠中期の不安が高い母親ほど授乳中の新生児の興奮性を高いと捉えており、また母乳育児を難しいと捉えている。

さらに、妊娠中期の不安はその後の後期の不安にも影響を与えており、妊娠期間中を通して慢性的なストレスにさらされ、より影響が強く現れやすいと考えられる（香取・高橋）。

（２）出産体験

出産体験という貴重な経験は、命をかけるという意味でも女性にとって非常に重要なものである。母子が初めて対面する出産は本来、神秘的であり感動的であることは想像するに容易であろう。しかし、大野明子は、親戚の経営する医院での第一子の出産が女性として非常に苦痛を感じた経験であったと述べており¹¹⁾、その他にも出産が辛い経験であることをイメージさせる女性の感想はいたるところで目にすることができる。「茨城県における出産の実態と満足度に関する研究」では、出産に対する満足度について４点満点中、平均は2.5点となっている。なお、出産の満足度が高かった人達は、より自然なお産で、胎児にも異常がなく、医療処置が少なく、分娩室が心地よいイメージを持っていた（加納・島田他）¹²⁾。

ではこれらの出産に対する満足度がその後の母子関係にどのような影響を及ぼすのだろうか。三砂によると、豊かな出産経験をした女性は、子育てもスムーズであり、自分自身、子どもの身体のありようにも自信をもつようになり、自律的な家族関係への働きかけが見られ、また、次の妊娠、出産に対して積極的な態度をとることが多いとしている。三砂の調査では女性たちは、医療者に受け入れられ、認められることや、分娩している場所が居心地の良いこと、身体の自由、継続的に同じ医療者にケアを受けるなどが満足したお産につながっており、これらの多くの人たちが、お産をし

たことで、考え方が豊かになり、自分と他人を比較しなくなった、多くの人に支えられているという気持ちになった、食事など身体に良いことを考えるようになったという項目において肯定的な結果を示している（三砂他）¹³⁾。

また、出産満足度と育児中の母親の抑うつとの関連についての調査では、出産満足度が低い人たちは9～10ヶ月時の抑うつ状態を呈するリスクが高く、抑うつ状態が重度を呈するリスクも高いとしている。また、出産の満足度がさらに低い場合には、抑うつ症状のリスクが3～4ヶ月時で約2.3倍、9～10ヶ月で約2.4倍に高まることが示されている。なお、出産満足度が低い人たちは初産婦、総合周産期母子医療センターで出産した人の割合が多かったとしている（佐藤他）¹⁴⁾。

これらのことから、満足のいく出産は女性にとって非常に重要なことであり、かつ、その後の母子関係に大きな影響を及ぼすことが明らかとなっている。

5. 妊娠・出産・産褥期の家庭教育のあり方

（１）現在行われている家庭教育支援

青年犯罪の多発や低年齢化、いじめなど様々な問題を抱えた現代社会において、「家庭教育力の低下」が問題視されている。高度経済成長以降からの核家族化や少子化による小家族化によって世代間交流やきょうだい間のコミュニケーションが少なくなった。また、共働きが増えたことによる収入の安定と少子化が、子どもへの経済的負担を軽減させ、ひとり子どもに当てる金額と親による関心や干渉が集中するようになった。さらに地域における地縁的なつながりの希薄化等により、隣近所の人たちが家庭の子育てに口を出すことが倦厭されるようになった。これらのことから、家庭は孤立し、家庭で本来行われるべき教育がしっかりと行われなくなっている。

これらのことと関係して、児童虐待の増加は年々増加し、全国児童相談所における子ども虐待相談件数によると、平成20年で相談件数が42,662

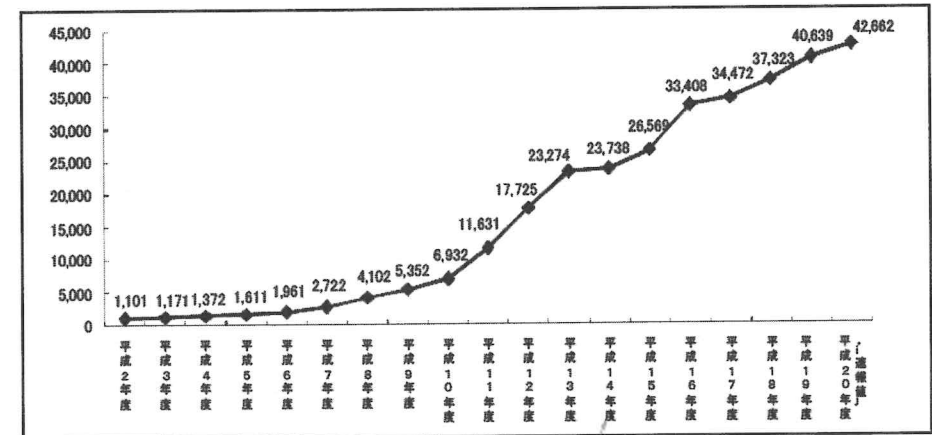


図2. 全国児童相談所における子ども虐待相談件数（出典：厚生労働省）

件にも上っている。これは、10年前の平成10年の6,932件と比較すると7倍以上に増えている（図2）。

文部科学省はこの家庭教育力の低下を問題視し、2006年の教育基本法の改訂では、文部科学省では言及されることのなかった「家庭教育」の項目に以下の文章を付け加えた。

第10条 父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせると共に、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

具体的な事業として平成20年度予算を14億8500万円計上し、家庭教育支援事業¹⁵⁾を実施している。この家庭教育支援事業とは、1. 地域における家庭教育支援基盤形成事業、2. 家庭教育支援指導者養成標準カリキュラム開発事業、3. 家庭教育手帳の作成、4. 子どもの生活リズム向上プロジェクトの4部門に分けられているが、メインとなるのは1の「地域における家庭教育支援基

盤形成事業」である。これは、原則小学校区に家庭教育支援チームを創設し、小学校や教育委員会、保険・福祉部局、児童相談所、子育て支援団体等と連携協力しながら、家庭教育や子育てに関する情報提供及び相談対応や家庭教育に関する学習機会の提供を実施し、様々な状況の子育て中の親に対して支援を行うものである。このプロジェクトの成果が普及し、各地方公共団体等による円滑かつ敏速な展開が図られることによって、地域において行われている家庭教育支援事業の活性化に一層の充実が求められている。

（２）家庭教育支援事業の問題点

文部科学省がはじめて取り組む家庭教育に対する事業であるこの「家庭教育支援事業」には、大きな期待が寄せられている一方で、問題点があることも忘れてはならない。

まず、文部科学省が「家庭教育支援」の一環として「子育て講座」なども含んでいる点である。家庭教育と子育ては表裏一体であるといえるが、家庭教育をどのように定義しているのか、子育てとの関係性が不明瞭であり曖昧である。

また、片親家庭、貧困家庭など特別なニーズが必要な家庭の親への支援が具体的にないという点が挙げられる。これらの家庭の親も他の家庭と同様に家庭教育を充実させるべきであるが、片親家

庭や貧困家庭では親が複数の仕事をしているケースが多く、家庭での親子のふれあいを持つ時間の確保が難しいなど様々な困難をも抱えている。

さらに、この事業では親が情報を得たり、相談をすることはできるが、親が親として育つ機会が少ない。現代の親の特徴として、現代の親が家庭教育をしっかりと受けてこなかったことは文部科学省が問題視するところであるが、高度経済成長以後の核家族化、小家族化の中で、現代の親の親も家庭教育を受けてこなかった可能性が高い。家庭における教育は、大家族で生活していた時代には世代間交流の中で伝えられてきたが、それが行われなくなっている昨今、家庭教育とは何であるか分からない親も多い。つまり親が「親」としての自覚を持つための仕組みが高度経済成長以後の家庭や家族の中にはほとんどないのではないだろうか。加えて、親としての自立が足りない親が多いことも現代の親の特徴として挙げられよう。前述の通り全国児童相談所における子ども虐待相談件数は右肩上がり増加しており、注目すべきことにネグレクトを含む虐待の加害者の62.8%が実母、22%が実父となっている。

これらのことから、親が「親」として自覚を持つための、そして成長できる様な支援が必要なのではないかと考える。

(3) 妊娠期間中の家庭教育支援

では、この時期にどのような支援が実施されているのだろうか。前述の通り「家庭教育」は文部科学省の管轄であると考えられるが、妊娠中は対象となる子どもは「胎児」でありその管轄は保健、医療をカバーする厚生労働省にあり、文部科学省では「胎児」に対する家庭教育プログラムや支援は一切行われていない。その「胎児」を管轄する厚生労働省では、地方の保健センター等を通して、母親教室や父親教室などが開催されている。これらが「親」となる準備をする支援であるが、母親学級は昼間が中心であり、地域によっては日程の調整が難しい場合の予備の日程などは組まれてい

ないなどの理由から、すべての対象者が受講できているわけではない。この他、厚生労働省はその事業として妊婦の検診を義務付けており、保健センターから検診補助なども出されているが、これはあくまでも母体と胎児の健康状態を確認するためであり、親に対する教育等として実施されている訳ではない。

つまり、妊娠初期から出産までの「親」として自覚を持つための時期に、女性達（特に初産婦）は、妊娠出産に対しての情報を自分達で集めるしかなく、また親としての自覚を育む機会も少なく、不安を抱えたままの出産育児にのぞまなければならない状況であるといえる。

これまで述べてきたように、妊娠や出産は女性にとってだけではなく、子どもにとっても、さらに、家族にとっても大きな影響を及ぼすことを考えると、妊娠期間中にできる限りの不安を取り除き、そして、自分にとって豊かな経験となるような出産が可能となる場所で、主体的に出産に挑むことが大切である。そして同時にそのことが女性に「親」としての自覚を育てることにつながる。

そのためには、妊娠期間に女性自身のみならず家族の協力や医療関係者からのサポート、行政支援などが不可欠である。本論文では親が親として育つことも家庭教育に含まれると考えており、家庭教育支援の一環としても妊娠期間中の母親に対する支援は重要であると考えられる。

具体的には、①医者やスタッフ不足、過度の医療介入の軽減などの母子医療の現場の問題の解決、②出産の専門家である助産師の活用、③妊娠期間中の不安を取り除くための個別カウンセリングの実施、④育児や子どもの成長などの基礎知識の教授を行う母親・父親学級の柔軟な運営などが挙げられる。

6. まとめ

女性において出産は、人生の中でも最も身体的精神的負担を感じる経験である。また、出産後には、母親としての大きな役割をも担うことになる。

現代女性のライフスタイルがこれまでと大きく変わり結婚出産も選択できるようになった今、出産を契機に母親としての役割を担い、親としての自覚を持てる機会は、家族形態や地域社会の変化とともに減少しつつある。家庭の教育力の低下が問題視されているが、これはそもそも親が「親」としての自覚を持つことができにくくなっていることが大きな要因ではなからうか。

特に乳幼児期の親子関係はこのその後の人格形成の基礎となり、その中心となる母子関係、特に母親の意識や態度は子どもが育つ上で非常に大きな意味を持つ。そのためにも、母親は親としての自覚をしっかりと身に着ける機会を持つ必要がある。

本論文では、妊娠出産期に着目し、親が「親」となる自覚を持つ時期として、その重要性和意識や態度について明らかにした。少子化が進む一方で実母の児童虐待までもが増加する中、妊娠出産に対する問題を個人の問題としてだけではなく、社会の問題としてとらえ、妊娠、出産期の行政支援も医療のみならず精神的サポートも積極的に取り入れていくべきである。

参考文献

- i 野田ゆかり他「健康な妊産褥婦の不安と母性意識に関する研究」『九州大学医療技術短期大学部紀要』第26号、45-50、1999年
- ii 大野明子『分娩台よ、さようなら』メディカ出版、1999年
- iii 吉村正『しあわせなお産をしようー自然出産のすすめー』春秋社、2006年
- iv 野田ゆかり他「健康な妊産褥婦の不安と母性意識に関する研究」『九州大学医療技術短期大学部紀要』第26号、45-50、1999年
- v 小林正子・渡邊典子「初経産婦別の出生場所別にみた産む人の意識、行動と選択基準」『新潟青陵大学紀要』第8号、2008年
- vi 小林正子・渡邊典子（2008）同上
- vii 大野明子（1999）同上
- viii 加納尚美、島田智織、永瀬つや子、楠見由里子、佐々木美智子、山崎京子、阿部真理子、宮澤順子「茨城県における出産の実態と満足度に関する研究」『茨城県立医療大学紀要』第9号、2004年
- ix 三砂ちづる「妊娠出産の状況が母子関係に与える影響に関する研究調査」『平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』財団法人こども未来財団、2008年
- x 佐藤ゆき、加藤忠明、伊藤龍子、顧艶紅、掛江直子「出産満足度と育児中の母親の不安抑うつとの関連」『小児保健研究』第67巻第2号、2008年
- xi 文部科学省『家庭教育』http://www.mext.go.jp/a_menu/01_b.htm（2010年11月30日確認）

「ひきこもり」の改善事例にみる親子の心の成長について

三 浦 貴 史¹⁾

Parent-Child Mental Health Development in "Shut-In" Recovery Cases

The causes of problematic behavior in children are closely linked to the lifestyle attitudes and thinking of the parents. This paper reports on a mother's success in helping her child recover from a shut-in problem, through the following processes: First, the mother shifted the subject of reformation efforts from her child to her own self. Second, she strove to stabilize the husband-wife relationship. Third, she rectified her own thinking about her late father. A distinctive point in this case is the effect of focusing on the strengthening of family solidarity towards resolving a child's shut-in problem. This paper analyzes the factors and background of the case and discusses the relationship between internal domestic problems and family education.

はじめに

家庭は、学校教育の以前と以後の生涯に亘る自己成長の場である。生きる上で必要な基本的能力を身につけると共に、個人の精神的な成長も家庭に負う所が大きい。それは子のみならず、親にとっても同様である。親の家庭教育（学習）は自己教育的であり、様々な問題の中から必要事項を親自ら学び取っていく。その意味で家庭は、まさに生涯学習の場であるといえる。

本稿では、長男のひきこもり問題をきっかけに、家庭内における親子の自己成長、ことに倫理研究所が提唱する「純粋倫理」の示す生活指針に依拠して精神的成長をとげた家族の事例を取り上げる。この事例の中から、家庭における教育力について考察したい。

なお、本稿に示す事例は、報告者が特定されないように、氏名、地域名、職業、日時等を伏すか、あるいは変更を加えている。ただし、本事例の内容は、過去5年以内のものであることを記しておく。

1) 倫理研究所

◇家族構成

報告者：T美（40代、女性）

配偶者：H士（50代、男性）

当該子：M彦（20代、男性）

舅・姑（別居）

◇事例の概要

数代続く商家の一人息子である当該子は、高校3年の三者面談時にT美の発した一言がきっかけで、ひきこもり状態となる。T美は、倫理研究所の講師にアドバイスを受け、生活改善に取り組む。夫婦関係が修復し、当該子への執着から解放された時、ひきこもり状態が改善した。

1. 問題の概要

中高一貫校に通う当該子の三者面談（高校3年時）で、母親T美は、当該子の現役での志望校合格は不可能と考え、担任教員に「今年は、合格は無理だろうと思っていますので、1年浪人して来年いい大学に入ってくればよいと思っています。」と率直に自身の考えを伝えた。その時は、黙っていた長男だったが、帰宅後、「何で親が、先生の前で俺に恥をかかせるんだ。合格するつも

りで勉強しているのに。」と猛反発。T美も負けずに「つまらない大学へ入るくらいなら、入らなくてもいい。中学受験までして、6年間、何やってたのよ。」と言い放った。

この一件を境に当該子の生活態度は一変する。受験勉強を止めて無断外泊、窓ガラスを割る等の家庭内暴力に及び、やがて、精神的に不安定となり精神科に通院、ひきこもり状態となった。センター試験と志望校の受験はとりあえず行なったが、結果は不合格。それまで、反抗など一つもしたことがない息子だったので、T美をはじめ家族は、何がどうなったのかわからずうろたえるだけであった。

当該子は、T美と一切口をきかないため、これまでのように何らかの働きかけをすることができなくなってしまった。

2. 生活法則「純粋倫理」との出会い

途方にくれたT美は、姑が以前から勉強していた社団法人倫理研究所の講師を紹介してもらい当該子の問題について相談したのである。

必死に窮状を訴えるT美に対し、女性講師は「ゆっくり話してごらんなさい。そんなに機関銃の様な早口で話されていたら息子さんだって大変よ。そして、夫婦仲良く。ご主人の話を心からよく聴いて、ご主人の考えに合わせるのよ。明日から、おはよう倫理塾（同研究所の勉強会）に通ってみなさい。」と優しく諭された。また、静岡県御殿場市にある同研究所の研修施設「富士高原研修所」のセミナーを受講した際には、別の講師に次のようなアドバイスを受けている。

- ①夫に対して不足不満を思ってきたことを詫言、夫の美点をみつめ、感謝と尊敬の心を深め夫の話を心から聴くこと。
②長男は、わが身、わが心を苦しめながら、一家を愛和に導いてくれる愛の使者である。絶対信頼し、希望を燃やすこと。

以上の二つのアドバイスは、倫理研究所が提唱

する「純粋倫理」という生活法則を踏まえてなされたものである。

同研究所を創立した丸山敏雄は、倫理と幸福との関連性を独特の方法で研究した。それは日常生活における実践によって正しさが実証可能な生活法則とされる。

この純粋倫理に基づいた社会教育活動を展開する倫理研究所は、60年余に亘り、倫理の研究、教育、出版、普及の他、書道、短歌の文化活動を行なってきた。先述の「おはよう倫理塾」も同研究所の教育活動の一環であり、純粋倫理の早朝の勉強会である。

純粋倫理の親子観⁽¹⁾の特色は、親子は不可視の次元で密接に結びついているとみる点にある。さらに、その苦難観⁽²⁾は、生活上の問題を意味ある出来事と捉え、忌避することなく、自己の生活改善の契機とするというものである。

よって指導者は、この親子観、苦難観に基づいてアドバイスを行ない、来談者はその指摘をそのまま実践する。このような手順で生活改善を行ない、種々の問題が解決された事例は、全国から同研究所に寄せられ、親子問題のみならず、純粋倫理を生活の指針として夫婦・疾病・事業経営等の苦難を克服した事例が、日々、収集、整理され、蓄積されている。

さて、T美が受けた幾人かの講師によるアドバイスも、以上述べたような純粋倫理の親子観と苦難観をベースになされているが、その骨子は、第1に、子供の問題は意味ある出来事である、第2に、子供を変えようとする前に自分自身が変えること、第3に、子供との関係の前に夫婦の絆を深めることであった。これらは、不可視の次元の親子の結びつきを前提とした指摘である。T美は、そのアドバイスを真摯に受け止め、以下に示すような日常生活の改善という形で行動に表していく。

3. 生活改善のための実践と心の変容

早起きは苦手であったが、息子の立ち直りを願ひ、真剣に「おはよう倫理塾」に通った。早朝の

時間が、今までの自分を見つめ直す時間となり、これまでの考え違いを反省する契機となる。

塾のテキストにある、「子は親の心を実演する名優である」「夫婦は一对の反射鏡」等の言葉に接し、全てわが事のように思われ涙が溢れて止まらなかった。

■実践① 一当該子に対する反省と実践一

T美は、重度の妊娠中毒症のため、意識のないまま当該子を帝王切開で出産。当該子は、仮死状態で生まれたのであった。このような過酷な出産にあいまって、家の跡取りでもあることから、T美も家族も、当該子を溺愛した。それが高じて過干渉になり、息子を苦しめていたことに、「おはよう倫理塾」に通ううちに気づくようになった。以下は、勝手な理想を押し付けるような育て方をしてきたことに対するT美の気づきと反省事項である。

- ・実父や夫への不足不満を心に持ったまま、息子だけはそうなってほしくないという思いをかけてきてしまったこと。
- ・息子の意志を尊重せず、先まわりをして答えをだすようなことをしてきたこと。息子の話を心から聴いていなかったこと。
- ・褒めることが少なかったこと。たとえ、良い成績をとってきても、褒めるより先に、更に誰かに負けないように、頑張れ、頑張れと言いつつ続けてきてしまったこと。

このようなことが次から次に想起され、息子に詫言、話す時も、ゆっくりと話しかけるようにした。心配をせず、穏やかな気持ちで話をするように心がけ、自分自身が何事にも積極的に取り組むようつとめた。

■実践② 一夫の話を心から聴くこと一

T美は夫に男性としての威厳を求めていたが、夫は優柔不断なおっとりとした性格。舅もそうであった。そんな夫を軽んじてきた行動、特に、口のきき方、夫の話を上の空で聞いてきたこと、夫

を馬鹿にしてきたことを心より反省し、改めた。

夫の言葉を集中して聴くようにし、毎日「おはよう倫理塾」に行く前に夫の寝姿に感謝の言葉と朝の挨拶を投げかけるようにした。二人で過ごす時間（朝晩の食事）を増やした。夫の行動や思考に合わせ、仕事よりも、まず夫との関係を優先すると誓い実行した。

息子には商家の4代目である夫とは違う道へ進んでくれればと願ったこと、そのためには学歴しかないと思い、幼稚園から数々の塾通い、そして中学受験へと自分の希望だけを子供に押し付けてきたことを猛省した。夫の存在などないように感じていたが大変な間違いであったこと、夫婦の心の一致が子供に大きく影響すること⁽³⁾を痛感した。

そして、実践を続けていくうちに、そのような思いの根底に、数年前に亡くなった実の父へのわだかまりがあることに気づいた。

■実践③ 一亡き父の墓参一

養子だった父は、普段はおとなしくて優しいが、酒が入ると暴れていた。T美は、そんな父を長年軽蔑していた。ある時、倫理研究所の子育てに関するセミナーを受講した折、講師から、父に対する不平不満を紙に書き出して墓前で洗いざらい開陳するようアドバイスを受け、それを実行した。

墓参を続けるうちに、その時間が父への追想のひと時となった。父が養子になってくれたから自分の命があること、養子故の父の苦勞に思いが至り、やがて感謝の気持ちを抱くようになる。後日、母親に心の内を伝え、今までのことを詫言、長年の心の痞えが取り除かれた。

4. 報告者の心の変容と状況の変化（問題発生から約1年4ヵ月頃）

夫に男性としての威厳を求めていたが、優柔不断な夫には甘えたくても甘えられなかった。しかし、壁をつくっていたのは自分だったと気づく。T美は亡父へのマイナス感情を夫に重ねていたのであった。しかし、墓参によって亡父へのわだか

まりが融解した頃から、夫の存在を受け止められるようになった。さらに第二子の流産後、十数年間全くなかった性生活が回復した。

夫に対して、言いたい放題の物言いをやめたためか、夫が自分を気遣ってくれ、一層優しく接してくれるようになった。また、夫の話を心から聴くことができるようになると、夫の言葉の一言一言が、自分にとって大切な意味あることを伝えてくれているということが理解できるようになった。夫が頼りなくて甘えられないのではなく、こちら側が壁をつくっていたことに気づき、次第に、お互いの言葉が丸みを帯びたように優しくなった。

夫婦関係が修復されると共に、T美は明るくなっていった。それと同期するように当該子にも変化が現れ始めた。落ち着きを取り戻し、ひきこもっている間にいろいろと一人で考え、母親の敷いたレールではなく東京の音楽関係の学校へと進学することを決心。全ての手続きを自分で行ない、問題発生から約1年4ヵ月後、見事に親元を巣立っていった。仕送りも受けずに下宿しながら専門学校へ通うようになった。それまで母親の過度な干渉に支配され、従順なだけだった当該子は、自身の進路を自己の意志で決定できたのであった。

T美は、当該子が上京してから、毎朝、陰膳を行なっている。これまで褒めることが出来なかった分、目の前にいなくても、写真に向かって毎日褒めるようにしているという。

5. 考察

①問題発生の原因と背景について

【母親の過干渉】

男子が大人として成長し、自立するための最も身近なモデルは父親に他ならない。しかし、まるで父と息子との間に立ちはだかるように母親が干渉しすぎると、健全な父子関係が阻まれる。T美の場合、長男に対する過度な精神的依存が認められるが、それが、家庭から社会へ飛び立とうとする当該子の精神的「離陸」を阻害していたとみることができる。

見方によっては、母親への反発とひきこもりは、当該子の進路の自己決定という自立への第一歩であり、真つ当な反応であったともいえる。ただ、その表現方法（ひきこもり、家庭内暴力）は尋常であったとはいえない。当該子の激烈なる反抗の奥には、複雑な家族間の事情の絡みがある。

【夫への不信】

T美はおとなしく優柔不断な夫を軽蔑し、何でも自分を取り仕切っていた。ひきこもりの直接原因であるT美の過干渉、その真の原因は、夫への不満と失望感にある。結果、T美のエネルギーは全て子供に注がれることになる。

おそらく当該子は、自己成長のモデルである父親を否定する母親の言外のメッセージ（「父親のようになるな」）を幼少期から敏感に感じ取っていたのであろう。自分を愛し、同時に自分の存在を暗に否定する母親（父親否定を通じて）の無自覚的な言動は、当該子にとって少なからず精神的混乱を呼び起こし、それが内面のマイナス感情として思春期までに蓄積され、歪な形（引きこもり、家庭内暴力）で解放されたと考えられる。三者面談時の母親の言葉はその引き金に過ぎない。

これは、自己存在の危機という非常事態における武力行使に似ている。しかも攻撃者が親であるところに反抗の激烈さがある。

さて、以上のようなT美の夫への不信の奥には、次に述べるように亡き実父への感情が関係している。

【亡父へのわだかまり】

T美の父親は養子であり、普段はおとなしいが酒を飲むと強くなるタイプ（T美にはそう映っていた）であった。その反動から、T美は自分を引っ張ってくれる人を理想の男性像として描くようになる。年上の夫を選んだのもそういった理由による。しかし、実父同様、夫も優柔不断な性格だった。自ずから、息子には父親のようにほされたくないという思いが芽生え、当該子に商売以外

で身を立てさせようと、学歴をつけるべく塾へ通わせて追い詰めていった。

子への過干渉、夫への不信感の見えざる原因は、実父へのマイナス感情であり、これが当該子のひきこもりの遠因であったと考えられる。

②問題解消の要因

【当該子への執着からの解放】

T美は、全エネルギーを長男に注いでいたが、ひきこもりによってその中断を余儀なくされた。そして、早朝の勉強会に通うようになり、これまでの親子関係と夫婦関係について見つめ直す。ここが自己改革の足場となって、本来向くべき愛情のベクトルを夫へと振り向けていった。このことが結果的に母親T美の「子離れ」へとつながった。その裏面には、亡父へのマイナス感情が融解したことがあげられる。

【亡父へのわだかまりの解消と夫への思いの改善】

前項で指摘した母子密着は、T美の夫に対する不信が原因であったが、その根底には実父へのマイナス感情があった。

夫に心身共に委ねられない、甘えられない心情は、夫の性格や素行だけの問題ではなく、既にT美の心の中に、その根っこが存在していた。それは、長年心に閉じ込めていた優柔不断な父を嫌う感情であった。T美はこれを墓前で全て語る（吐き出す）ことによって解消する。それは、亡き父との心の対話ともいうべきものであった。このことが、その後の実践（夫や息子への）の展開につながったのである。墓前で自分の気持ちを全て吐露し、母親にもその思いを聴いてもらったことが、問題解決の根本要因といえよう。

【夫婦の性の問題】

当該子は一人っ子であるが、実はT美は第二子を流産している。それから十数年、夫婦の性生活は一切なかった。

早朝の勉強会において、良好な夫婦関係の構築

には性生活も重要であることを指摘されるが、当初は心身共に夫に委ね甘えきることができなかった。しかし、夫への挨拶や傾聴の実践によって徐々に夫との精神的距離が縮まり、性生活も回復した。その日を境に、夫はこれまで押さえ込んできた胸の内を打ち明けてくれたという。

夫婦の性生活の回復は、問題解消の要因というよりも夫婦関係改善の象徴と捉えられる。夫婦のあり様は家族の人間関係はじめ、家庭生活に大きく影響する。その結節点に性の問題は多様な意味で、厳として存在するようである。

【まとめ】

母親の子に対する愛情に偽りはなくとしても、そこに歪みが生じるのは、子に対する独占と支配と操作の意識が介入するからであろう。その基盤には所有の意識が強く関係していると思われる。

至極当然のことであるが、子は配偶者との間に生まれた存在である。加えて、「親—祖父母—祖先」という生命の縦軸の流れの末端に存在する生命のバトンランナーでもある。

しかし、この当たり前の事実に対して、情感を伴った認識が弱まったとき、自身の子に対する所有の意識（本事例の場合、母親であるT美の）が強くなり、行き過ぎた干渉に至ったと思われる。

子は、夫婦はもとより、その親祖先との関係論の中に生きる存在である。古来わが国で言い習わされてきた「子は授かりもの」という言葉の意味は、これまで述べたような親のエゴを抑制するということと無関係ではあるまい。

さて、以上の観点から本事例をみれば、T美は、当該子との関係改善の前に、まず当該子の父親である夫、祖父母である実の両親と舅姑との関係改善が必要であったということが言える。それは、T美はもちろんのこと、それらの人々も当該子の存在基盤となっている血縁だからである。T美が、彼らと良好な関係を築くことは、当該子の生命力を強化することにつながる。倫理研究所の指導者が、子供を変える前に自分が変わることを、夫婦関

係の改善をまず促したのも、このような理由による。

両親や祖父母等の家族が尊敬信頼の念で結ばれ、相補的關係が実現している家庭環境のもとでこそ、子どもは安心して個性を育み、自立への準備を行なうことができる。もし、T美自身が、夫や亡父その他の人々に対する行動の変化・心の変容（反省等）を経ずして、当該子に対し、表面上の働きかけをしているだけであったならば、本事例にみられたような結果には至らなかったであろう。

親と呼ばれる人たちは、子の親である前に、まず夫の妻（妻の夫）であり、それ以前に親の子である。それぞれの立場の自覚と、それぞれの対象者との関係論をよりよきものにしていく時、家族の「見えざる絆」は再びつながるということをも本事例は示しているのではなかろうか。

おわりに

当該子が自ら選択した道は、かつて彼の祖父が夢見た道であった。当該子はそのことは全く知らなかったのであるが、家族一同、血縁の結びつきの不思議さを感じたという。当該子は、今後、就職等の進路を選択しなければならない時期に来ているが、その決断を家族はゆったりと見守っている。

最後に付言すると、今回の事例においては、この家族の協力も見逃すことができない。当該子のひきこもり解消には、周囲の家族の支援が少なからず作用しているからである。

実は、当該子がひきこもっていた時、唯一、本音を開陳することができたのは祖母だけであった。当該子は、祖母に親夫婦（T美と夫）の悪いところを約100項目あげて、ありとあらゆることを打ち明けたことがあったという。両親のように絶対ならない、母親が全て支配し、自由がない、押さえつけられている等の鬱屈した思いを祖母にだけは話していた。

これをT美が知ったのは、当該子のひきこもりが改善し、対話が回復してからのことである。ま

た、当該子が憤懣やるかたない時、祖母は孫と一緒に食器を叩きつけて割ったりもした。その事実を知り、T美は祖母（姑）の存在の尊さに胸打れたという。

本事例から看取されることは、当該子のひきこもりの改善のみならず、親自身も、そして家族が自己成長を果たしたことである。現在、T美は痴呆症の実母を自宅（婚家）に引き取って介護を行っているが、それは、舅姑はもちろん、夫の絶大な理解と協力なくして実現し得ないことであろう。数年前の長男のひきこもりがもたらした家族の結束・成長は、現在においても見事に発揮されているといえよう。

教育の成果を検証するには時間を要し、かつ因果関係が見極め難い。いつの時代においても、失敗しない結婚マニュアルや、完全な子育て教本などはなく、現実の家庭の運営は、常に課題と共にある。家庭教育の目的は、問題のない家庭を作り上げることではなかろう。むしろ、家庭内での問題を、いわば「自己教育の指南役」として各々が自己成長を果たしていくことに意義があるのではないだろうか。

注

- (1) 親子の相関関係について丸山敏雄は、その著書である『純粋倫理原論』の中で、以下のように指摘している。

実証第一、親子相関の原理

親と子はその肉体が別々であるところから、その思うことすることが全く孤立して無関係のごとく見えるが、もともと親と子とは「純一界」において一である。わかり易く言えば、連続している。空間的に連続しているだけでなく、時間的にもまた連続している。すなわち親の心意ないし行為が現にその子に投影して、子がこれを演出する。(1952 丸山敏雄『純粋倫理原論』22～23頁 新世書房)

また、『学童愛育の書』という著書の中では、子供の本質を、①愛情の相手、②和楽の中心、③親の鏡、④親の身代わり、⑤親まさりと捉え、さらに、親の条件として、①親の子となること（子の親になる前に）、②妻の夫となり、夫の妻となること（子との関係の前に夫婦関係が重要であるということ）、③子の正しい親となること（1951 丸山敏雄『学童愛育の書』32～41頁 新世書房）と述べている。

以上のような親子観が、倫理研究所の指導者のアドバイスのベースとなっている。特に、ある指導者の「長男は、わが身、わが心を苦しめながら、一家を愛和に導いてくれる愛の使者である。」というような指摘は、子供の本質の第4「親の身代わり」という考え方に由来する。

- (2) 純粋倫理の苦難観を整理すると、以下の4点となる。

- ①苦難は人をより善くし、より一步を進めさせよう、向上させようとしてある。
- ②苦難には、それぞれ原因があるので、その原因をとれば、解決する。（苦難は、生活の不自然さ、心のゆがみの映った危険信号であり、ここに幸福に入る門がある。）
- ③苦難のただ中にとざされた時は、その中からぬけ出して、外から自分の姿を心を、静かに眺めて見るがよい。苦難を恐れ、いやがり、排斥して、にげまわっているのは、まことに惜しむべきである。ダイヤの川原に下り立ちながら、その光を恐れて、にげ出すよりも、おいしいことである。
- ④苦難はそのまま美である。幸福と苦難とが表裏一体、善と悪と陰陽不二、ここに宇宙無限の美がある。苦難そのまま「がよい」のである。(1982 丸山竹秋『丸山敏雄 人と思想』69頁 新

世書房)

- (3) 例えば、夫婦の心の一致と子供の問題との関係について、丸山敏雄は、鳴り騒ぐ竹林と風の関係に譬えて次のように述べている。

だから子供が手に負えぬ、悪くて困るという時、その原因はことごとく両親にあると知って、自分を改め、夫婦が明朗愛和に帰る時、子供たちには指一本ふれず、一言も言わなくとも、りっぱに直ってしまう。風がたてば、さわさわと音をたてて騒いでいた竹林が、風の止んだそのしゅん間、すっかり静まってしまうように。(1949 丸山敏雄『万人幸福の栞』51頁「子女名優」新世書房)

地域子育て支援センター利用の意義と効果に関する研究

—父親と母親の利用実態の比較調査から—

鈴木 順子¹⁾

A Study on the Significance and Effects of Using the Regional Child-rearing Support Centers:
Comparison of Fathers and Mothers

This study is to find out the significance and effects of fathers and mothers using the child-care support provided at the regional child-rearing centers, by comparing the situations surrounding their access to the services. The respondents are the fathers and mothers who visit those centers in N City for their child-rearing purposes. Questionnaires and interviews were conducted for this research. The results show the significance for the mothers that they are provided with opportunities to socialize with others, while the fathers are caused to re-value their family, through their use of the centers' services. These centers have positive effects on both these mothers and fathers; they ended up having a fresh look at their own family in an objective manner.

I. はじめに

合計特殊出生率が1989年に1.57をわり、「少子化」や「育児不安」という言葉が聞かれるようになり、1990年代以降、子育て支援諸施策が打ち出された。2002年に厚生労働省がまとめた「少子化対策プラスワン」では、「子育てと仕事の両立支援」が中心となり、これまでの取り組みに加え、「男性を含めた育児と仕事の両立ができる働き方の見直し」が提起された。2007年になると少子化対策に歯止めがかからないことを理由に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略¹⁾がまとめられ、「重点戦略」の課題について「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を公表し、政府はその促進に努めている。今後、子育ては母親だけでなく、父親、そして社会全体で担うことが益々、重要になると考えられる。

このような政策の中で、子育てについて様々な調査が行われている。2008年の「第4回全国家

庭動向調査」においては、夫妻の育児分担は育児の80%以上を妻が担うケースが多数を占めており、末子年齢が低いほど、そうした傾向はより顕著にみられることが報告されている。夫の育児の関与は総じて低く、1歳未満の子どもをもちながら全く育児に関わらない夫も6.3%いた。このように父親の子どもへの育児関与は低いが、「平成18年度子育てに関する意識調査」では「孤立感を感じる」専業主婦は5割を超えている¹⁾。また、「子育てをしながら孤立感を感じる時、どうすれば孤立感が軽減あるいは解消すると思うか」の問いにおいて母親の最も多かった回答は「育児から解放されて気分転換をする時間があれば」であり、これが5割以上を占めていた。このように母親は育児から少しでも解放されたい気持ちを抱いており、父親の育児関与が必要であると考えられる。

先行研究では、加藤、津田（1998）の研究において、母親の育児ストレスは、父親が育児に実際の程度参加するということだけでなく、気持ちの面で、育児を共有しようとする姿勢があるかということが、母親のストレスに影響するという結

1) N市子育て支援センター

果を述べている。さらに、柏木（1994）は父親の育児・家事参加度の高さは母親の否定的感情の軽減につながり、父親自身も子どもへの肯定的感情をもつために重要であると述べている。また、冬木（2007）の研究では、父親の育児ストレスの問題が指摘されており、それは父親不在家族を解決するためのみならず、これから父親になる男性、あるいは子育て経験の浅い父親を対象とした育児支援の重要性が指摘されている。このような子育てに関する政策や調査研究がみられるなかで、地域における拠点型の子育て支援が大きな広がりを見せている。2007年4月からは新たに地域子育て支援拠点事業²⁾が始まり、ひろば型、センター型、児童館型として、実施をされている。その主な基本事業は、現在、子育てをしている親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施等があげられている。センター型である地域子育て支援センター（以下、「センターという」）は一般的に母親と子どもが遊ぶ場として捉えられるが、本研究の調査施設であるN市のセンターでは父親の来所も徐々にみられるようになり、父親が利用する子育て支援施設としても活用され始めている。よって、センターは育児に時間を費やし、育児を担う母親だけの支援施設と捉えるのではなく、父親も対象とした施設であり、父親、母親それぞれが子どもと来所できることが望ましいと考える。今後は子育て期の男性も視野に入れた事業展開が必要であると考えられる。

センターの利用に関する先行研究は、センター活動の実態調査を分析し、センターの取り組みと今後の課題を検討している研究が数多くみられる³⁾。また、センター利用に関する母親を対象とした研究は多いが、これに関しての父親を対象とした実態調査研究は未だ少ない。そして父親の育児支援に関する実際の具体的なデータが少なく不十分である。

本研究では、支援事業の内容や評価についての検討ではなく、センターを利用する父親、母親に焦点を当てる。父親、母親はそれぞれのニーズを

もち、来所していると思われる。センターを利用する父親と母親の調査結果から比較検討を行い、父親と母親がセンターを利用し、育児をすることの意義を考察する。それにより、父親と母親がセンター来所することに対しての新たな効果を導きだすことができるのではないかと考えられる。それは今後の親支援の一助となりうるのではないかとと思われる。

Ⅱ. 調査

1. 調査方法

愛知県N市内のセンターに出向き、そこでの利用者に質問紙を配付、その場での記入をお願いした。配布、回収数は表1の通りである。また、インタビュー調査を実施した。インタビューが可能である父親1名、母親1名の計2名に協力を依頼し、承諾を得て、メモをとった。これにより得られた情報は学術的な目的でのみ使用することを伝えた。

2. 調査期間

2008年10月～2009年1月

3. 調査対象

本研究を調査する愛知県のN市は、人口増加率が全国において、上位であり、2009年8月現在においても人口、世帯数は増加している。特に、若い世代の転居者が多く、センター近くにはマンション群が立ち並び多くの若年夫婦が居住している。支援拠点であるN市のセンターは、近年、父親の来所も増加傾向にある。開所日は月曜日から土曜日、9時から16時30分である。調査対象は、N市内のセンターにおいて、親子で来所し、センターを利用している父親と母親である。調査の対象者に関しての基本的属性は表2に示す通りである。

4. 調査内容

紙面による質問項目の内容は、①回答者の基本的属性、②センター利用実態についての内容、③子育て支援の要望である。また、インタビューの質問項目内容は、①対象者の基本的属性、②セン

表1 調査用紙の配布及び回収状況

	配布数	回収数	回収率 (%)
母親	284	284	100
父親	150	150	100

表2 対象者の基本的属性

母親 (N=284)	
・年齢	10歳代後半 (1.0%), 20歳代前半 (3.9%), 20歳代後半 (22.4%), 30歳代前半 (49.2%), 30歳代後半 (19.3%), 40歳代前半 (4.2%)
・家族構成	核家族 (90.9%), 祖父母同居世帯 (8.1%), その他 (1.0%)
・子どもの人数	1人 (71.6%), 2人 (24.2%), 3人 (3.7%), 4人 (0.5%)
・就労しているか	働いている (79.9%), 働いていない (20.1%)
父親 (N=150)	
・年齢	20歳代後半 (17.8%), 30歳代前半 (45.8%), 30歳代後半 (25.2%), 40歳代前半 (11.2%)
・家族構成	核家族 (97.2%), 祖父母同居世帯 (1.9%), その他 (0.9%)
・子どもの人数	1人 (76.7%), 2人 (19.6%), 3人 (3.7%)
・職種	会社員 (90.7%), 自営業 (3.7%), 公務員 (1.9%), アルバイト (0.9%), 学生 (0.9%), その他 (1.9%)
・平均労働時間	6時間以下 (0.9%), 6～8時間 (5.6%), 8～10時間 (66.4%), 10～12時間 (22.4%), それ以上 (4.7%)
・一週間の平均的休日	1日 (11.3%), 2日 (88.7%)

ター利用実態と来所する理由について尋ねた。

(2) 来所した子どもの年齢

Ⅲ. 調査の結果

1. センターの利用実態における父親と母親の比較

(1) センターを知ったきっかけ

子育て支援センターを利用者がどのように知ったかの質問では、母親の多かった回答は、「友人から」、「情報紙」が6割弱であり、母親の友人による口コミや情報紙を媒介として知ることが多いという結果であった。父親は「妻の勧めで」、「妻と来たことがあるから」が8割を超えていた。父母それぞれ来所するきっかけとなったキーパーソンは母親が「友人」、父親は「妻」であることがわかる。

センターへの来所は基本的に就学前までの子どもとなっている。来所の子どもの年齢をみると、父母共に1歳未満が約3割、1歳～3歳が5割強、3歳以上が2割弱となっている。また、初めてセンターを来所した時の子どもの年齢では、母親に関しては、子どもが「6ヶ月未満」では母親が41.3%、父親は18.7%、「7ヶ月～1歳」では母親が36.2%、父親は48.6%となっている（表3参照）。父母ともに子どもの年齢が低い頃からの来所がみられる。特に母親が早い時期からの来所が目立つ結果であった。

表3 初めてセンターを来所した時の子どもの年齢 (%)

	6ヶ月未満	7ヶ月～1歳	1歳1ヶ月～1歳6ヶ月	1歳7ヶ月～2歳	2歳以上
母親	41.3	36.2	9.2	8.1	5.2
父親	18.7	48.6	11.2	9.3	12.2

表4 利用する時間帯 (%)

	午前	午前～午後	午後	決まっていない
母親	39.1	11.3	30.5	19.1
父親	37.2	8.4	29.2	25.2

表5 利用する滞在時間 (%)

	～30分	30分～1時間	1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間以上
母親	2.2	14.1	45.2	35.4	3.1
父親	1.8	35.1	43.2	18.3	1.6

(3) 利用する時間帯、滞在時間

父母共に午前の来所が多く、母親が39.1%、父親が37.2%となっている(表4参照)。また、父親は来所する時間帯は「決まっていない」人も25.2%と多く、自分が来所できる時に来所する人も多いと思われる。これに対し、母親の場合、毎日来所することで、顔見知りの来所者と同じ時間帯に来所したり、子どもの生活リズムのために同じ時間帯を利用していると考えられる。

利用する滞在時間では、母親は「1時間～1時間30分」が45.2%、「1時間30分～2時間」は35.4%となっており、2時間以内の滞在時間が高くなっている。父親は「30分～1時間」は35.1%、「1時間～1時間30分」は43.2%であり、1時間30分以内の滞在時間が高い結果であった(表5参照)。父親は母親より滞在時間が短い傾向にある。滞在時間に差があるのは来所者との交流の有無にも関係していると考えられる。

2. 父母の様々な利用形態についての比較

(1) 利用目的

「親にとってのセンターはどのような目的で来所する場所であるか(以下、「来所目的」という)」の問いにおいて、父母の比較では、父親より高い比率の母親の回答は、「育児講座や親子遊びに参加する場」、「母親の友だちを作る場」、「センターから情報を入手する場」、「子育て仲間の友だちと待ち合わせをして遊ぶ場」、「保育士と相談する場」であった。これらは全体の3分の1を占めて

いる。また、母親より高い比率の父親の回答は、「子どもとのんびり過ごす場」、「子どもと関わる場」、「他児の様子をみる場」、「子どもの接し方が学べる場」という結果であった。これらで7割を占めている。また、「気分転換する場」は同率の数値を示しており、それぞれ全体の1割であった。

(2) 利用理由

センターを利用する理由として、「家から近いから」の理由で利用する母親が48.1%、父親は66.2%となっている。家から近い人の利用が父母共に多いが、特に父親がこの利用での来所が多い結果となっていた。

また、「今、来所している以外のセンターの利用はありますか」の質問で市内、市外別のセンター来所をみた場合、市外のセンターを利用したことが「ある」人は、全体の約3分の1を占めている。この回答を父母でみると、父親より母親が高い値を示しており、母親は市内外を問わず、遠距離でも利用をしていることがわかった。

(3) センターの特徴

「センターとしての遊び場の特徴として、他の施設や遊び場と異なるところはどこだと思いますか」の問いにおいて、父親より高い比率の母親の回答は「保育士」が29.1%、母親より高い比率の父親の回答は「安全に遊べる場」が43.2%となっていた。母親は保育士が見守ってくれる場、相談できる場としてのイメージが高いようである。父親にとって、センターは子どもと「安全に遊べる場」としてのイメージが高いと考えられる。

表6 センターに遊びに来たい人 (%)

	親	子ども	両方
母親	31.2	16.1	52.7
父親	27.1	30.5	42.4

表7 子育て支援に関して望むこと (%)

	母親	父親
子育て相談	25.3	20.2
地域の情報発信	14.5	6.2
遊び場の整備	29.3	37.3
親子遊びや講座の開催	23.1	9.1
一時保育等の保育サービスの充実	7.8	19.6
その他	0.0	1.4
無回答	0.0	6.2

(4) 遊びに来たい人

センターに遊びに来たい人は「親」、「子ども」、親、子どもの「両方」で回答を求めたところ、親主観の回答ではあるが、父母共に「両方」が最も多いが、「親」と「子ども」でみると、母親の場合は、「親」が31.2%、「子ども」は16.1%となっている。父親の場合は、「親」が27.1%、「子ども」は30.5%という結果であった。母親は母親自身の来所希望がとても高く、父親は子どもの来所希望が高くなっている(表6参照)。

3. 相談や交流についての父親と母親との比較

(1) 子育てについて話や相談をする人

親が話や相談をする相手は、母親では「自分の母親」が26.3%、「夫」が25.2%、「友だち」が25.2%となっていた。父親は「妻」が45.3%、「職場の同僚」が19.5%、「自分の母親」が13.2%となっていた。妻は夫と相談する割合が、夫が妻と相談する割合よりも少ない結果となっている。また、保育士に相談をしたことが「ある」母親は35.2%、父親は4.3%となっていた。

(2) センターの人との交流

センターで知り合った人との交流が「ある」人は母親では40.1%、父親はわずか9.3%であった。では、交流が「ある」母親に「どこで交流があるのか」を尋ねたところ、「センター以外でも会う」が最も多く50.6%、次いで「センターのみで会う」

が24.0%、「携帯でメール交換をする」は22.1%、「インターネットでメールをし合う」は3.3%という結果であった。この結果から母親にとってセンターは人との出会いのきっかけ作りの場であり、センター以外でもメールで連絡を取り合ったり、次回に交流するための場として利用していることが理解できた。

4. 子育て支援の要望についての比較

「子育て支援に関して望むことは何ですか」について、父母の比較で父親より高い比率の母親の要望は「子育て相談」、「地域の情報発信」、「親子遊びや講座の開催」であった。また、母親より高い比率の父親の要望は、「遊び場の整備」、「一時保育等の保育サービスの充実」が母親より高い比率であった(表7参照)。父親の「その他」は「今のままでよい」という回答であった。

5. 事例紹介

インタビューは支援センターで実施した。なお、インタビューに当たっては、対象者の承諾を得て、随時メモをとった。対象者についてはセンターへの来所理由をより明確にするため、継続して来所している父親と母親に依頼をした。

<事例1>

対象者は28歳女性で専業主婦である。家族構

成は2歳の女兒1人と夫の核家族世帯、市内在住である。「こちらに引っ越しをしてきた時は誰も知り合いがいなかったの、この地域のことは何もわからず、家で過ごすことが多く、些細なことで子どものすることが気になったりしましたが、子どもの健診時にここを教えてもらい、来所するようになりました。センターで友だちもできたので、予定がない限りはほぼ毎日、午前中に来所しています。ここに来てお母さんたちと話していると悩んでいるのは自分だけではないと感じて気持ち楽になります。子どもに対しても余裕が出てきたように思います。また、センターで知り合ったお母さんたちにサークルを紹介してもらい、そちらにも参加しています。」と語った。

外出する頻度も増え、それが母親の子育てへの肯定的な感情に繋がっていると考えられる。また、センター来所により、母親が友だちを作り、友だちを通じて新たな場所を獲得していることがわかった。

<事例2>

対象者は32歳男性、職種は会社員である。家族構成は10ヶ月の男児1人と妻の核家族世帯である。母親は専業主婦で月曜から金曜日の毎日、来所している。父親は土曜日にほぼ毎週、午前中に来所する。対象者の自宅はセンターに近く、徒歩で来所している。父親に来所した理由を聞くと「平日は仕事で帰宅が遅いため、子どもと関わることはできない。そのため、子どもとの関わり方に苦慮していたら、妻にセンターを勧められました。それが来所のきっかけです。それに、来所した、もうひとつの理由は家の中で僕が子どもをみても妻は子どもがぐずれば気にかかり、様子をみにくことになります。僕が子どもを連れて外に出れば、妻はその間、ゆっくりと自分の時間を過ごすことができるので来所しました。しかし、まだ子どもがハイハイのため、公園では遊ぶことはできないので、清潔で安心して遊べる場所があり助かっています。子どもは第1子なので他の親

子の様子を見ることも勉強になるし、情報コーナーがあるので、いろいろな子育ての情報に目を通して参考にしています。また、家に帰ると妻にこうして遊んだと話をしています。」と語った。

その語りから妻への気遣いが感じられた。また、子どもにとってセンターは安全で安心な場所と認識していることがわかる。他の来所者の様子を観察することで育児について学ぶ姿勢がうかがえた。センターにおいての子ども様子を伝えることで妻との会話も増え、子どもに対する共通理解にも繋がるのではないかと考えられる。そして、センターは子どもが幼いころから遊ぶことができる貴重な場所であり、父親が初めての育児を勉強する場でもあると推測できる。

IV. 考察

1. 母親の来所における特徴

母親の来所における特徴としては大きく二つに分けられた。まず、一つ目は母親来所のキーパーソンである「友人」である。「子育てについて話や相談をする人」は「夫」と同率に「友人」が最も高く「センターを知ったきっかけ」も「友人」が最も高い。これは友人を通して来所しているケースが高いといえる。また情報は貴重な生活の一部であるが、友人を通じて子どもの年齢に近い母親同士がインターネットや紙面にはない生きた相談や情報を入手しているのではないかと考えられる。そのひとつのケースとして、携帯でのメール交換を通しての友人紹介である。それはセンター内で携帯メールに本人の同意を得て写真と名前をセンターに来所していない他の友だちに送信し、友だちを紹介し合う形で行われている。このようにメールが友人のネットワークを作り、他の場所（サークル、健診等）において、既成の交友関係からの紹介で来所するケースも多い。このようなケースで情報を得たことによって「家から近いから」ということに限定されず、市外からの来所も厭わない人が多い。この調査においての「今、来所している以外のセンターの利用はあり

ますか」の回答からも理解できる。市内、市外別のセンター来所をみた場合、市外のセンターを利用したことがある人は全体の約3分の1を占めていた。これは父親よりも高い値を示している。現在では、遠距離でもよいから、自分自身で積極的に行動をし、家に閉じこもらない努力をしている姿勢がうかがえる。母親はいくつかのセンターを使い分けながら、友人との交流や子どもと遊ぶ場を探して利用している。また同時に情報を入手しているとも考えられ、これは「来所目的」において「情報を入手する場」と回答している人がいることから推察される。

「来所目的」においては、父親より高い数値を示していたのは「育児講座や親子遊びに参加する場」や「友だちを作る場」、「子育て仲間の友だちと待ち合わせをして遊ぶ場」、「情報を入手する場」であった。育児について学び、友だちとの交流をもちたい母親の心情がみられる。交流をするために滞在時間も長くなり、同じ時間帯に来所することも多くなるのではないと思われる。

二つ目は、来所した母親の状況についてである。子どもをもつ親同士の交流がみられる。では、実際のセンターでの交流はどのくらいあるのか。交流をしている人は5割弱であった。来所している約半数の人が交流をしている。また、初めての来所の子どもの年齢が「6ヶ月未満」と低い頃からの来所が多く目立つことや「遊びにきたい人」は子どもより母親が多いことから母親自身が積極的に来所を望んでいる。また、遊び場の特徴として「保育士」を3割近くの人があげており、保育士との相談は3割強あった。出産後、間もなく来所することのひとつの理由として来所者との交流と保育士と相談をしたい気持ちがあるのではないかと考えられる。

2. 父親の来所における特徴

父親の来所における特徴としては、第一にどのような理由でセンターを利用しているかである。「親にとってのセンターはどのような目的で来所

する場所であるか」の回答では「子どもとのんびり過ごす場」と「子どもと関わる場」が5割弱を占めている。センターで、子どもが遊ぶ姿をみたり、あやしたりしながら乳児である我が子と過ごす場として活用するために来所していることがわかる。また、「他児の様子をみる場」、「子どもとの接し方が学べる場」、「親子遊びや育児講座に参加する場」は3割弱を占め、この3割弱の父親は育児を学ぶ場として捉えている。ここでいう「学ぶ」という言葉には自分の子どもから学ぶ以外に、他児とその親との関わりから、またセンター職員から学ぶという意味が含まれている。よって、来所目的の3分の1弱は子どもに関して学ぶため、3分の2は子どもとのんびり過ごす場、関わるための場と考えられる。

また、他の遊び場ではなく、調査対象のセンターを利用する理由は、「家から近いから」が6割強であった。これは市内の来所者が8割弱ということからも父親は仕事が休みの日に距離的に近い場所で子どもと過ごしている。その理由として、①仕事が多忙ゆえ、近距離において、のんびりと過ごせる場所を望んでいる。②育児に不慣れな父親が育児に困った時や緊急時に母親と連絡し合える場所が父親にとって、利用しやすい一つの来所理由でもある。③父親が来所する曜日は土曜日が多い。その理由として、来所している父親の職業は会社員が90.7%と多数であり、土曜日が休みである人が多いこと、土曜日にはセンターで親子遊び、体育遊び、育児講座の催しを行っていることから、父親がこれらの行事に参加するために来所していると考えられる。

調査対象のセンターを利用する第二の理由として、「妻」がキーパーソンとしてあげられる。父親は休日が週2日ということからも日常生活の中で、子どもと遊ぶ場所に関する地域の情報を得ることは難しい。センターを来所した最も多いきっかけは「妻の勧めで」が約半数を超えており、次いで、「妻と来たことがあるから」が3割という結果であった。また、父親が話や相談をする相

手は妻が多いという結果もあり、妻からセンターの遊び場を知り、子どもと遊ぶ場所として利用していることがわかる。それは母親たちが平素から利用しているセンターは母親が熟知している場所であり、安心して遊ぶことができ、玩具も整っている遊び場であること、また子どもの来所希望が高いことから母親と来所をした経験があり、子どもにとって「安全」で「安心」した場所として妻は夫に勧奨することができるからではないかと推察された。

3. 父母の比較からの考察

調査の結果とその考察から母親が来所する理由として、3つの視点がみられた。それは、①孤立をしたくない母親、②友だちと交流をもちたい、子育て仲間を作りたい母親、③育児について学びたい母親という視点である。また、父親についての視点は、①母親の育児負担軽減のための育児の援助、②家から近く、子どもにとって安全な場所で遊びたい、③子どものことについて学びたいという視点がみられた。センター来所者の家庭状況の特徴は核家族世帯、父親が会社員、母親が働いていない専業主婦家庭がほとんどであること、子どもの人数が少ないこと、子どもの年齢が低いことがあげられる。このような家庭状況においての母親と子どもは外部から閉ざされた状態であると考えられ、こうした生活環境は必ずしも好ましいとは考え難い。母親の孤立を解消するためには、自ら外に出ていくことが必要である。そのためには、センターに来所することにより、母親の負担や自分だけが子育てをしているという重圧感から解放される必要がある。そして、来所することで子どもへの対応にもよい影響がみられるのではないかと考えられる。

父親に関しては、休日に母親の代わりにセンターにおとづれ、子どもと遊ぶ姿がみられる。センターを利用している父親のほとんどは休日が週2日であり、土曜日に来所する父親が多い。少ない休日の中で来所する父親は、インタビューでも

語られていたように、妻の育児負担の軽減をしたいと考えている父親が多いのではないと思われる。母親から得た質問紙自由記入欄には「父親が家以外で子どもをみてくれると嬉しい」という感想がみられた。子どもと少しでも離れる時間があれば、育児から一時的に開放され、気持ちが軽くなるのではないかと推測される。だからこそ、父親は家から離れたセンターで子どもと遊ぶことにより、母親の育児負担を多少なりとも軽減しようと考えていると思われる。また、父親は子育て支援に望むこととして、「一時保育等の保育サービスの充実」をあげているが、毎日の生活の中で父親である自分の代わりに多少なりとも母親の負担を軽くすることを望んでいると考えられる。

来所目的においては、母親が「育児講座や親子遊びに参加する場」、「友だちを作る場」、「センターから情報を入手する場」、「子育て仲間の友だちと待ち合わせをして遊ぶ場」が父親よりも高い数値を示していた。母親自身が育児を学ぶ場、友だちと交流する、友だちを作る場として活用している。父親は「子どもとのんびり過ごす場」、「子どもと関わる場」が高い値を示しており、家より近く安全な場所において、子どもとのんびり過ごすことを望んでいる。父親が毎日の忙しい生活の中で、「仕事とは別の場所」であるセンターにおいて、子どもと遊ぶことにより、気分転換をしているとも考えられる。仕事と家庭に関して自分の気持ちを切り換えたいという父親の心情がくみ取れる。また、父親が育児を学んでいるという結果も得られている。核家族世帯が多い中で、特に父親は小さな子どもと接する機会がもてないまま現在に至っているケースが多いと思われる。それゆえ、子どもと遊んだり、どのように接してよいかわからない現代の父親の姿があるのではないかと推察する。

では、来所目的の父母の相違点を見る。母親の場合は、友だちと交流しながら学ぶ場、職員と相談をする場、育児講座に参加することと捉えている。父親は自分の子どもや他の児をみながら学

ぶ場と捉えていることが調査結果から理解できた。つまり、母親は来所者や保育士等の人と関わりながら学ぶ場、父親は来所者とは関わりをもたずに、観察したり、実際に自分の子どもと関わりながら学ぶ場と捉えることができる。母親の交流は多いが、父親は皆無に等しい。今後この点における父親の支援が促進されることにより、現在の来所目的とは異なる父親の育児に対する見解が広がり、さらには子育てへの意欲的な参加に繋がるのではないかと考えられる。

このような背景から、父親がセンターを利用し、育児をすることの意義は、父親が子育てについて関心をもち、学ぶだけでなく、父親支援は母親への支援にも繋がると考えられる。母親の育児負担を軽減すると同時に母親の育児が少しでも理解でき、妻や子どもとの関わりをより深めることにもある。子どもと関わりをもつことで夫婦の会話も増えるのではないかと考えられる。また、家の中で子どもと関わるだけでなく、自ら地域に出て、地域の親や子どもの様子をみることで育児を学ぶ、子育ての楽しさを実感することにもなる。また、父母共に乳児期からの来所が多いが、幼いころから子どもと関わることは子どもへのより深い愛情を育むことになり、さらには、子育ての責任感を認識する機会になると考えられる。それは平均労働時間をみても8時間以上が9割を超えている仕事中心の父親たちが「仕事とは別の場所」において、気持ちを切り換えることにより、仕事だけでなく、「家族」を見つめ直し、その大切さを再確認することにも繋がるのではないか。さらには、父親が育児を積極的に行うきっかけ作りともなる。また、母親がセンターを利用し、育児をすることの意義は、母親にとってセンターは日常生活の中で、孤立をせずに外界に目を向け、社会との繋がりを保つことができる場となっているところにある。そのため、人との交流がセンター来所の中心に据えられていた。その手段として、キーパーソンとなっている友だちとの交流、情報交換により、それが新たな友だち作りに繋がっていた。

このような友だちとの関わりはインタビューでも語られていたように母親が子どもと戸外に出る頻度も増え、子育てへの肯定的な感情に繋がるであろうと考察する。それは先の意識調査¹⁾にもあるような母親の孤立感を防ぐことができるのではないかと考える。

本研究では、センターを利用することは、母親にとって積極的に外界、社会との繋がりをもつための場であり、父親は家庭内に目を向けるための場として活用されていたといえる。母親は外へ、父親は内に目を向けることで反対の作用を促すように思われる。しかし、先に述べた「外出する頻度も増え、子育てへの肯定的な感情に繋がるであろう」という見解をより深く考察するならば、母親は外出をし、人との交流を通じて視野が広がることで、子どもと家族を見つめ直すきっかけとなるのではないかと考えられる。つまり、センターにおいて、母親が子育てをすることの意義として、母親は外出をすることで友だちを通じて、交流関係を広げ、家で孤立をせずに楽しみながら育児をすることは先に考察したが、センターでの様々な人との交流の中で視野が広がり、子どもと家族を見つめ直すきっかけになると推測できる。よって、センターに来所することで父親と母親のそれぞれが子どもと家族を見つめ直す場としての効果があると考えられる。それは、親自身の成長にも繋がっていると思われる。

以上のように、本研究では、N市のセンターをひとつの事例として検討した。現在、センターは母親が子どもと過ごす場として、広く認識されており、父親の利用は未だ少ない。しかし、子育ては母親のみだけでなく、父親も共に行い、子どもの成長を見守ることが望ましい。本研究では、父親への子育て支援にも目を向けたことで母親、父親を対象とする「家族」支援に焦点を当てて考察した。母親と父親の利用状況を比較をすることにより、母親、父親に対してのセンターにおける役割をより明確に示したことになる。今後、センターは子育て支援を通して、家族ひとりひとりを

支えるための一助として利用展開されていくことが望ましいと考える。

注

- 1) 「平成18年度子育てに関する意識調査」財団法人子ども未来財団では、「孤立感を感じる」ことが「よくある」専業主婦は14.4%、「ときどきある」は39.1%であった。
- 2) 地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業および児童館事業の一部を一体化して、2007年4月から新たに始まった事業である。これは、まさに子育て支援を旨とする事業であり、最も期待が大きい。基本事業内容として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育ておよび子育て支援に関する講習等を全て行い、拠点を定めて実施するものとされている。
- 3) たとえば、金谷京子、坪井敏純、吉田ゆり「子育て支援の限界と今後の課題ー保育所を中心とした子育て支援活動調査からー」『保育学研究』第43巻1号、2005、pp.63-75.

引用・参考文献

- (1) 加藤道代、津田千鶴「宮城県大和町における0歳児を持つ母親の育児ストレスに関わる要因の検討」『小児保健研究』第57巻3号、1998、pp.433-440.
- (2) 柏木恵子、若松素子「『親となる』ことによる人格発達ー生涯発達の視点から親を研究する試み」『発達心理学研究』第5巻1号、1994、pp.72-83.
- (3) 冬木春子「少子化対策における『父親支援策』」『静岡大学教育学部研究報告』57、2007、pp.91-105.
- (4) 社会保障・人口問題基本調査「第4回全国家庭動向調査」国立社会保障・人口問題研究所、2008年